

第百六十九回国会

参議院文教科科学委员会會議録第六号

平成二十年五月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

大河原雅子君

高橋 千秋君

五月二十六日

辞任

浜四津敏子君

補欠選任

藤谷 光信君

木俣 佳丈君

補欠選任

山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

関口 昌一君

佐藤 泰介君

林 久美子君

坂本由紀子君

水落 敏栄君

植松恵美子君

大島九州男君

亀井 郁夫君

木俣 佳丈君

谷岡 郁子君

友近 聡朗君

西岡 武夫君

藤谷 光信君

水岡 俊一君

中曾根弘文君

西田 昌司君

山谷えり子君

義家 弘介君

浮島とも子君

山下 栄一君

委員以外の議員

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

議長

水岡 俊一君

鈴木 寛君

加藤 敏幸君

渡海紀三朗君

松浪健四郎君

渡井 敏雄君

御園慎一郎君

合田 隆史君

舌津 一良君

金森 越哉君

森口 泰孝君

藤田 明博君

西山 英彦君

平岡 英治君

藤泰介君外六名発議

○委員長(関口昌一君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋千秋君、大河原雅子君、浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として木俣佳丈君、藤谷光信君及び山下栄一君が選任されました。

○委員長(関口昌一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学大臣官房総括審議官合田隆史君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(関口昌一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関口昌一君) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大島九州男君 おはようございます。本日、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法案について質問をさせていただきます。民主党・新緑風会・国民新・日本の大島九州男でございます。

御質問をさせていただきます。本件にお手配をいただいて、皆様に感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますけれども、この法案について質問をさせていただきます。

我が国の原子力の研究開発利用というのは、昭和三十一年、原子力基本法が制定されて、恒久平和、平和目的に限り、この安全確保を旨として進められてきたというふうに考えておりますが、平成十七年に策定をされました原子力政策大綱によれば、放射性廃棄物は発生者自らが責任を持って処分を行うというふうな発生者責任が原則とされており、我が国においてこの発生者責任を有する廃棄物を排出する企業やその他団体というのはどういふのがあつて、そしてまた、現在どのような保管又は処分というものを行っているのかというのを御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(藤田明博君) 委員の御質問のまず最初の発生者責任の原則を果たさなければいけない事業者、研究施設等廃棄物を発生させている今回の法改正の対象となります事業者でございますけれども、研究機関、これには国立の試験研究機関でございますとか独立行政法人等がございますし、大学、医療機関等ございまして、その事業所は全国で二千四百程度の事業所数でございます。

内訳につきましては、研究機関等といたしまして日本原子力研究開発機構や国の機関でございますが、約四百七十事業所、それから医療機関としては放射性同位元素を用いました画像診断、治療などを行います病院約二百六十事業所、それから民間企業としては株式会社東芝だとか三菱マテリアルなど約三百二十事業所というふうになっております。

それで、委員の御質問の二番目のどのような形で保管されているかということでございますけれども、文部科学省が最近実施をいたしました調査

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(佐

文部科学省大臣官房審議官

文部科学大臣官房総括審議官

文部科学大臣官房文書課長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省技術・学術政策局長

文部科学省研究開発局長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官

平岡 英治君

西山 英彦君

藤田 明博君

森口 泰孝君

金森 越哉君

舌津 一良君

合田 隆史君

御園慎一郎君

渡井 敏雄君

松浪健四郎君

渡海紀三朗君

加藤 敏幸君

鈴木 寛君

水岡 俊一君

によりますと、研究施設等廃棄物につきましては、昨年末の段階で今申し上げました様々な研究機関、事業所におきまして二百リットルドラム缶換算で約五十五万本が保管されているという状況でございます。これらの研究施設等廃棄物につきましては、原子炉等規制法それから放射線障害防止法等の法令の規定に従いまして、各事業所において安全な形で管理がされているところでございます。

具体的には、各々の廃棄物につきましては、各事業所の保管施設におきましてまず管理区域をあらかじめ設定をいたしまして、その管理区域についてあらかじめ認められた者以外の者の立入りを制限をするとか、それから管理区域内におきます放射線の量、それから放射性物質による汚染の状況を定期的に測定をし異常がないことを確認をするなどの措置を講じることによりまして適切に安全管理がなされているところでございます。

○大島九州男君 今御説明をいただきましたが、一般的に歯医者さんに行ったりいろいろな病院へ行ったりレントゲン撮ったりとかするような部分のそういった我々国民が身近な部分というものと、あとはやはり研究開発をするための部分とか国民とちよつと離れた部分とか、いろいろな部分でそういったものがあると思うんですけれども、大きく分けると、資料でちよつとお出しをさせていただいておりますけれども、独立行政法人の日本原子力研究開発機構、要は原子力科学研究所や核燃料サイクル、そういった人形峠技術センターというような部分の事業者が入るような部分が一つ。それから、社団法人日本アイソトープ協会、まさしくこれは廃棄物の中継所やいろんな処理をするような団体というふうに認知をしているんですけれども、そういう部分。それからR-I関係ですね、先ほど言った医療系の部分のものから出るやつ。そして、あとは一般企業ですね、先ほどちよつとありましたけれども、三菱マテリアル、旭化成、東芝、日立というような核燃料のそう

しても核燃料物質使われております。これらの原子炉は、例えば燃料安全の分野でございまして、それから原子炉工学的な安全の分野でございまして、そういった様々な実験を行うための原子炉でございまして、そういった研究成果はこれは国の安全審査等のより精密化とか、そういった指針を作るとか、そういった場合のバックグラウンドデータ、基礎データなどにも活用がされているわけでございます。

また、民間の例えば核燃料物質を利用する民間事業者におきましては、新しい燃料の製造でございまして、それから核燃料サイクルと呼ばれます、加工から再処理等々まで至る核燃料サイクルに関する様々な研究も行われておりまして、こういった技術が例えば再処理であれば六ヶ所村の再処理工場の技術に引き継がれるというようなことになっているわけでございます。

それから、放射性同位元素を利用するというふうな事業者におきましては、例えば工業製品を非破壊でもって検査をするのに放射性同位元素を使ったり、それから農業利用ということで、放射線育種ということで放射線を使いまして品種改良をする、そういったものに放射性同位元素等を使うというふうなことがございます。また、医療現場におきましては、放射線を用いましてがんの診断でございましてとか治療等に幅広く放射性同位元素が使われておるといふようなことで、なかなかすぐばつと目に付かないところではあろうかと思

いますけれども、様々な分野で原子力それから核燃料物質、放射性同位元素は使われているということでございます。

○大島九州男君 私もういろいろ聞かせていただく、ジャガイモの芽を出させないためにそういう放射線を当ててやるというふうなこともお聞きをしまして、ああ、そういうところにも使われているんだと。なかなかそういう部分というのは我々が知る機会もないわけでありまして、やはり国民としては原子力という、まず発電、それから今言う六ヶ所村とかですね、何かそういう

イメージでいくんですが、やはり政府としても、医療に当然使われているという分野で御存じの方は当然多いでしょうけれども、そういった農業関係とかそういう部分に原子力が広く使われているということは事あるごとにやはり周知をしていくようなことも必要なのかと。

逆に言うと、それが本場にじゃその食品は大丈夫なのなんというふうに言われる部分もあるんでしょうけれども、やはりその安全性とかそういうものはきつちりと、まあ担保されているからそういったところに技術をされているんでしょから、あえて逆にそこら辺のところははつきり言える論拠を持ってしっかりと周知をしていくということが原子力の平和利用について広く理解を深めていくところではないかなというのはいふだんから感じているところなんです。

それで、先ほど言いました独立行政法人の日本原子力研究開発機構というのが、これは統合されてきたというふうに向つております。この設立の経緯ですね、どういうような形でこういうふうに統合していったのかというふうなこと、それから社団法人日本アイソトープ、この団体の設立の経緯についてちよつとお伺いをしたいと思

いますので、よろしく申し上げます。

○政府参考人(藤田明博君) まず原子力研究開発機構の設立の経緯でございますけれども、これは昭和の三十年代の初めにさかのぼるわけでございます。原子力基本法に基づきまして、昭和三十一年に、原子力の開発に関する研究、基礎研究から応用研究まで幅広く行うための機関として日本原子力研究所という特殊法人、それから、核燃料物質の開発それから核燃料物質の生産管理を行う法人として原子燃料公社、この二つが各々三十二年に設立されたわけでございます。

その後、原子燃料公社につきましては、先ほど御説明をいたしました高速増殖炉、こういった新型の原子炉の実験炉とか原型炉の建設、運転、それからそういった分野での研究開発を一体的に推進するために原子燃料公社に動力炉部門を設置をしま

して、動力炉・核燃料開発事業団というのに改組がされたわけでございます。これが昭和四十二年でございます。

その後、動力炉・核燃料開発事業団は、あの平成七年の「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故や平成九年の東海の再処理施設の火災爆発事故などを契機といたしまして、組織体制の抜本的改革をするんだというふうなことが求められまして、平成十年に核燃料サイクル開発機構というふうな形で再度改組がされているというところでございます。

その後、平成十三年の十二月に閣議決定をされました特殊法人等整理合理化計画に基づきまして、先ほど申し上げました日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構を統合して日本の原子力研究開発を総合的に実施するための独立行政法人として平成十七年に日本原子力研究開発機構が設立をされたという経緯でございます。

それから、日本アイソトープ協会の設立の経緯でございますが、これも第二次大戦後すぐということでございますけれども、先ほど申し上げましたような非破壊検査でございますとか厚さ計などに放射性同位元素等を用いるというふうなことで、そういった利用が拡大をしていく、それから放射性同位元素の使用量の急速な増加、そういったものに対応するため、使用者の便宜を図り一括して放射性同位元素を輸入して配分をするという業務、さらにはそれらの安全取扱いのための技術訓練、利用者相互の連絡活動などを行う機関が必要となったということで、こういった放射性同位元素の利用者、研究者から構成されます全国的な任意組織として昭和二十六年に日本放射性同位元素協会が設立をされ、その後、二十九年の五月に総理府所管の社団法人となつて、その後名称が四十六年に変わりました現在の日本アイソトープ協会という形になってきたというところでございます。

日本アイソトープ協会におきましては、先ほど申し上げました放射性同位元素の供給、それから

供給した先で発生をしました廃棄物を受け入れて保管をするというふうな業務のほかに、放射性同位元素の利用等に関する調査研究等を幅広く行っているところでございます。

○大島九州男君 独立行政法人の日本原子力研究開発機構の設立の経緯についてはちよつと後に、私も思うところがありますので、そのときにちよつとお伺いをしたいと思うんですが、日本アイソトープの社団法人ですね、本来ここ

ではちよつとそこを余り突つ込む気はないんですけれども、よくいろんなところに天下りするとかいうようなことが聞かれますけれども、私が調べるところによると、ここが文科省とか何かの天下りになっているような意識は余り私は持っていないですけれども、この役員さんとか理事さんとか、そういう人たちはどういふような方たちがいらっしゃるのかと。世間の人は何かそういう外郭団体で、特にここだけしかやっていないというふうな独占のような社団法人のあれですから、逆に言いますと、こういうふうに通明にやっているんだよということの意味も含めて、どういふ方が理事にいて、どういふ方がメンバーなのかというふうなことをもう一度聞きたいと思いますが、よろしくどうぞ。

○政府参考人(藤田明博君) 必ずしも全部の理事等、今手元にあるわけではございませんけれども、会長が非常勤で有馬元文部大臣でございますが、東京大学の総長でございます。それから、副会長はやはり東京大学の名誉教授で元原子力委員会の委員をされました田畑米穂先生、それから常務理事等も主として大学の先生それから医者さん等がメンバーとなっておりますというふうに承知をいたしております。

それから、社員数については四千四百人ということですが、社員数でございますから、これは各放射性同位元素をお使いになられる事業所等が会員になっておるということでございます。職員数は百四十人ということでございます。

○大島九州男君 今非常勤ということですから、

非常勤の人というのは当然給料とかそういうのはいただかない。常勤の方がいらつしやることとしたら、常勤の方はどういふ方なのかということですね。

それから、今会員企業、大体これ一社、会費といふんですか、その社団に加盟しているその人たちの会費というのは大体幾らぐらいなのかと、ちよつと素朴な疑問なんです、そこら辺が分かれば教えてください。

○政府参考人(藤田明博君) 申し訳ございません、突然のお尋ねでございますので、会費が幾らなのか、ちよつと手元に数字がございません。常務理事、常勤理事につきましては、石博顕吉さん、これは元東大の教授、今名誉教授だと思えます。それから佐々木康人さん、これは放射線医学総合研究所の元所長、理事長で研究者でございます。あとお二人、井戸さん、寺井さんとおっしゃられる方がいらつしやるんですが、ちよつと肩書、過去の経歴承知していませんけれども、基本的には大学、元大学の先生であるとか、それから医者さんであるとか、そういった方たちになっておられるのではないかとこのように推測をしておるところでございます。

申し訳ございません、手元に資料がなくて。

○大島九州男君 今聞いてみると、ほとんどの人が学者とかそういう人ですから、業務というのは先ほど言われた百四十名ぐらいの皆さんでしつかりやられてるんだらうなという、そういうイメージですね。そうすると、その業務はしつかりそこでやられてるんだらうけど、じゃ今の常勤、非常勤の人たちは、あれですね、名前だけで、大体顧問のような感じで、給料なんというのとはもろなくて、まあそういう感じの人ばかりですが、そこは給料というのは出しているんですか、そこは。

○政府参考人(藤田明博君) 今手元に数字はございませんが、常勤の今申し上げました四人の役員の方には報酬をお出しをしているというふうに承知をいたしております。

○大島九州男君 分かりました。

その給料が幾らかというのとはまた後で教えて、今分かれば教えていただいてもいいんですけれども、分かんなければ後で教えていただくというんですが、一般的に企業だとかそういうものの経営の中に、ある程度その企業に貢献をすつとしてきた人が例えば会長になり、そしてまた顧問になるというところで給料が払われていくような部分についてはそういうことはあつていいのかなと思うんですけれども、大体そういう非常勤とかの人たちというのは、常勤の人も、今、先ほど名前を聞くと大学の教授さんとか学校の偉い先生とかいうような、いろんなお医者さんとかいう人であれば、逆に給料等はなくてボランティアでやつてもらうというの、なぜかといえば、それだけ日本のこれからの未来、原子力という部分に対してのいろんな処分だとかそういう方向性を担う社団でございますから。だから、そういう意味での公益法人という性格からすると、まあそこら辺の上に行く人は余りそういう給料とかこういうこと関係なく奉仕の心で仕事をしていくぐらい、まあ十分食べていける人たちだと思ふんで、逆に言うともつと職員の人とかそういうプロパーで頑張っている人をどんどん登用していつてあげるといふのは、やっぱり働く人の意識も上がってくるだろうし、また業務自体も活性化するんじゃないかというふうな思いがしておりますので、そういう方が望ましいかなというの、これは私個人の見解ですね。

財団法人というのがまたあると思うんですが、原子力バックエンドセンターという、このバックエンドセンターというこの役割ですね。この役割をしっかりとちよつと教えていただいて、独立行政法人の日本原子力研究開発機構とかかわり、また、それから社団法人日本アイソトープとかかわりというののもちよつと分かりやすく教えていただきたいと思います。

○政府参考人(藤田明博君) お答え申し上げます。

す。

財団法人の原子力研究バックエンド推進センター、RANDECと略称呼んでございますけれども、これにつきましては、放射性廃棄物処分事業の重要性にかんがみまして、元々は財団法人の原子力施設デコミッション研究協会という協会、やはり財団法人だったわけでございますが、それを改組をいたしまして、廃棄物事業に関する調査、普及啓発などの業務を追加しまして、平成十三年一月に設立をされた財団法人でございます。

そういう関係で、デコミッションの関係、デコミッションというのは、この場合は研究炉の解体等廃炉措置をデコミッションと呼んでいますが、そういったものに関する試験研究とか調査とか技術、情報の提供等々をやるほかに、R・I・研究所等廃棄物の処理・処分事業に関する調査、それからデコミッション及びR・I・研究所等廃棄物の処理・処分事業に関する普及啓発の業務が現在付け加わって実施がされているというところでございます。

今私どもが法律改正をお願いしております研究施設等廃棄物の処分事業の実施主体は日本原子力研究開発機構でございますけれども、RANDECはそういったR・I・研究所等廃棄物の処分事業に関する調査とか普及啓発、そういった業務を担っておりふうなことから、原子力機構からの委託契約などに基づきまして、処分事業に関する調査、普及啓発、情報提供などの協力をこれまでも行ってきたところでございまして、今後も行っていくものというふうに認識をいたしております。

それからまた、R・I協会との関係でございますけれども、R・I協会との関係につきましては、これはR・I協会、それからRANDEC、原子力機構、この三者でR・I・研究所等廃棄物処分事業の推進に関する協力協定を十九年の四月に、昨年の四月に締結をしております、この中で様々な情報交換、意見交換等を行うということで、三者が協力をし合いながら処理処分について円滑に進ん

でいくようにというふうな協力体制を構築をしているというところでございます。

○大島九州男君 今伺いをいたしましたのをちょっとイメージすると、独立行政法人の日本原子力研究開発機構があつて、そのいろんな部分、R・Iのアイソトープもそうですけど、そこら辺の原子力にかかわるいろんな啓発活動とかそういったものをこのバックエンドセンター、RANDECが担っていると。要は、ちょっと下請をやるような関係。

これを例えば一つの会社とすれば、そういう広報をしたり、また今度、いろんな収集をするための啓発活動をしたりとかいうような一部門であるのかなというふうな考え方を持てば、まあ財団法人と独立行政法人と社団法人が三位一体となって原子力に協力をしているという言い方だと非常にこれは何かきれいな言い方で見えた目はいいかもしれないけれども、お金がない中に、じゃ、ちょっと会社の中で統合しようかなと思えば何か一本にして統合できるようなものもあるのかなと、逆に言えばね。そこら辺は、これからの業務の委託の仕方とか、それからそういう実施していく事業のやり方を見ていく中で、やはり行革という部分でいうなら、この三つを一つの縦ラインに持っていくというのも一つ考えられるようなこともあるのかなと。

今日あえて、財団法人の原子力調査バックエンドセンターでしたつけ、そのRANDECの部分のところについて、役員がどうとか給料がどうだなどということはもうあえて聞きませんけれども、こういう部分を見たときに、業務のいろんな効率化だとかそういう部分を見たとき、いろいろと見直しが必要なのかと。特に、今度、財団法人、社団法人を見直すといったときにもこれは大きな一つの視点にもなるのかなというふうな気がしておりますので、今後ともそこら辺のかかわり、役割についてはしっかりと注視をしていきたいというふうに思っております。

次に、今度、特定放射性廃棄物の最終処分に関

する法律というのが平成二十年四月に施行をされております。この改正の要点というものを私はちょっとお聞きをしました。これは経済産業省の方で答えていただけということなので、じゃ、そちらの方からよろしくお願いしたいと思っております。

○政府参考人(西山英彦君) 昨年六月の特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の改正におきましては、原子力発電環境整備機構が行います最終処分の対象に、従来の高レベル放射性廃棄物に加えて、再処理施設から発生するTRU廃棄物などを追加したところでございます。

○大島九州男君 非常に簡潔な御答弁をいただきました。ありがとうございます。もう、一瞬

それで、TRUの廃棄物を追加したということですが、これは、私の受取は、なぜこのタイミングでこういうふうな法改正をしたのかなというのをちょっと考えましたら、今回の法案で処分をするいろんな廃棄物の中に、当然、いろんな医療系から出る手袋だとか、そういったものはもう全然何ということはないんでしょうが、先ほどもちよつと話にありました研究炉です、大学から出てくる研究炉の中には当然高いレベルといいますが、高濃度の放射性物質もあるんだらうというのとは容易に推測ができるわけでありまして、それは今回法律改正をしなければならぬのは、これはだれが考えてもそういうことなんです。だから、今回の法案を改正する前にこういう形で法案を改正するというのは当然しかるべきで、そういう意味では、ちゃんと連携して経済産業省と文科省とやっているのかなといふのは素直に受けました。ですが、そこら辺、今ちょっと私の理解がまだよくないようなところでこういう改正に至っているのか、いや、関係ないですよ、文科省全然関係なく、今回の法案も関係なく、いや経済産業省としてはこういうものを加えるんですよというような観点なのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

ただきたいと思っております。

○政府参考人(西山英彦君) 今私が申し上げました特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の改正法の中では、原子力発電環境整備機構の業務といたしまして、本来の業務に支障を来さない範囲で、経済産業大臣の認可を受けた上で、研究所などから発生する地層処分を必要とする放射性廃棄物の処分を受託できることとしたところでございまして、それは文科省とよく連携を取りながら先を見越してやった手はずでございます。

○大島九州男君 それは大変すばらしいことなので、今後ともそういう連携をしながらしっかりとやっていただきたいというふうに思うんですが。

私も六ヶ所村に行かせていただきました。その原子力発電にかかわるいろんな廃棄物というのは当然六ヶ所村としてきちり受けまされけれども、それ以外のものは受け入れませんよというのが、もうはつきりおっしゃっているわけですね。

これは、私は、今言う研究開発で出ているやつは、商業的な原子炉とはまた違うから、それは別物ですよというふうなイメージは余りないんですよ。それは何でかという、研究開発していったその成果がこういう商業炉とかに、要は原発の技術に应用されたりいろいろしているわけじゃないですか。そうすると、一連としてつながっているんだというふうな私はイメージ持っているんです。けど、そこら辺は、経済産業省としてはその商業用の廃棄物と研究所で出てくる廃棄物というものの性格についてどのように考えられているのかなというの、ちょっとこれ素朴な疑問なので、ちょっとそれはお答えいただきたいと思います。

それともう一つ、三百メートルの地層処分というふうな低いところに埋めなきゃいけないというふうな、高レベル廃棄物と、こういうふうな言われておりますけど、この高レベル廃棄物というものの概念といふんです、低レベルと高レベルとの二つしかないようなんですが、日本の分け方はね、この概念はどういう概念なのか、ちょっと分かりやすく教えていただきたいのと、今回、法律

に想定されている処分をするものの中にこのように三百メートル以下に処理しなさいいけないというように考えられているものがあるのかどうなのかというのをちよつと教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(西山英彦君) まず、商業用のものから出てくる放射性廃棄物と、それから研究用のものから出てくる放射性廃棄物の境目といひますが、そういうものに対する考え方ですけれども、これについては、今、高レベルあるいは地層処分を必要とする放射性廃棄物の処分につきましては、文科省と連携して先ほど申し上げた法律改正をしたところでござひます。

そういう意味で、共通に扱える部分もござひますし、それから発生者責任の観点とか地元の方とか、そういうことからして一定の線引きをしなければいけないところもあるということだと思ひます。

それから、二番目のお尋ねの高レベルと低レベルの境目でござひますけれども、基本的に、高レベル放射性廃棄物というのは使用済み燃料を再処理して出てまいりました廃液をガラス固化して固めたガラス固化体、これが高レベル放射性廃棄物で、それ以外のものはすべて低レベル放射性廃棄物ということとでござひます。

○政府参考人(藤田明博君) 大島委員の方から今回の埋設処分事業の対象となる放射性廃棄物には地層処分相当のものが含まれるのかというふうな御質問があつたかと思ひますけれども、地層処分が必要となります高レベル放射性廃棄物、それからTRU廃棄物、これにつきましては、先ほど経済産業省の方から御説明ござひましたように、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づきまして原子力発電環境整備機構において処分をしていただくということで整理がされているところでござひまして、今回の法改正では、それを除きます研究施設と廃棄物の処分事業を行うというふうなことで整理をしているところとでござひます。

○大島九州男君 ちよつと、ここでもうちよつと

整理したいんですけれども、高レベル廃棄物と言われるものはさつきおつたガラス固化体だ、もうそれしかないんだということですね。その高レベル廃棄物というのは三百メートル以下の地層処分をしないといけないと。

当然、ここで、今言う原子炉の研究の状況の中で出てくるやつとか、それこそリサイクルやるのに、「もんじゅ」に入れるいろんな核燃料の問題とか、そういうものを研究しているわけでしょう。そうすると、その場所でも同じようなものが出てくるはずなんです。そうすると、それは今言うガラス固化体という固有のものではなくして、同じような高濃度の放射レベルのものもあるんではないかというのが客観的なものですよね。先ほどおつたやつ、だからNUMOに処分してもらふんですよ、ここには法案で分けていますよということでしょう。じゃ、法案でNUMOに渡すやつというのは、今言う三百メートル以下に処分しなさいいけないものだという認識なんではないか。

ということとは、ガラス固化体じゃないやつでも高レベルの廃棄物として同じように扱う廃棄物は高レベルの廃棄物という認識を持つのは当然なんです、ちよつとその見解はどうなんですか。

○政府参考人(西山英彦君) これは法律の定義の問題でござひまして、今、法律上の定義の中ではガラス固化体のみを高レベルというふうに扱っておりまして、先生おっしゃるような地層処分という観点で整理すれば、地層処分をしないでいけないうような高レベルに近いレベルの放射能的な性格を持った、定義でいへば低レベルだけれども、そういう性質を持ったものというものはあるわけとでござひまして、これは同じくNUMOが扱うということが法律で決められたわけとでござひます。

文科省の關係の施設からそういうものが出てくれば、それはNUMOが受託することは可能であるという法律の整理になつていふこととでござひます。

○大島九州男君 これは、今言う法律の定義でいへばどうなのかという、観点があつて、我々国民としては、やはりそれだけ地下の低いところに処分しなさいいけないというものは、まあ極端な話でいへば危険なもの、放射濃度が高いものといふふうな認識でいへば、高レベル、低レベルといふふうにして分けたときに、これは低レベルだけれども三百メートル以下に埋めるんですよ、なんというのとは分りにくいわけですよ。だから、そういうところが国民の原子力政策における不信を招く点であるんだということとをちよつと指摘をさせておいていただきます。またこれは後日やりま。

それで、ここで発生者責任というのについて伺いをさせていただきます。

整理しますが、商業原子炉から出てくる廃棄物といふものは日本原燃株式会社から処分をしますと。それで、独立行政法人の日本原子力研究開発機構は、自らの研究開発から発生した放射性廃棄物は当然自分の責任でやりますよと。それに加えて、理化学研究所等の研究開発を行う独立行政法人や国立大学、医療機関、民間事業所から発生する放射性廃棄物を委託して処理を受けますよといふふうなことですよね。

ということとは、発生者責任の原則を見たとき、それは民間事業者が発生させたんだと、その部分を見たときに、いや、原子力開発機構が委託して受けるんですと。言つたら、これは責任はどこにあるのかと。原子力政策大綱に矛盾しないのかといふのがちよつと素朴な疑問なんです、そこら辺の見解を。

○政府参考人(藤田明博君) 御説明申し上げますが、研究施設等廃棄物を発生する事業者が原子力機構にその廃棄物の処分を委託する場合には、廃棄物量に応じまして必要となります処分費用を負担をするといふふうなことで処分を委託をするといふ、費用についてきちつといたした上で原子力機構は処分の業務を行うといふふうなことでござひまして、そういうことでもって当該事業者に

つては発生者責任を適切に果たしたといふふうなことになるというふうな認識をいたしておられます。

そういうことで原子力政策大綱の発生者責任の原則は果たしたといふふうなことになるものと私もは考えているところでござひます。

○大島九州男君 それはちよつと解釈変えた方がいいと思ひますよ。それ何でかといふと、例えば研究所で、私が例えば研究所から、先ほど、低レベルであるけれども三百メートル以下に入れないやつを原子力開発機構にお願いしたら、ああ、原子力開発機構がNUMOにやりましたと。じゃ、NUMOはそれを受けましたけれども、でも、今埋めるところないんですよ。決まてないですよ。どこ行くか分らないと。いや、でも僕はお金払つたんだからおれは関係ないよと、あれはもう発生者責任はこの機構の方にもう行っているんだと。

だから、金さえ払えば発生者責任は免れるんだといふ、そういう認識は持たずに、お金を払って委託することにより発生者としての責任の一部の一端は、ちゃんと廃棄をしようとする場所に持つていこうとするその心はいひですよ。ところが、現実にはそれが本当に廃棄をされて、そしてちゃんと安全なところに処理をされているのかどうかといふところにじゃ責任を持てるのかといへば、その研究所は持つてないわけですよ。そうしたら、最終的にそれはどが責任持つのかといふことになるわけでしょう。ということとは、一体となつて責任を持つような形に持つていかないと駄目なわけですよ。

だから、これはじゃどが一体か。機構がじゃ全部なのかといふたら、そうじゃないわけですよ。機構も結局はNUMOに持つていくわけでしょう。そうしたら、NUMOはどが持つていこうかと。たまたま場所が見付かつてそこに、安定的に処分できるようなところに入れましたと。でも、これが落ちてくると三百年掛かりますと。いふようなことになつたときに、じゃ機構もNUMO

〇も私、研究所も責任持てるのかといったら、持てないわけでしょう、三百年先生きてないんですから。そうしたら、少なくとも三百年先に生きているのは何かというと、日本は何とか生きているんじゃないのことは想定できるわけですから、そこにしっかりと責任を持てるのは日本国なんです。

だから、この発生者責任という言葉で逃げるんではなくて、これは国がきちり責任を持つていくという、そういう法にしていかなきゃいけないんだらうなという気はしているわけですが、こゝでちよつと具体的に法案の中身に入りたいと思うんですが、まず機構のところからいきますよ。

機構は旧動力炉・核燃料開発事業団、動燃と言われるところですね、旧核燃料サイクル機構の流れをくむ研究機関であつたわけですよ。動燃は、「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故が平成七年十二月にありましたね。それから、アスファルト固化処理施設の火災爆発事故が平成九年三月にありました。事故の虚偽報告や不十分な連絡通報などの事故後の不適切な対応が問題となつて国民の原子力に対する信頼を大きく失墜させたわけですよ。こういった不祥事を受けて、いわゆる動燃改革によつて旧核燃料サイクル開発機構となつた経緯がある。この経緯を踏まえていったときに、安全情報公開、事故時の適切な対応が何よりも求められる放射性廃棄物の埋設処分を機構が行うことは妥当なの、大丈夫なのというのが国民の思いだと思います。

動燃の度重なる事故を教訓として、機構ではこのコンプライアンス体制を確立するためにどのようなことをやっているのかと。まあ研修しているとかいうことは聞いていますが、そういう機構の法令遵守体制について簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(藤田明博君) 原子力機構におきま

すコンプライアンス教育の実施でございすけれども、全職員を対象といたしまして法令遵守の重要性、原子力機構の行動基準、それから原子力科学研究所などにおきます汚染に係る法令報告漏れ等を踏まえた再発防止策について、それから研究開発活動における不正行為の防止について、こういった事柄につきまして教育を実施しておるところでございまして、定期的に様々な事例等を踏まえて職員の教育を行っているというふうなことでございす。

○大島九州男君 当然そういうことをやって、それが現実的にきつちりできるかどうかというのは、今後しっかりと我々も注視をしながら見ていきたいというふうなことを考えております。

それから、機構が定める実施計画について、基本方針の策定に当たつては科学技術・学術審議会に諮るのか、それとかパブリックコメントの実施など国民の意見を反映させるような形で進めていくのか、それぞれ教えていただきたいと思ひますし、基本方針に盛り込まれる事項について、条文いろいろありますが、それは漠然としていますから、ちよつと具体的に説明をしていただくとどうなのかというのをよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(藤田明博君) まず、基本方針、実施計画におきます手続、策定に至る手続でございすけれども、今回の改正におきまして、まず廃棄物の処分事業について国が処分にあたつての基本方針を策定すると。そして、その基本方針に基づいて原子力機構が具体的な処分業務に関する実施計画を作成をして、国が認可をするというふうなことにしておるわけでございすますが、まず国が基本方針を策定する際には、科学技術・学術審議会の下に設置されております原子力分野の研究開発に関する委員会において公開で審議を行うというのと、それから、国の方針でございすので、国としてしっかりとパブリックコメントを実施をして、その結果を踏まえて基本方針を策定するというふうなことで進めてまいりたいと思ひております。

また、国が機構から出てまいりました実施計画を認可する際にも、原子力分野の研究開発に関する

委員会において同じく公開の場で審議を行うというふうなことを考えております。さらに、基本方針や実施計画を策定又は認可した際には、これを遅滞なく公表するとともに、原子力委員会、内閣府にございす原子力委員会にも報告をするというふうなことで考えているところでございます。

それから、基本方針におきましては、埋設処分業務の対象とすべき放射性廃棄物についてどういう種類のものを対象とするのか。それから、埋設施設の設置に関する事項といたしまして、機構が適切な時期までに現在稼働中の施設の廃止後の解体も考慮した廃棄物量の埋設処分に十分な規模、処分能力を有する埋設施設を設置すること。それから、埋設処分の業務の方法に関する事項といたしましては、例えば対象となる処分の方法、コンクリートピット処分とかトレンチ処分とか、そういうことを特定をする。それから、対象となります廃棄物、性状等様々でございすので、機構への廃棄物の引渡し後における品質保証をきちつとやるというふうなことにつきまして大きな方針を示すというところでございす。

それを受けて、機構におきましては、埋設処分の対象といたします放射性廃棄物の種類、量、その見込み、これにつきまして、機構のみならず機構以外のものからの受託にかかわるものまでも含めまして、現在量、今後の発生の見込み量等を示すということ。それから、埋設処分を行う時期、量及び必要な埋設施設の規模、能力、こういったものにつきましては、発生見込み量を基に埋設施設の規模、能力、処分開始時期、こういったものについてのめどを示す。それから、施設の設置に関する事項につきましては、埋設施設の立地の具体的な進め方でございすとか建設スケジュール、こういったものを示していくなどという形で具体的な計画を提出をしていただくというふうなことで考えているところでございす。

いづれにいたしましても、これは実際に法律をお認めいただきました後、基本方針、実施計画に

ついては更に詳細に詰めていくということになろうかと思ひております。

○大島九州男君 今いろいろ御説明をいただきましたから、ちよつと具体的に質問をさせていただきますね。当然、法案が通つた後ですから、我々は反対するつもりで質問しているわけじゃないですからね。

そこで、ちよつと簡単にお答えいただきたいんですが、今回の法案の対象となる放射性廃棄物の中で研究炉などから出てくる放射能濃度の高い廃棄物というのはどれぐらい出てくるかというのはもう既に計算してあるんでしょ、五十五万本のうちのどれぐらいかというのを。ちよつとそれを教えていただきたいのと、もう一つ、諸外国における放射性廃棄物の処分の現状から見た場合に放射能濃度に応じた処分体系を僕は確立すべきだと思ひているわけですが。それは何かというと、出所、出てきたところが、例えば商業用原発から出てきたところだからこうですとか、研究から出てきたとか医療から出てきたとかいうような、その生まれたところで区分するのではなくて、先ほど言ったレベルですよ、濃度、そういうものでこれは地下三百メートルとか、これは表面でいいとか、そういうふうに分けるべきと私は思ひますが、その見解を教えてください。

○政府参考人(藤田明博君) まず、一番目の御質問でございす研究施設等廃棄物を発生させる事業者から生じます廃棄物のうちで特に高いレベルのもの、具体的にはNUMO、原子力発電環境整備機構による埋設処分の対象となる廃棄物の見込み量でございすけれども、これにつきましては、現在保管中及び今後平成六十年までには発生が見込まれる廃棄物量として、高レベル放射性廃棄物、ガラス固化体でございすが、これがガラス固化体換算で約千本。それから、TRU廃棄物につきまして、圧縮、焼却などにより埋設可能な形態である廃棄体に直しまして、廃棄体で換算をいたしますと約二百リットルドラム缶ベースで五万本というふうな試算になつていふというふうな

ことでございます。これらにつきましては、ちなみに先ほど御説明をしました五十五万本の数字とは別の数字でございます。

それから、諸外国では一般的に濃度に応じた処分がなされているというふうなことに付いての御質問でございますけれども、海外におきましては、それぞれの国の事情等がある、発電所廃棄物と研究施設等廃棄物を同じ処分場で埋設処分をしているアメリカとかフランスなどの国もございします。それから、チェコ、ルーマニアのように別々の処分場で処分をしているという国もございします。

我が国におきましては、まず地層処分を除きまして発電所廃棄物につきましては、平成四年から電気事業者が出資して設立しました日本原燃が埋設処分を実施しているところでございますが、これにつきましては、先ほど委員御指摘されましたとおり、電気事業連合会、日本原燃は、当該処分に研究施設等廃棄物の受入れは想定されていないというふうなことを言っておるところでございます。このような状況を踏まえまして、我が国の研究施設等廃棄物については、その大半を発生させ、技術能力を有する原子力機構が、今回法改正をお願いするように、ほかの事業者の分も含めてまとめて処分をするということが適切と判断をした次第でございます。

○大島九州男君 ちよつと時間も押してきましたので、今おっしゃったことを受けて、私自身は、国がインシアチブを発揮してR・I・研究所等廃棄物の埋設処分の枠組みなんかはつくる必要があるんだというふうに思っているんですね。

ちよつと現実的なことを言いますけど、放射性廃棄物を最終的に埋設処分するのに、いわゆる生ベースの放射性廃棄物を焼却、圧縮などの減容処理を行って詰めて入れると、できるだけドラム缶一個ですから体積を少なくしてやろうとするのは当然だと思うんですね。

この放射性廃棄物を適切に運搬、減容処理、そしてまた運搬して埋設処分するというような工程

が考えられると思うんですけども、放射線障害防止法や原子炉規制法等の関係法令によって各段階ごとに申請して許可をもらうという今の状況だとそういう複雑な手続を経なくちゃいけないと思うんです。だから、そうなれば、放射性廃棄物を自社倉庫などに保管して貯蔵している業者の中にはこうした手順やノウハウを十分知らないところもあったり、事業運営に当たって廃棄物とかそういうものをちゃんと運搬、そして埋設するように事業者へのマニュアルの作成やそういう説明会の開催などが必要になってくると思います。だから、その点についてはしっかりとやっていただきたいというふうに思っておりますので、これはちよつと要望しておきますね。

そして、処分場の建設なんですけど、今、当然場所はどこか分からない、分かっているはずもないし分かっていたら大変だというそういう話で、建設が決まってるからどれぐらいの期間で建設ができるのかというのを端的にお答えいただきたいと思いますが。

○政府参考人 藤田明博君 法律お認めいただきました後、所要の手続等をして、立地の選定作業を行いました。そして立地が決まりました後、環境調査をございまして、それから国の安全審査、そういったものを経て建設工事等を行いまして、処分場の操業に至るまで、立地及びこれらの一連の手続に要する時間は合わせて大体十年程度というふうに想定をしているところでございします。

○大島九州男君 まあ、十年ということは、用地が決まって十年ですから、用地が決まるまでに十年掛かりや二十年ということですからね、そういった意味では早急にやらなければいけないという認識はしております。

そこで、最後、またちよつと要望しておきます。区分経理の関係ですが、機構の予算は一般会計と特別会計の両方から出されておまして、現行法十八条は、機構が、核燃料サイクルに関する

業務のうち、特別会計に関する法律八十五条に規定する電源利用対策に関する業務とそれ以外の業務とに経理を区分して、それぞれ勘定を設けて整理していかなければなりませんというふうに規定をされております。

しっかりとそういったお金の部分、そういった基金の部分とかいろんな部分が明確にされて、不正が起らないように透明にし、そしてなおかつ、当然これ処分量が増えたりするとお金も掛かっていくわけですから、そこら辺は定期的に見直しながらしつかりと進めていっていただきたいということを要望して、最後に、せっかくだから、大臣に一言もお答えをしていただいておりますので、高速増殖炉「もんじゅ」の耐震の安全性等について。

まず、当然、開けば安全だということふうにおっしゃると思います。これ問題ないというふうにおっしゃると思うんですが、今年十月に運転再開に向けて今準備しているということもお聞きをしております。これも含めて、この「もんじゅ」の部分、これが本当に大丈夫なのかという部分の答えをいただくのが一つ。

それともう一つは、先ほど私が言いましたように、この原子力の問題というのは、三百年先とか言われたら我々だれもいないわけですから、そうするとどう国がすべて責任を持つという姿勢が根底にあつて初めて説得力のある話ができると思うんです。だから、いろんな機構がやっているからとか、これはNUMOが深いところに埋めるからとか、これは機構が医療廃棄物の形の中のやつを受けてやるから大丈夫だとかいうんじゃないかと、これは最後は全部国が責任を持つてやるから大丈夫なんだというふうなことが、僕は、法律に明記されてこそ国民の皆さんにいろんな原子力政策は訴えられるというふうに思っているんですが、そこら辺を含めて答弁をよろしくお願いいたします。

○国務大臣(渡海三朗君) 局長とのやり取りを興味深く聞かせていただきました。

様々な観点から、原子力政策というのは、まず大事なことは、やっぱり国民の信頼と、それから安心ということであると思います。特に、大島委員が指摘をされました、過去において核燃料サイクル機構が様々な事故を起こしまして、何よりいけなかったことはその情報が隠されたということなんです。

私は、ちよつとあのときの事故対策の副大臣でございまして、何よりも信頼を回復するというためにとにかくやってみよう。核燃料サイクルという、こういうものが揺るぎがあつてはいけないというふうな発言はしてはいけない、それはまず結果ありきということにつながるということを申し上げたわけでございます。

やっぱり信頼、これが一番大事でございまして、情報公開、そしてそのことによって国民の皆さんに安心をしていただくということが大事であるろうと考えておるということをまず申し上げます。

それから、耐震の問題でございしますが、地震が近くで起こりまして、これは柏崎の問題もございました。たしか九百八十ガルぐらいだったと思います。すさまじいエネルギーですね。そのことを考えたときに「もんじゅ」が大丈夫かということで非常に心配になったわけでございますが、現在、いろいろな安全評価をした結果、まあ安全性は確保されているという結果が得られていると聞いてはおります。そして、それに基づいて、この耐震安全評価について、原子力安全・保安院による専門家の議論を踏まえつつ確認が行われているところでございまして、より慎重にこの結果を見守っていきたいというふうに思っております。

最後に、今回の法律に対する、国とかかわりでございます。先ほど来、発生者責任というお話がございました。お金を払えば責任が果たされるのか、それは私も実は内部で議論をございしますが、やはり今回の場合、非常に小規模な事業所が多いわけでございますから、最終的に新しい会社をつ

くるといふ選択もあつたと思うんですね、NUMOのような。しかしながら、それよりも、八割ぐらい持っているこの原研が、ある意味で代表者として引き受けるということが非常に現実的な対応であろうという選択をしたと御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、やっぱりこれは立地も、それからその後の実施、これは三百年置くわけでございましてから当然国が責任を持って見守っていくということになるわけでございまして、原子力研究開発機構が、例えば独立行政法人でありますから、いつこの組織体が変わるかという、こういった心配もあるわけでございしますが、これは中期計画を見直すときに、常にこの法律改正も含めて通則法で見直していくわけでありまして、その中で、これは法律改正を伴うということでありまして、国家が当然責任を持ってこの仕事というものをちゃんと見守っていくことでありますので、そういう意味では国が責任を持っているということだというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございします。

○大島九州男 ありがとうございます。本日はもともと大臣に長くしゃべっていただければよかったんですが、申し訳ございません。次回よろしくどうぞ。

それで、最後ですけれども、国が責任を持つということと法案の中に一言入れていただくような、そういう法改正をしていただくことを要望して、終わります。

以上です。

○谷岡郁子 民主党・新緑風会・国民新・日本の谷岡郁子でございます。

ただいま同僚の大島議員の方から、分かりにくいこの問題を随分分かるようにしてもらったのではないかと思います。私の方としては、準備いたしました質問に対して、重複を避けながら、少し順番も入れ替えながら御質問をしたいというふうに思っております。

ただいま大変有り難いことに渡海文科大臣の方からは、やはり隠すということをやつてはならないのだという基本的な精神が出てきたように思うわけですけれども、今後の政策においてもこれがこの法案の下でなされるということとこれを再度確認しておきたいんですが、渡海文科大臣、いかがでございましょうか、隠す隠さないということについて。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 情報公開というのは行政が責任を果たしていく上で大変大事な問題だと私は思っております。今後の政策立案、途中過程でまだ議論が固まらない、そういったことについて言えば、私は、隠すということではなくて、まだ出さないということはある得ると思っておりますけれども、しかしながら、断じて情報を操作するとか隠すとか、これはもう、この信頼で「もんじゅ」が何年遅れたかということと我々は痛いほど経験をしておりますから、原子力政策に関しましての断じて断じてあつてはいけないということに思っておりますし、そういう常に姿勢で臨んでいきたいというふうに申し上げたいと思っております。

○谷岡郁子 一つはしゃるとおりだと思います。ただし、混乱させるような状況をつくるためにそのプロセス上明らかにできないことというものはないと思ひますが、それは私は一定限定されるのではないかと思っております。決まってしまうから、例えば住民の方々が要望を出す時点ではもうそれは今更変えられないというようなことが多々起こってきますと、これはダム建設でありまして、あるいはその他の迷惑施設、産廃場等を誘致する場合でありまして、何でもそんなんですけれども、どこで問題ができてくるかという、いわゆる住民等が意見を出せるときは遅過ぎて、これはもう決まっていますというふうな状況になってしまうことが多いからだと思います。

はじめ情報提供できるところではできるだけでする、また、あらかじめいろいろな方々の意見を聴いておくべきところではできるだけ広く皆さんの意見を聴くということと基本的な精神にしなければならぬと思ひますが、その点いかがでございましょうか。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 基本的な精神としては委員のおっしゃるとおりで結構だと思ひます。私は、もう一つはやっぱり、これはもう以前の様な時代じゃないということ、行政も政治もこれは心して掛からなきゃいけないわけでありまして、よく分かつた上でこれからは政策立案なり、またいわゆる物事を決めていくときの過程というものを考えていかなきゃいけないというふうに考えておるところでございします。

○谷岡郁子 それに関しまして、この法案はそういう意味におきましてとても難しい法案であると思ひ感じております。

日本はもちろん唯一の原爆の被害者となつた国であるということからいまして、大変強い核アレルギーというものが一方に存在しております。

また、この問題は科学的に非常に込み入つた問題であると。私も今回、十数時間から二十時間にわたつていただいた資料等を読み込ませていただいて、それから五時間以上様々なところからヒアリングをさせていただいて、そして、それでも分からない部分を今日の大島議員の議論を聞いておりましてやつと分かつたというような点がございします。その分がかりにくい、訳が分からないということについて国民は不安に陥るものだと思います。

例えば私が素朴に感じましたのも、テラとかギガとかメガ、ベタ、こういう恐ろしく大きな数字がたくさん並んでいるのになぜ低レベルと言われるんだらうというようなことがございします。一定、その低レベルとは何だということを何度も聞きながら考え込んだということがあつたわけですね。それは先ほどの大島議員の質疑の中で明らかになつたように、これは、低レベルとは法的

な定義であつて科学的な定義ではないのだということだと思ひます。しかし、それこそが私は非常にこの法律の大きな問題ではないかと思ひつてゐるんですね。法律に低レベルと定義すれば何だつて低レベルと呼んでしまえる。でも、実際にはその中に一定高レベル。したがって、コンクリートのピット処分であるとか、あるいは地層処分であるとかまで含めて必要とするような危険物だつてその中に含まれていくということが、これが国民を国が翻弄して何となく出し抜いているのではないかと、まただますんではないかという。

ただでさえこういう施設というものは立地するところの住民などは非常に不安と猜疑心を持つものであるのに対して、法的な定義というものが科学的な定義と余りにも懸け離れているということが、これが不信を生み出すものになつてゐるのではないかなというのを強く感じるわけです。

今後の問題といたしましては、やはり体系として、いわゆるその発生源を中心とした状況にたとへなつてゐるということがあるにしても、やはり科学的な低レベル、中レベル、そしてそのレベルのある種の分け方の区分というものを明らかにしていくということと今後の準備状況、あるいは政令ですとか、ある種のガイドラインとかというものを作つていく上ではやつていかないと、その辺のところでは低レベルと言つてだましているんだみたいな話になつてしまいがちなのではないかと、そういうふうに私は懸念するわけでございします。

したがって、大臣、今後の方針をいたしまして、この辺のところが科学的な低レベルと、そしてその法的な低レベルというものの乖離を何らかや埋めて説明していくような、それが明らかになつていくような状況というのはつくつていっていただきたいと思います。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 放射能の問題を扱うときに、ちよつと時間をいただきますが、私が一番実は反省をいたしておりますのは人形峠の問題なんですね。これはレベルでいうと、まあ問題のないと言うと語弊があるかもしれませんが、元々

あつたやつですから、その残りですから。ですから、まあ本来は問題がないはずなんです、住民の皆さんは、鳥取県の方面町の皆さんは実は危ないと思つていらつしやるんです。危ないと思つていらつしやることの不安を解くのにどういうふうにやつたらいいかという問題だったんです。ところが、我々の方にはこのレベルは全然問題ないのでなという意識が実はあつたんじゃないかなという、そういう反省をいたしております。

今委員がおつたように、放射能を扱うときに、これは大丈夫なんだと。まあ低レベル、高レベルというような分け方もございましょうけれども、そういったことをもつと分かりやすく説明をする工夫というのが必ず要るんだというふうに思つております。よりそのことが一層分かりやくなるように、これは法律上は書いてあるという、ああ、もういなくなつたか、というふうに先ほど他省庁が答えになりましたから、私とやかく言うのはまずいかもしれません。まあ政府として言っているわけですから、より我々は工夫をしていかなきゃいけないというふうに思つております。

私が受けております説明は、私もこれ非常に分かりにくいと思つていますが、一メートルの距離でふだんいても大丈夫なぐらいの放射能のレベルと、まあ一メートルで一日ぐらいいるとちよつとレントゲン二回ぐらいの照射を受けるというふうなことから、一メートル近寄つただけで数分間駄目になる、抱きついたらもう一瞬で駄目になるというのが高レベルだとか、こういう説明をよく聞くわけでありますが、いざれにしても、分かりやすい説明というのを我々は心掛けるように今後ともいろいろな局面で努力をしていきたいというふうにおもつておるところでございます。

○谷岡郁子君　ありがとうございます。
大臣の御認識というのは大変有り難いものだと思います。
今回、各国、先ほども大島議員の指摘にもあり

ましたように、レベルによって分別していくのではなくて、レベルの区別ではなくて、むしろ発生由来による区別、つまり発電所とそれ以外のものと。そして、発電所から出てくる廃液を基本的に高レベルと呼び、その他を低レベルと呼ぶということの問題、この奥にやはりありますのは、いわゆる動燃を中心とした経済産業省の元々の分掌分野と、そして文科省の研究、医療を中心としたようなところに係る分野というものの分け方というものがあつたんですね。つまり、科学的な違いであるよりは、やはり縦割り省庁であるところの違いというものがあつてしまつた結果、こういう形でそれぞれ役割分担をしましうというところが出てきたような気がいたします。

これが絶対にいけないというわけでもありません。また、その状況というものを理解しておりますし、今回の法案にそれをもつて反対しようというものでもありません。しかしながら、将来はやはり何らかの形でそれを一元化していく方向性というのを考えていくというところの方がいいのではないのかな、すつきりするのではないかなということを私自身は考えております。

それで、他省庁いらつしやなくなつたところ、で言うのも何なんです、私自身は先ほど、動燃はやはり発電所を造つて電力会社等も含めて出資した上でつくつてある会社であつて、それがその他のところからの何で引き受けなきゃならぬんだというふうに取り扱われるような答弁を聞いておりまして非常に不審に思つたわけでござい

ます。
今まで、原子力開発機構、これは国費を投じて行われたものであり、そして電力を使う使用者の皆さんからの特別会計を使つてできた成果、こういうものの成果というものは、それが電力会社等あるいはそれを設置する関係企業等に言わば技術移転され、そしてその恩恵を被つた上で、言わばその分研究費用が少なくなるような形でやられてきたと。それを、今度廃棄という観点から見たら、自分たちの廃棄物以外は受けられないんだ

というふうにも取れるような発言がなされたと思ふんですね。

やはりそのようなことを企業等が言い続けるような状況というものが続きますと、今後じゃ一定の企業にしか技術移転できないような高度な研究を国民の税金から平たく取るといふことについてはいかがなものがあつたかという議論、国民の中からそういう声が上がるといふことも懸念されるわけでございます。これは政府間の問題として、今後そういうような形の言わば企業のエゴというものを省庁が代弁するようなことはやめていただきたいなことを私の方としては指摘を申し上げておきたいと思つております。

さて、この法案の中身に入つていきたいわけなんです、私が一つ懸念いたしますのは、先ほどの高レベル、低レベルという問題に関して、平成二十年度四月一日からの施行で今のクリアランスレベルというものが決められております。しかし、それは、言わばより厳しい基準になるのではなくて、より緩い基準になつていふように思われることでございます。

私が参議院文教科学委員会の調査室からいただいた資料というのがあるわけなんですけれども、それについて、ピット処分ですとかトレンチ処分ですとか埋設処分であるといふところについて、それぞれのアイソトープについてどの程度が上限なんだといふことが示されている。

その一方で、この間、御省の方からいただきましたその資料というのを見ていて、それぞれのアイソトープを、例えばコバルト60はといふことと比べてみると、かつて八・一ギガベクレル毎トンであつたものが十ギガ、これは大した増え方ではないんですが、例えばコンクリートピット処分のコバルト60などを取つてみますと、十一・一テラベクレル毎トン、皆さん分らないかも知れませんが、いふことで、私も分らないかも知れませんが、昨日まで、が一ベタベクレル毎トンといふふうになつていまして、約九十倍の上限値が上がつていふふうです。これは基準が厳しくなつていふふうではな

くて、緩くなつたように見えるんですが、それで大丈夫なんでしょうかといふことをまず最初に参考人に御質問いたしたいと思つております。

○政府参考人(藤田明博君)　ただいま委員御指摘になりました二つの資料の数字の違いにつきましては、委員がお話しされましたように、最新のデータというのが本年四月一日の原子炉等規制法の改正に基づく数字、これを私どもの方から委員の方にお届けしたところ、それが古い数字と比べて緩くなつていふふうではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、今回の原子炉等規制法の改正は、濃度上限値の算出におきまして最新の知見を反映をさせました国際原子力機関におきましてこの考え方を取入れたといふふうなことを受けてございまして、何か恣意的に数字を直したといふふうなことではないといふふうな、私どもは規制当局ではございませぬので本来説明できる立場ではないんですが、そういうふうなことであるといふふうにお聞きをしておりますのでござい

ます。
○谷岡郁子君　ひとまず、そういうことで結構です。
それで、この問題についてはまた今後の問題だといふふうにおもつておきますが、取りあへず次に、処分場が今ないと、そして五十五万本のドラム缶量が野ざらしに言わばなつていて各所に散らばつていふといふような状況があるといふことなんです、これはど長期間な処分場ができてこなかつたのか。当然、廃棄物が出ればその必要性があるといふのは明らかになつてきた。何が障害になつてきたのか。と同時に、その障害は今クリアされてこの法案は出てきたのでしょうか。

○国務大臣(渡海紀三朗君)　先ほど、発生主体、原因者責任といふ話がございますが、発生者責任といふ話がございます。
今回対象にしておりますこの低レベル放射性廃棄物につきましては、非常に事業所は小さいところが多くて、なかなか、どういふんですか、民間業

者が集まっていゝんな組織をつくるといつても、話が率直に言えなかつたかゝつたといふ、こゝういつた経緯もございます。

その中で、ある程度置いておくスペースもまだあつたといふような事情もあるわけでございますが、いよいよこゝへ来て、なかなか将来見ると心配だなどという状況になつて、そして、先ほどお話がありましたが、私は原燃との話というのも随分したといふふう聞いておるわけでございますが、そういった中で解決策を早急につくらなきゃいけないといふことで話合いが行われまして、将来、八割ぐらゐはこの原子力機構が低レベル放射性廃棄物を発生するわけでございますから、こゝが処分主体となつて事業を行うことが一番適當であり現実的であらうといふ、時間が掛かつたのは、そういった経緯で時間が掛かつたといふふうに承知しております。私はそのような説明を受けているといふ意味で承知をいたしております。

○谷岡郁子君 そうしますと、本当に、これは私は妥當な考えだと思つて確認するわけでございませうけれども、例えば産廃業者さんの中には、中小のところだと本当にどんな勝手なことをするか分らないと、埋めてはならないものを埋めてはならないところに埋めて、その結果、周囲の例えば水の循環といふようなものを本當に取り返しの付かないような形で汚染するようないふケースだつてないわけではないと、あるいは土壌汚染の問題もあると。

そういうことから考えて、やはり一元化して、そして責任を持つてきちんとやることのできるということから考えれば、この形で、現在お示しいただいていゝような、機構が責任を持つて、そして最終的にちゃんとやるといふ形が一番適切だといふことの判断だと理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 基本的にそのような御理解で結構かと思ひます。

一つちよつと説明が抜けておりました。平成十七年に核燃料サイクル機構と原研が統合されまし

て、独立行政法人の改革ということで、実施主体がより大きくなり、なおかつ先ほど言いました一番発生源として非常に大きな割合を占めていゝと、このことも非常に大きかつたといふふうに理解をいたしております。

○谷岡郁子君 そこで、平成十八年、科学技術・学術審議会が出しておりますところによりますと、研究施設等廃棄物に係る処分場の立地条件についてといふことが定められていゝと思ひます。基本的に、この中には自然環境要件、社会環境要件、並びに円滑な事業実施の確保として用地、輸送といふものを見越した上での観点、また地域との共生といふことが大きな要件であるその諸条件だといふことで、それをクリアしなければならいといふことが書かれております。

この要件をその諸条件として立地条件が定められ、最終的な処分場が決まるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) 研究施設等廃棄物の処分施設の立地選定につきましては、今委員が御指摘をされましたような自然環境でございませうが社会環境、そういった面からの安全性の担保、それから用地や輸送条件の利便性、地域共生、そういった観点からの円滑な事業実施の担保などを踏まえて行ふといふふうなことでございませうので、これらの要件を適切に満たす地域は処分施設の立地の候補地となり得るものと考えてございませう。

ただ、今回、委員も先ほど来御指摘をされましたように、このような処分施設の立地といふのは非常に、単に技術的な要件等だけではなくて、地域の御理解、御協力が得られることなど、多面的な観点から慎重にやつぱり検討しながら立地を進めていくといふことが必要であらうかといふふうに思つております。

○谷岡郁子君 そこで、御質問申し上げるわけですが、例えば自然環境要件といふことでこの立地条件が示しておりますものは、例えば、一、地震、津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、

異常寒波、豪雪等の自然現象から安全確保上支障がないこと、四つまであるんですが、二、地盤、地耐力、耐える力ですね、断層等の地質及び地形等が安全確保上支障がないこと、風向き、風速、降水量等の気象が安全確保上支障がないこと、河川、地下水等の水象及び水理が安全確保上支障がないことといふことになつておるんですね。こんな場所が日本にあるのだらうかといふことが私の素朴な質問なんでございませう。

と申しますのは、東濃地域の瑞浪の方で今高レベルのための言わば掘削調査が行われていゝと。それが二〇〇二年から行われていゝわけですが、今約八年間たつていて、当初、そのくらいまで行けば五百メートルは掘り進めるといふふうにか掘り進んでいゝと。なぜなかつたかといふと、水が物すごく出てくると。一日六百トンから七百トン水がわいてくると。この水の処理に大変で、プール造つて、そしてポンプの施設を造つて、言わばその工事を追加しながらやつていけなかつたその水の処理ができていけなかつたといふような現実を私はその地域の関係者から聞いておるわけでございませう。

そうしますと、例えば水の、言わば生活水系に入る様々な水循環といふもの、ここに全く触れないでやれるところとあるんだらうか。例えば地震や台風のおそれ、両方ともが全くその危険性がない場所なんて日本にあるんだらうかといふこと、これについて素朴に疑問を感じてしまつたのでお聞きするわけですが、いかがなんでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) なかなかお答えするのは難しいんですが、ちなみに原子力発電関係の施設として六ヶ所村に廃棄物の処分施設が既に立地をされていゝという実例があるといふこと、それから、日本ではそれ以外廃棄物におきましても低レベルの廃棄物の処分場といふのは十分な実績があること、そういったことを考

えますと、絶対にないのかといふふうなことは必ずしも言えない、私どもとしては十分可能性があるのではないかといいことで適地を探していゝといふふうな考えていゝところでございます。

○谷岡郁子君 あくまでもその条件で探すんだといふことを言つていただきまして、心強く感じます。といふのは、勝手なところでどこで条件が緩和されてしまへば、それこそ本當に取り返しの付かないことが起き得るといふふうに感じるからでございますし、よろしく御願い申し上げたいと思ひます。

次に、社会環境要件といふのがありまして、そこには近接工場等における火災、爆発物から安全確保上支障がない程度離れていゝこと、河川水、地下水等の利用状況、農業、畜産業、漁業等食物に關する土地利用等の状況及び人口分布にかんがみ安全確保上支障がない場所であること、石炭、鉱石等の天然資源から安全確保上支障がない程度離れていゝことといふこと、また原子力機構は本処分事業においては安全性に係る要件に加え、事業を円滑に実施するための要件も十分に検討するようといふふうな形が書き加へられていゝるわけなんです、そうしますと、人口分布なんて話になりますと必ず過疎的な地域にこれを持つていくといふことが容易に推測できるわけなんです。

一方で、電気需要を始めとして、言わば産業の集積、人口の集積、消費の集積といふものが当然都市部にありながら、過疎部の方にいゝという形だといふ廃棄物を最終的に押し付けるといふことになつてしまふのかといふふうに思ふわけですが、これはまた先ほどの自然的な状況からいゝましても、言わば過疎部に行くほど源流に近いと、水の源流に近いといふようなことがその一方で言えるわけなんですけれども、この辺については、これはちよつとあゝいまいな書き方がしてあると思ひますので、具体的にはどういふことをお考えなのかといふことを確認しておきたいと思ひます。

○政府参考人(藤田明博君) 今委員がお触れにな

りましたその社会環境要件というのは、まさに原子力安全委員会の放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方というのに基づく要件でございまして、具体的にこれをどう理解をし反映させていくのか、これにつきましては個別具体的にどのような地点がどういう条件に合うのかということを検討しながらやっていくということで、ここにおいて、例えば安全確保上支障がない程度というのはどの程度とか、そういったことを今定かに私どもとして申し上げられるというふうなことでは必ずしもないということを御理解いただければと思います。

○谷岡郁子君 ということは、今後議論をされていくわけでしょうし、こういう細かいことについては決定されていくということ、必ずしも私は十分だとは思いませんが、しかしながら、今後の経緯についてはやはりきちんとその折々で情報公開をしていただいて、そしてその議論の経過等もできるだけ透明化していただいて、そして国民の皆さんが納得、安心してその施設に付き合えるようにしていただきたいというふうにお願いを申し上げておきます。

その他用地については、矩形、つまり長方形らしいんですが、長方形に近い形であること、十分な広さがあること、おおむね百ヘクタール、できるだけ平坦であること、価格が妥当なことということが付いてまいりまして、その輸送の観点では、例えば道路等適切な輸送方法が確保できること、公道から候補地までの輸送経路、取付け道路等が確保されていて妥当な距離であることというふうなことが書かれております。

これもしっかり守っていただきたいということをお願いしたいわけですが、最後の三つとしまして、地域との共生ということが書かれております。この地域との共生ということは、施設の立地により周辺地域の社会活動、交通、産業活動に著しく影響を与えない等立地地域の住民の生活環境が可能な限り守られることが一つ、二つ目が所在市町村、所在地都道府県、周辺市町村等の理解

と協力を得ることができるということが書かれております。

この二番目の所在市町村、所在地都道府県、周辺市町村等の理解と書いてあるんですが、この周辺市町村等というのはどのくらいの範囲を考えたらよろしいんでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) これもなかなか一概には申せないところでございますけれども、立地市町村に隣接をしている市町村とか、そういった形で一般的には考えているところでございますけれども、これも個別具体的なケースごとに判断をしていくということになろうかと思っております。

○谷岡郁子君 先ほど申し上げましたように、水や空気あるいは土壌というのは簡単に分断できるものではないとすれば、周辺、隣接した地域の方々が理解をするということは大変重要なものだと思うんですね。一概に言えないと今おっしゃったんですけれども、やはり周辺市町村等の理解と協力を得るということは、そのために誠心誠意努力をしていただきたいですし、そういう条件を確保していただきたいと思っております。

また、所在市町村というのと、それから所在地都道府県というふうに書かれておりますけれども、それぞれ所在自治体、そしてその県と、そしてその議会、県知事ということの承諾が必要だということに理解していいということでございます。

○政府参考人(藤田明博君) 基本的には、所在をしております市町村長それから所在しております都道府県の知事さんの御了解を得ながら進めていくということであらうかというふうに考えております。

○谷岡郁子君 この件に関しましては、既に、地元というふうになるのかならないのか分かりませんが、言わば候補の一つに今後なっていくかもしれないような地域でかなりいろいろな状況が起きてきているということがございます。そして、今、県名まで申し上げるつもりありませんし、

その自治体名も申し上げるつもりはありませんけれども、もう今からこういう状況になっているということがあります。

できるだけ早い時期に立地条件等をお示しいただきたいというふうに思いますし、今後、その選定に入っていく上での手続としてプロセスというものが明らかになっていかないと、今まで、こういう法律ができる、こういうことをやっていくんだという状況がありながら、具体的なものが示されないままに来てしまっているということが、言わばいろいろな思惑を呼び、それがまた疑心暗鬼を呼んでいるという状況の中で、今から、何も始まらないうちからもう混乱が始まっているという状況もあると思えますし、また当然、その地元というふうに言われるような方々にとつては、必要ではないかもしれないような心配もたくさんしていらつしやるというふうな現実というものが現在起こってきていて、これがメディアを通して新聞などにも取り上げられてくるといようなことが起こってまいっております。

ここで、できたら、今後の手続、プロセス、そのスケジュールのめどというふうなものが、今分る範囲で、分かっているならば是非御開示いただきたいと思えます。

○政府参考人(藤田明博君) 処分場の立地選定につきましましては、法律改正をお認めいただきまして法が施行されました後、できるだけ早く、数か月のうちに国として基本方針を定め、そしてその中で立地の基本的な考え方を明確にいたします。そして、それに基づいて原子力機構が出してまいります実施計画の中に立地に向けた具体的な手順を明らかにしていくというふうな形で、事業を開始する前にそういった実施計画のレベルで手続等を明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、その上で立地の作業を進めていくわけでございますけれども、立地から施設の運用の開始まで約十年というふうに見込んだときには、立

地の決定まで最終的に至るのに三年ないし四年とか五年とか、その程度を見込んでおるといふようなことでございます。

○谷岡郁子君 今数か月というふうにおっしゃいましたけれども、現在のところはそうしますと、どのような自治体とも一切接触をしておられないということではよろしゅうございますか。これは確認でございます。

○政府参考人(藤田明博君) 私どもないし原子力機構におきましては、現在までに立地に関連して具体的な取組は全く行っておりません。

○谷岡郁子君 ありがとうございます。

そうしますと、今後の問題といたしましては、立地の条件、そして手続、そのプロセス、スケジュール等についてはできるだけ早く条件等を明らかにしていただきたいと思えますし、そしてその後、一斉というふうな形でできるだけ白日の下にそういうことを進めていっていただきたいということをお願い申し上げます。

と同時に、用地調査に関することですけれども、これはアセス法に準じて条件が調べられるというふうに考えてよろしゅうございますでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) 環境影響評価法につきましては、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としているというふうなことでございます。現時点では、研究施設等廃棄物の処分事業はこの法律の対象事業に該当するものでは必ずしもないというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、今回の研究施設等廃棄物の処分事業は、原子力安全・保安院それから原子力安全委員会等による安全審査によりまして、研究施設等廃棄物の処分事業について、埋設施設の敷地、それからその周辺における地質、水理等の自然環境、それから土地利用等の社会環境がきちっと考慮されているかどうか、先ほどの条件に照らしてきちっと考慮されているかどうかを安全審査の段階で確認をするというふうなことになっております。

す。したが^いまして、そういう手続を踏む中で機構として必要な調査や住民への説明が確保されるものというふうに考えております。

なお 今回の処分事業に關します環境影響評價の在り方につきましては、今後、環境省とよく相談をさせていただいて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○谷岡郁子君 規模の問題ということは今御指摘いただきました。これは規模をどういう規模と考えるか、自然の改変の例えばヘクター的な意味においての規模ということも考えられます。しかし、その規模というのは、社会的影響の大きさ、あるいは何かあった場合の自然破壊等を含めて自然改変の可能性の大きさ、またその影響を被る時間の長さ、例えば放射能というようなものはその半減期が何時間というものもある一方で、何十年、何百年もあれば、ウラン238のように半減期が四十五億年という、地球誕生してからまだ四十六億年じゃないですかというような、そういうたぐいのものも一方にはあるわけです。

そうしますと、非常に何かあれば影響が長いその分だけ大きくなっていくという可能性が考えられるとするならば、単なるヘクトールの、あるいは自然の改変というものの動かす土の数量的な問題だけではなくて、当然やはりこれは非常に心配で、その影響、また心配の大きい事業であるということから考えて、その規模等を勘案してアセス法というものをできるだけきちっとのつとてやるということによって、住民の皆さん方にも安心を確保することができるということだろうと思いますから、今の御答弁でございますけれども、再度アセス法にのつとて調査をやっていたきたいということでございますが、いかがでございましょうか。

○政府参考人（藤田明博君）　今も申し上げましたけれども、安全委員会等の審査におきましてそういった必要な調査、住民への説明等確保されるというふうなことでございますけれども、今の委員の御指摘も踏まえまして適切な環境影響評価の在

り方について環境省ともよく相談をして対応させていただきたいと思っております。

○谷岡郁子君　環境省とその辺のところは相談いただくということでございますが、その意見を踏まえていただくというふうに言われましたので有り難いと思いつつ、しかし、しつこいようですが、いわゆる環境省のみならず、環境団体、そして地域のいろいろな方々、御心配をしていらつしやるような方々、そういう人たちの意見も聴いていただいて、その方々が納得されるような方向で準備を進めていただきたい。

環境省にいいと言われましたからというの
これは皆さんの中では通るかもしれませんが
も、国民は今、各省庁をそのようには信用して
りません、はっきり申し上げて。ですから、省
間で官僚の方々がいいとおっしゃったことを、あ
る意味でこれまでの状況の中で信用できないとい
う状況があるんですよ。だからこそ、今後のこと
を考えますと、本当にその対象となる方々の意見
を広く聴いていただくということが大事だと思
いますので、是非その方向でお願いをしたいとい
ふふうに思います。

そして、その次に参りたいと思います。

現在、保管をしている場所がたくさんある。そして、その中には大学と、私どもの大学もそうなんですけれども、非常に中小のところがたくさんあるわけですね。こういうものを変えていくとなれば、何万本も持つているようなところは別として、一定の時間で、これは実施が始まれば、この施設の運用が始まればということでございますけれども、それは十年後からはどんどんなくなっていくことだろうと思います。そのときには言わば保管庫になっている場所が空くということ、今後その場所を新たな用途に使うということが想定し得るわけです。

その場合に、例えば、何もなければ当然汚染だとかそういうことは考えられないわけですから、たとえばこれまでの経緯の保管の状態であるとか、あるいは動かしたときに何が起こるかという

ようなことにおいては、土壌ですとか、それから施設自身が汚染されるというような可能性もないわけではないと思います。そういう問題に対してはどのようにお考えになっていて、今後どのような形で対応していけるおつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(森口泰孝君) 今先生からお話のございました原子炉とかあるいは核燃料物質の使用の施設、これらを廃止して跡地を利用しようと、そういう場合におきましては、一つは原子炉等規制法、これに基づきまして、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染されたものの廃棄等の措置を講じなければならぬと、このようになっております。そして、これらの廃止措置を終了するに当たりましては、同法に基づきまして、核燃料物質によって汚染されたものが廃棄されていること、残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないことなどについて国の確認を受けるということになってございます。

それから、もう一つの体系として、放射性同位元素、これの使用施設等を廃止して跡地を利用しようとする場合には、放射線障害防止法、これらの二十八条の第一項の規定に基づきまして、廃棄物保管施設を含めまして放射性同位元素による汚染を除去し、その結果を報告すること等が義務付けられております。

文科省におきましては、この報告のあった内容を精査して確認するとともに、廃止に伴う措置の内容が適切でないと認めるときには、同法の二十八条三項により必要な措置を講ずることを命ずることができると、このようになってございます。

以上、御説明申し上げましたように、廃棄物保管施設の跡地を利用しようとする場合には、これら原子炉等規制法それから放射線障害防止法、この各規定に基づきまして安全確保に万全を期してまいりたいと、そのように思っております。

○谷岡郁子君 次に、当該施設はいったん造られれば、それこそ何百年というスパンで最低その運

営が続けられるということになるかと思いますが。それに對しましてのやはりモニター、モニターングと、そしてそのモニターングの結果の公表、また勤務する人々の健康保全の問題及び地域住民の方々の健康保全の問題、これについては今どのようにお考えになっているのでしょうか。

○政府参考人（藤田明博君） 処分事業の実施に当たりましては、国の原子力安全委員会の考え方に基づく原子炉等規制法などの関係法令を遵守をして周辺住民や従業員員の安全確保に万全を期していくというふうなこととなっております。

具体的には、周辺の一般公衆が受ける放射線量は、原子炉等規制法等の規定に基づきまして、年間、これも難しい単位で申し訳ございません、一ミリシーベルト以下になるよう立入禁止措置や環境モニタリングなど生活環境に影響を及ぼさないための措置が講じられることとなっております。

また、従業員につきましては、年間に受ける放射線量が五十ミリシーベルトということで一般公衆の五十倍以下とされておりまして、その安全を確保するために原子炉等規制法等に基づく保安規定、そしてその内容をより詳細に示しました安全作業基準などのマニュアルを徹底したり、フィルムバッジの着用などによります被曝管理などを行うことによりまして従業員の安全性をきっちと確保していくこととしております。

○谷岡郁子君　今、従業員の方々、これは多分地元に近い方々も一定割合になると思います、専門技術者にプラスして。この方々は、例えば年間五十ミリシーベルト、訳も分からずに言うわけですが、五十ミリシーベルトだとお聞きしましたが、これは継続的に例えば何年間ぐらいこの形を続けるということが想定されているんでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) 年間最大五十ミリシーベルト以下でございますけれども、五年間で百ミリシーベルト以下ということで、五年間継続して放射線を浴びる場合には、その全体五年間での被曝線量は年間で受けるものの二年分以下というふうなことになるかと思えます。

○谷岡郁子君　そうしますと、五年間で百ミリシールドがその上限で、またその次の五年間は百ミリシールドでオーケーだということなんですか。それはいかがですか。

○政府参考人(藤田明博君)　委員御指摘のとおりでございます。

○谷岡郁子君　私がなぜこのようなことを心配するかということと言いますと、これは非常に細心の注意を払って、言わば熟練、慣れが必要な仕事、例えばトラックからの荷降ろし一つを取っても通常のものよりも管理等が必要のような仕事になろうかというふうに思っています。片っ方でペタランを必要としながら、片っ方では、言わば被曝という関係からいって、言わば新しい人を次々とつぎ込まないと、熟練したところにはそれが、その被曝量が一定になってしまうという、ある意味では相反するようなことを追求しなければいけないということが起こってくるのだらうなど。

そういうことに限して、例えばしっかりとした新人が入ってきて、つまりまだ被曝していない人が入ってきて、つまりまだ被曝していない人ばならないでしょうし、ペタランの人たちが欲しい場面でも必ずしもそういうことが手当てできない可能性が出てくるということになると思うんですが、この辺についての今後の継続的な安定的な、いわゆる質の高い、レベルの高い技術者の確保、従業員の確保ということについてはどのようなお考えになられているのでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君)　これも原子力機構が実際に施設を運用する前にきちっと計画的に熟練者をまづ集め、そして、若手の職員を採用しながら、年間計画的に訓練をしていくというような訓練計画等も立てながらきちっと人材育成等を図っていく必要があると思います。そういうことも含めまして、きちっと対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○谷岡郁子君　今すぐ始めても操業までには十年掛かるという問題、この問題につきましても、私はこの中で法案に対しては反対しようという

うような意図は全く思っておりません。

しかし、その一方で、やはりその施設を最終的に受け入れることになるであろう地域の方々、またそこで働く方々にとつては、本当に命を懸けたような心配であったり、言わば恐怖であったりするところのもの、付き合わなきゃいけないということでもありますし、それが永続的に行われるということだろーうと思います。先ほど来申し上げましたように、法的には何だっって低レベルであろうと、高レベルであろうというふうには呼べるわけではございませんけれども、それはやはり科学的な知見の高レベル、低レベルとは乖離していると。そういう中で、何となくもやもやとだまされているような気分になってしまふようなその現実、こういうものを今後はやはり考えていっていただきたい。

また、経済省区分とそれから文部科学省区分というこの中でお互いに、今回のヒアリングの中で何度かあったんですけれども、言わばそれはうちの問題ではないのでお答えできませんみたいな話になってしまつたりと、これではやはり国としての一体の事業としては受け入れ難いということがございます。そして、省庁がこういうふうに分かれていて、役割分担がこうだということ、これは行政の論理ではあつても、これは国民が受け入れる論理とは全く懸け離れたものであるというふうに思います。こういうものが言わば盾になつて住民が御理解をいただくということを阻むようなことがないように、この事業を是非円滑に進めていっていただきたいということをお願いしたいと思います。大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(渡海紀三朗君)　省庁の縦割りとよく言われます。私は、これは政治家がだらしないうからだと思つてます。ただ現場は、そうはいっておりまして今委員が御指摘をいただいたようなことが起こるわけではございません、そういうことは断じてあつてはならない。「もんじゅ」は、そういう意味では研究開発は文部科学省がやってお

りますし、発電もやりますから、そういう意味では経済産業省、私はいい意味であそこであらうなことがやられたらもつとも縦割りはなくなるなと思つております。

いろんな質問に關しまして総合的にお答えをいたしますと、原子力政策というのは、国民の信頼、また理解がないとこれは先へ進みません。そのためのやっぱり一番の基本は情報公開、それから丁寧な説明をしていくということです。その説明に当たつて一番大事なことは、要するにこちら側の論理ではなくて、住民の皆さんは一体どういふふうにおつておられるのかという、総理がよく言われる国民の目線という、この目線でやつぱり説明をする努力をする必要があるかと考えております。

今後ともそういう姿勢で、原子力は今、エネルギーが大変、石油が高騰しております、そういう面でも必要でございますし、また環境問題ですね、このことを考えた場合に、これは国民の理解と安全、安心ということが前提でございますが、非常にクリーンでCO₂にもいいわけでございますから、時間を気にされておるようでございます。それからこの辺で答弁はやめますけれども、しっかりと我々は推進をしていきたいと思つております。

○谷岡郁子君　ありがとうございます。この問題の議論を終えて、ちよつと残りの時間を使つて次の問題をお願いしたいと思います。昨日、実は決算委員会の方で質問をさせていただきました。その中で私どもが明らかにしたことというのは、これまでに衆議院の方の同僚の議員を通じて分かっていることとして、大島さんと倉重さんという逮捕者を出したこの事件に關して、実は、あと文科省の施設部内のOB等を含めたところで四、五人のゴルフ、言わば宴席等のお付き合いがあつた方がいらつしたということ。また施設部のOB等の方々文教施設協会に二十数名天下つていらつしたということ。各国立大学等へ部長、そして課長レベルですと六十人程度の人がいろいろな形で各大学の施設部の枢要な部門

にいられるというような形で構造的な問題が考えられること。

また、歴代施設部長、九代ここにお出しをしておりますけれども、昭和六十年の高野文雄さんから大島寛さん、この方が逮捕されたわけですが、この九代の中で文教施設協会の専務理事に天下つた方が、その次二枚を見ていただいたら分かるわけですが、最初の佐川政夫さん、平成六年から平成十三年の五月まで社団法人文教施設協会の専務理事でございます。その後、その前の施設部長であられました高野文雄さん、この方は引き続き九代に平成十三年から十六年まで社団法人の文教施設協会の専務理事であつた。そして同時に、次のページに行きまして、平成八年から平成十六年まで文教施設部長でありました勝山さんが平成十六年五月から現在まで社団法人文教施設協会の専務理事であるということ。昨日の時点で御指摘を申し上げました。

と同時に、それは、ついでに文科省の施設部として文教施設協会というのは、倉重さんを通じて単なる何かのお付き合いというよりは、もつと構造的な、つまり平成六年以来に限って言えば、ここ以前がまだ分かつていないわけですが、これも、文教施設協会の専務理事というのには文教施設部長でかつてあつた方々の指定ポストであるということ。昨日の時点で御指摘申し上げたわけ

です。それは決算委員会であつたからですけれども、ここ文科の委員会の中で今日私は御指摘したいのは、私は大島さんが元施設部長として、その時代の問題として逮捕されたわけなんですけれども、この方が逮捕された時点で沼津高専の校長であつたということに注目をさせていただいております。沼津高専の校長、つまり校長という教育の、言わば学校の生徒、学生たちにとつてのロールモデルであり、言わば目指すべき人間像であるべき方がこのような恥ずかしい事件で逮捕されてしまつたということは大変悲しく思つてございます。

と同時に、調べてみますと、この九代の施設部長で見ていただくと分かるんですけども、言わば二人、一人の文教施設協会の専務理事へ直接天下られた方と萩原さんというその大島さんの前の東北大学の副学長に行かれた方以外はすべて高専に校長として行かれていたわけですね。

私が調べたところでは、高専の校長職というのは、言わば設置基準上、また法律の体系からいいますと、大体短大の学長というものとその条件設定、資格設定等については同等だと思われますが、それはいかがなんでしょうか。

○政府参考人(合田隆史君) 御案内のように、高等専門学校は中学校を卒業してから五年間の学校でございます。一方、短期大学は高等学校を卒業してから二年間の課程でございます。したがって、言わば、いわゆる中等後の教育段階としては二年間の教育を受ける機関でございます。そういうこともございまして、制度的にはいろんな意味で短大、短期大学に対応するような制度設計が行われていると、一般論としてはそういうふうにし上げてよろしいかというふうに存じます。

○谷岡郁子君 高専は、もちろん学校教育法の中で何を置くかということが決められて、校長を置くということにもなっておりますし、そして設置基準等の中に校長の資格要件が書いてありますけれども、そこには何て書かれておりますでしょうか。

○政府参考人(合田隆史君) 恐縮でございます。今手元に条文が持ち合わせがございませんので、正確にちよつと今申し上げることができません。申し訳ございません。

○谷岡郁子君 では、今お調べいただいているんでしょいか。もしそうでなければ私の方から、私、一字一句までは覚えていないんですけど申し上げますと、人格高潔にして、教育の業績と見識があるというようなことがたしか書かれています。これ普通、犯罪を、そういう贈収賄なんかやる人は人格高潔とは当然言えないわけでございます。

と同時に、教育に対して経験や見識があると。これは通常、具体的にどういふふうにとらえられるかというところ、教育などの分野において様々な研究論文を書いておられるということであり、そういうことでの見識というふうなものが、その経験上、教職を持ったというふうな形も含めて行っているということが通常だと思えます。

また、給料についてはですけども、高専の校長というのは給料の位置付けというのはどういう形で、何職の何等級になつていふふうなんでしょうか。これもそれからこの間いただいた資料に書いてあったんですが。

時間がないので私の方から申し上げます。これは教育職職員の五級という指定になつております。

どちらを見ましても、これは教育職なんです。それで、教育職で、もちろん私も学長を長年やつておりますから分かつておりますけれども、行政の職でもあり、また管理職でもあるということとは否めません。しかしながら、経営ということの中心というのは、今もう高専の機構ができていくということ。そちらが重点的に行うといへば、例えばやはりこれは、校長というのは明らかに教育職である。この教育職に文科省の施設部の方々がこれほど大量に入つていられるということはやはり私としては奇異に感じざるを得ないと思ひますし、ふさわしいことではないというふうに思われます。

そこで、私どもの方の事務所で作り出したこの色刷りの紙を見ていただきたいと思いますんですが、これは中を今細かくやる時間ございませんのでやしません。これは何を示しているかということも申し上げますと、まだ空いている空欄のところ、これが現在のものです。そして、薄いオレンジの肌色のカラーのところ、これが生え抜きの、つまり元々高専というものについて一番よく知つていて経験があるであろう生え抜きの方々が校長であるところがございます。そして、ブルー

は施設部を始めとして何らかの、文科省にかつて勤められたというふうな形で行政職の方々がこの紺のラインになつております。そして、グリーンは大体大学の教授の方々というものが就職されている。前に衆議院の方の答弁でも既になされていて、いろんな側面があつて、高専からの要請等もあつてというふうなことを大臣としてもお答えになつておりました。

しかし、ここで見ていただきたいんですね。この歴代、左の方はずっと代を重ねることに、これ同じ年限で、例えば二〇〇〇年という形でそろえているのではありません。第一期の校長から歴代の校長がどのようになつていふのかということで作った資料でございます。

ここで見ていただきますと、ブルーのラインがずっと続いているところというのが結構何本もあるわけですよ。ここに、施設部長のところでも出てきております木更津ですとか沼津というふうなところを含めて七、八校のところというものは、何代も重ねて歴代の校長が言わば文科省から来ているというふうなことが分かるわけです。

また、同時にこれを、本当はもっとほかのところを見ていただいたら分かるんですが、色付きでないところ、つまり大学の教授の方々が来ていらつしやることも、北海道はすべて北海道大学の教授、そして鹿児島県の地域なんかだと全部鹿児島大学の教授と。

もう明らかに植民地としてしか見えない。もちろんこれは、そして文科省含めてある種の指定的に、植民地のように校長が、教育的な配慮ではなく、指定職のような形で使われている。こんなことで高等専門学校が本当に教育的な意味で発展していくということはあり得ることなんだろうか。これはたまたま事件の関係を調べておりました、疑問に思つたところを進んで調べていつたらこういう結果が出てきた。

言わば、このような不自然な、天下り的な形ではなくて、高専の校長というのはそれぞれの高専の事情に従つて、本当に生徒やして今後の発展

のために必要な人が言わば大きくところから選ばれる。国立大学、例えば北海道地域にしましても、いろんな中部、関東の地域にしましても、例えば国立大学だけに一番本当にいい先生がいらつしやることは限らない。また、生え抜きというふうなことをもつと考えていかなければ、今後の出世を楽しみに、またそういうふうにある種の力を、今後そのポジションになればこの学校をこういふふうに変えられたいと思つていふ生え抜きの方々も利用できないという状況があると思うんですが、今私が述べましたこと、この資料で明示したことについて、今後の改善について大臣の方からお願ひをいたします。

○国務大臣(渡海三朗君) この問題につきましては、衆議院で別の委員会からも御指摘をいただきました。

過去、平成十六年に独立行政法人になるまではやはり国立高専として、国立大学も含めて、人事の環として行われていたと私も思つております。そのことをまだちよつと引きずつていふ感じがはいま言ひませんが、要は広く、今委員がおつしやいましたように広い分野から多くの人材をリクルートするということが、これはそのとおりであらうと思ひます。今国立高専機構が基本的に人選をされておりました、ふだんからどういふ人材がいるかということ、かなり幅広く動いておられるようでございますから、そういう中で行つていただくとかがやはりいいんじゃないかと。逆に言うと、今マネジメントは国立高専がやりやすいじゃないかというふうにおつしやつたわけですから、要は、我々の方からこれをどうするかというよりも、その今やろうとしておられる努力、それに対して協力があれば我々も協力をしたいという考え方で、高専機構そのものが自分の考えというものをより広く広げていかれたらどうかというのを率直な印象でございます。

個別にお答えをいたしませんから、一つ一つお答えをすれば長くなりますので、現在のところ私はそのように考えております。

ただ、外形的に天下りとか交流で、どういいますか、癒着をして行われるというようなことは厳に避けなきゃいけないというのが私の考えでございます。

○谷岡郁子君　もう時間が参りました。

この大島さんが逮捕されたという事件をきっかけにいろいろ調べてまいりますと、本当に文科省、昨日の決算委員会でもやらせていただいたんですけれども、九八%以上、九九%以上の工事数が異常に多いというようなことも含めて、やはりたまたまなければいけないことというのは今後もたくさんあるだろうと思います。

また、高専の問題につきましても、今日は一つの問題だけを御指摘いたしましたけれども、調べているうちにいろんな問題というものを私も考えるようになりました。また次の機会にそういう問題については審議をさせていただくこととしまして、今日はこれで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(関口昌一君)　午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(関口昌一君)　ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○義家弘介君　自由民主党の義家弘介です。今回は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず初めに、今回の文部科学省で起こった文教施設整備事業をめぐる汚職事件について御質問をさせていただきます。

これはともすれば教育行政の説得力を著しく傷つける重大な事件であったと認識しております。

れども、今、現時点における文部科学省の具体的な対応、それから構造についての問題点の認識等、現時点における現状を是非文部科学大臣に聞かせたいと思います。

○国務大臣(渡海三朗君)　このような事件が起こりましたことは、義家委員も御指摘のように、教育を行政としております我々の言うメッセージが非常にやっばり届きにくくなるという面におきまして大変遺憾なことだと思っております。我々は信頼回復にまずしっかりと努めてまいり所存でございます。

委員の御質問でございますが、事件が起こりましたといいますが、我々が分かった時点で、私の直轄下に文教施設企画部とは業務のラインが違う総括審議官をリーダーといたしまして調査チームをつくりました。我々が行う調査というのは聴き取りが中心でございますが、おのずと限界があるというところは御理解をいただきたいというふうに思いますが、同時に、この聴き取り調査を行うとともに、再発防止といいますが、この起こった原因といふものを我々は今分析をいたしまして、これを検討させていただいております。

現在までに省内の幹部、それから文教施設企画部幹部OB等に対する事実関係をいたしました。また、この文教施設部にしましては、課長補佐級以上三十二名、この職員の中には倉重被告と面識のある者がおりまして、この中にはゴルフや会食の際に倉重被告と一緒にあったことがあるとする者が四、五名いるということが確認をされております。

また、文教施設部長OB及び技術参事官のOB、合わせて十一名の中にはやはり面識のある者がおりまして、この中にはゴルフや会合の際に倉重被告と一緒にあったことがあるとする者が若干名いるということが分かっておるわけでございます。

その他省内幹部、文教施設企画部以外の課長級以上百七名について調査をいたしておりますが、これまでのところ、名前は聞いたことがある、倉

重被告の名前は聞いたことがある者はいたものの、面識があるという者は確認をされております。

また、国立大学法人等に対する調査もいたしております。一々詳細には申し上げませんが、現在までのところ、倉重被告と面識があったり来訪を受けたたりした大学職員がおり、この中にはゴルフや会食の際に倉重被告と一緒にあったとする者が若干名いるという状況でございます。

また、名前が出ております五洋建設又はペンタビルダース株式会社が受注実績を有する国立大学法人等について不自然な点があったと認められていた事例は、我々の調査の中では確認をされておられません。

引き続き、我々は、まあ何しろ一方的な聴き取り調査でございます。これからまた被疑者とお会いできる機会、そういうものでもできれば設けたいと思っております。そういった中で事実を確定をしていくという作業を同時に、原因はいろいろ考えられると思っておりますが、そういったことを分析をして、再発防止、また信頼回復に努めていきたいと考えておるところでございます。

○義家弘介君　ありがとうございます。

まず、この問題についてはしっかりと分けた上で考え、その上で具体的な対策を出していかなければならないことだと思いますけれども、まず、個人の倫理の問題について、これの徹底、これは現時点では文部科学省は聴き取りができないというところでございます。職員全体の倫理に対する問題意識、それからこれは省庁全体の体質なのかどうか、こういう問題が起こることが文部科学省を含めた省庁全体の体質であるかどうかの精査、そして文部科学省整備事業の受注、発注の決め方の構造上の問題、そういったことを一つ一つ分けながら具体的な対策を出しながら、一日も早い真相究明、そして具体的な対策を出していくということを強く強く求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本題について移ってまいりますけれども、

も、法律の内容についてお尋ねする前に、原子力をめぐる最近の国際的な趨勢も念頭に置きながら、基本的なことをまず最初に確認しておきたいと思っております。

近年、地球温暖化を始めとした環境問題への関心の高まりや原油価格の高騰を受けて、世界的に原子力の重要性が再認識されています。特に資源の乏しい我が国では、原子力発電を基幹電源として推進してきました。現在は、総発電電力量の約三割を占めるという電力供給の中心的役割を果たしています。

このように、原子力発電は我々の生活に今現在なくてはならないものになっているわけですが、けれども、原子力は、発電以外にも放射線治療を始めとして様々な分野で活用されていると聞いています。

そこで、まず、我が国における原子力の利用状況が国民生活にどのように具体的に役に立っているのか、御確認させていただきたいと思っております。

○政府参考人(藤田明博君)　原子力につきましては、発電分野において利用されるのみでなく、放射線の利用などにより様々な分野の研究開発の発展や国民生活の質の向上にも役立つものでございます。

例えば、午前中も申し上げましたが、医療分野におきまして、放射線の物質を透過する能力、それから細胞の殺傷能力、こういったものを活用いたしまして、エクス線、CTを用いた身体内部の画像検査でございますとか、患者に対する身体的負担が少ない放射線によるがん治療などが行われているところでございます。

また、農業分野におきましては、放射性同位元素や放射線を使いまして、品種改良それから害虫防除などが行われておりますし、また、ジャガイモでございますが、食品に放射線を照射することにより、発芽防止、それから殺菌、殺虫を行うことにも利用されており、食料の安定供給にも貢献をしているところでございます。

さらに、工業分野におきまして、製品の厚さ

でございますとか、密度、水分含有量などの精密な測定や非破壊検査、それから材料の強度、耐熱性、耐摩耗性の向上などに放射線が利用されており、様々な工業製品の性能向上に役立っているところでございます。

このように原子力は、電力はもとより、生活の多くの場面で利用をされている、役に立っているというふうなことが言えるかと思ひます。

○義家弘介君 農業分野にもこの技術を役立てていると、これは意外と国民的に見れば知られていないことでもあるわけですが、安全性を確保するとともに、その有用性についての発信、そういうものもしっかり行っていく必要もあらうかと思ひます。

しかし、その際に、でき上がった技術をそのまま海外から持ってくるというふうな安直なやり方ではこれからの厳しい国際競争の中では生き残ってはいけません。エネルギーの安全保障という観点からも、日本独自の研究開発、これに裏打ちされた技術を保有していくことが重要だと思ひます。

そこで、質問させていただきますが、原子力分野における研究開発の意義について大臣はどのようにお考えになっているか、是非お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 今委員がおっしゃいましたように、エネルギーに乏しい我が国において安定的に、しかも安定的にという意味は、安定的な価格でエネルギーを供給するという意味で、まず原子力は大きな意義を持つております。加えて、今局長がいろいろと話をいたしましたような原子力の応用分野というのが、まあ応用分野というのはおかしいかもしれませんが、あるわけでございます。そういうことを考えたときに、我々はこの研究をやつぱり強力に進めていかなきゃいけないというふうに思つております。

国際的に見ましても、様々な分野で、特にこのエネルギーの分野で日本が持つております技術を海外に展開していくことも非常に役に立つ

ところでございまして、地球温暖化という観点からは世界にも貢献をできるというふうにも考えておるところでございします。

このことは、これは委員の御指摘にもありまして、日本が高い技術を自ら持つていて、また国際貢献ができるということでありまして、我々はしっかりとそういった独自の研究開発というものを不断に続けていかなければいけないというふうに考えているところでございします。

○義家弘介君 まさにそれを進めていく必要性を私自身も感じております。

今おっしゃられたように、原子力エネルギーの有用性については、原油価格の高騰、そして地球環境問題への関心の高まりも受けて、世界的にも再認識されています。例えば、最近の調査結果によると、本年一月現在、世界で運転中の原子力発電所は四百三十五基と、前年から六基増えて、合計出力は過去最高を更新したとことです。また、建設中の原子力発電所の数も前年から増えているということで、このような原子力復興の動きを称して原子力ルネサンスなんというふうには呼ばれていても聞いております。このような状況の中で、原子力分野の国際協力・協調も活発化しているというふうに思ひます。具体的には、先日のフランスの首相の訪日の際に、福田首相との間で、両国間の原子力協力を進めていく旨の共同宣言が出されたり、また日米仏の間でも高速炉についての協力が進められていくと聞いています。

先ほど、我が国は独自の技術を持つべきである、独自の研究をしていくべきであると申し上げましたけれども、これは決して孤立していくという意味ではなくて、日本は国際社会の一員として協力していく、必要な協力はしっかりとしていくということも重要だと思ひます。

そこで、お尋ねしますが、原子力の研究開発における国際協力に対してどのような姿勢で取り組んでいるのか、そして今後取り組んでいくと考えているのか、お聞かせください。

○政府参考人(藤田明博君) 委員御指摘のとおり、現在、地球環境問題、エネルギー問題を解決するため、原子力への期待が世界的に高まっています。原子力への期待が世界的に高まっています。原子力の研究開発を担つております文部科学省といたしまして、平和利用、それから安全確保などを大前提といたしまして、原子力分野の先進国として、二国間、多国間、そして国際機関を通じて国際協力によって我が国の持つております知識、技術、そして外国の技術、知識の交流、それから共同研究等を実施をしていくところでございします。

具体的には、今委員も御指摘になりましたけれども、次世代高速炉などの次世代の原子力システムの開発につきまして、フランスなどを中心としたしました国際協力の枠組みでございします。第四世代原子力システムに関する国際フォーラムでございしますとか、アメリカ、フランス等をやはり中心として、核不拡散を確保しながら、原子力の世界的な拡大を進める国際原子力エネルギーパートナーシップ、GNEPなどの構想に参画をして、専門家による意見交換等を行つております。

それから、高速炉に関しては、先日のあの日仏の首脳会談の共同声明でもうたわれましたように、フランスやそしてアメリカと緊密な協力を進め、共同研究等を鋭意進めているところでございします。

また、昨年の国会で御承認いただきました核融合の国際協力につきましては、将来のエネルギー源というふうな期待されております核融合について、我が国を含みます七極によるITER計画なども進めているところでございします。

さらに、アジア諸国におきましては、我が国が主導をいたしますアジア原子力協力フォーラムの枠組みの下で、放射線利用や研究炉の利用などの幅広い分野の研究について協力を実施しているところでございします。

このほか、国際原子力機関や経済協力開発機構などの国際機関での枠組みの下で、国際的な原子力の研究開発シナリオの調査でございしますとか、

原子力の研究開発に必要となります基礎的なデータ、計算コードの整備などの分野におきます協力も着実に進めておるところでございします。

文部科学省としては、今後とも平和利用、安全性の確保、先ほども申し上げましたが、これを大前提に国際協力を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○義家弘介君 この原子力開発、そして国際協力については、まさに日本がリーダーシップを発揮しながら進めていかなければならない問題であらうと思ひます。先ほど民主党の委員の方からも出ましたが、日本は世界唯一の被爆国である、そのことをしっかりと念頭に置きながら、原子力の研究開発利用を厳に平和の目的に限つてしっかりと進めていく、そのリーダーシップを取つていくことが国際社会の中でも重要なことだと思つています。最近では北朝鮮の核開発の疑惑、それからイランの核開発問題など核不拡散に対する課題も散見されている現状です。是非とも、強いリーダーシップを持つて国際協力を進めていくべきだと思ひます。

続いて、処分体制の整備についての質問に参ります。今後とも原子力を推進していくと考えると場合、避けては通れないのがこの放射性廃棄物の問題ではないかと思ひます。

ほかの産業活動と同様に、原子力についても様々な活動に伴つて廃棄物が発生しますが、特に原子力の場合には、その中に放射性物質が含まれるといった通常の産業廃棄物にはない特徴があることになり、その取扱いに最も注意が必要となるわけですが、現在このような放射性廃棄物のうち、原子力発電所等から発生する低レベルの放射性廃棄物については日本原燃株式会社が処分事業を実施していますが、各種研究開発や医療、工業、農業等の様々な分野から発生する放射性廃棄物については処分体制が整備されていないというものが現在の状態です。このため各事業所の保管を余儀なくされていて、その量は、平成十九年の十二

月末現在、二百リットルドラム缶換算で約五十五万本にも上ると聞いています。

そこで、お伺いします。

現在、研究施設等の廃棄物の処分場が存在せず、各事業所で長期にわたって放射性物質が保管されていることにより、具体的にどのような問題が発生しているのでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) 委員今御指摘のとおり、大学、研究機関などから発生をいたします研究施設等廃棄物につきましては累積で、昨年の十二月末現在で約五十五万本、ドラム缶換算で、貯蔵がされているわけでございます。

このうち、例えば廃棄物の大半を発生をさせております日本原子力研究開発機構の主要拠点におきましては、廃棄物量が保管容量の限界に達しつつあるなど、研究開発に支障を来すおそれが生じてきているところでございます。また、原子力研究開発機構以外でも、処分場がまだ存在をしていないということのために、既に事業をもう終了はしているけれども、過去に発生をいたしました廃棄物の保管管理のみの継続を余儀なくされている例でございまして、それから、老朽化いたしました施設設備の解体が困難となっている例などがございます。それらの事業者にとっては大きな負担になっているという状況でございます。

このために、今後ともこれらの原子力の研究開発や放射線利用を円滑に推進していくために研究施設等廃棄物の処分体制の早急な整備が必要であるというふうに考えて今回の法律改正をさせていただいた次第でございます。

○義家弘介君 確かに、事業を終了したにもかかわらず保管のみの継続をしていかなければならないという現状の中で、新たな取組を進めていくということは意義深いことであると思います。そこで、法案の内容について質問させていただきます。

この法案の成立によって、研究施設等の廃棄物の処分体制は具体的にはどのように確立されるのでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(藤田明博君) 今回お願いをいたしております原子力機構法の改正法案におきましては、一つは、対象となります廃棄物、先ほども申し上げましたが、発生量のほとんどを占めまして、そして技術的にも多様な放射性物質の取扱いの経験等を有しております原子力機構を処分の実施主体とするために、法律の第十七条を改正をいたしまして、原子力機構が自らの廃棄物と、それから機構以外の者からの処分の委託を受けた廃棄物を処分することを本来業務に位置付けることとしたところでございます。

それに加えて、原子力機構に処分業務を計画的、合理的に実施させるため、第十八条及び第十九条を設けまして、国の定める基本方針に即して原子力機構に処分業務に関する実施計画を作成させ、国が認可をするというふうなことをいたしております。

さらに、処分業務の独立性、透明性を確保するために、第二十条を改正をいたしまして、勘定の新設などによりまして処分費用を原子力機構のほかの研究開発費と分けて管理することといたしております。

これらの措置を講ずることによりまして、原子力機構を処分実施主体とする研究施設等廃棄物の処分体制が整備がなされるというふうなことになるかと考えているところでございます。

○義家弘介君 ほかの教育問題と同様に、まず運用のための環境整備というものをしっかりとしたいかなければならない、そのとおりのことだと思っております。是非進めていただきたいと思います。

ただし、この問題に関しては、やはり安全確保に向けた取組、これが何よりも担保されていないければならないと思います。処分事業を実施する上で特に重要なことは、やはり安全確保に万全をもう万全を期するということです。それなくして地元の理解は到底得られないでしょうし、信頼関係も築くことはできないと思います。

本法案の成立によって原子力機構は放射性廃棄物の埋設処分事業を実施することになるわけですが、

けれども、放射性廃棄物の性質上、埋設を行ってそれで終了というわけにはいかない。放射能が安全上問題のないレベルまで長期間の保管が必要となつてきます。すなわち、処分場の操業期間だけではなくて、処分場を閉鎖した後も約三百年、三百年という長期にわたって安全を確保する必要があるわけですが、どのようにして安全確保を図っていくことになるのか、是非具体的に大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡海紀三朗君) この研究施設等の廃棄物の処分につきましては、原子力安全委員会において既に処分が実施をされております。これは、原子力発電所廃棄物と同様の考え方によりまして安全が確保されるというふうに考えております。

すなわち、低レベル放射性廃棄物の浅地中処分ということについては、これは実績もあるわけでございますけれども、放射能レベルが時間の経過に伴い減衰して安全上問題のないレベル以下になるまでの間、しっかりと放射性廃棄物、放射性物質が例えば地下水へ流入することなどをしっかりと防ぐということが重要でございまして、生活環境に影響を及ぼさないための措置を講ずることにより安全の確保を図るということを基本といたしております。

これらにつきましては、原子力安全委員会の考え方に基づき原子力等規制法等の関係法令に基づきまして機構において安全の確保が図られるよう万全を期してまいりたいと考えておりますが、委員御指摘のように、常にこれはそのことをしっかりと情報も公開し、また要請があれば説明もするということをやることによって国民の信頼にこたえていきたいというふうに考えているところでございます。

○義家弘介君 法令を遵守して安全の確保に万全を期して事業を進めていただくよう強くお願いいたします。

しかしながら、同じような低レベル放射性廃棄物の取扱いの実績は日本原燃にもあります。先ほど申し上げたように、既に廃棄物を埋設処分し始

めているという実績も有しています。このように考えると、日本原燃が研究施設等廃棄物を処分することも考えられると思うのですが、どうしてそうしなかったのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(藤田明博君) 朝からの御質疑の中で発生者責任の原則というのが何回も出てきておりますけれども、放射性廃棄物につきましては、発生者責任の原則に基づいて発生事業者が責任を持って処分を行うということが基本でございまして、この原則に基づいて、研究施設等廃棄物については、今回の法改正によりそのほとんどを発生させている原子力機構を処分実施主体とすることとしているものでございます。

一方、御指摘のとおり、日本原燃におきまして低レベル放射性廃棄物の浅地中処分事業を平成四年から実施をしておりますところでございますが、これは発生者でございまして電気事業者が発生者責任の原則に基づいて原子力発電所などから発生する廃棄物を処分するために、日本原燃という会社を設立をいたしまして実施をしているというものでございまして、当該処分事業につきましては、電気事業連合会及び日本原燃は、研究施設等廃棄物の受入れはいろんな環境条件の中で想定されていないというふうにしていただいております。

国といたしましては、民間事業者でございまして日本原燃に対して研究施設等廃棄物の処分を強制することができないというふうに考えたところであり、今回の法改正で原子力機構にやらせるというふうなことをいたしたものでございます。

○義家弘介君 そのような考えの下であることは理解できましたけれども、続いて、処分における費用の確保の問題についてお聞かせ願いたいと思

います。

原子力機構は、原子力基本法でも位置付けられているように、研究開発を総合的に行う我が国唯一の研究開発機関です。発生者責任の原則に基づいて廃棄物の処分を行うことは重要ですが、しかし、だからといって研究開発業務に支障が出るよ

うなことはあつてはなりません。特に予算面において、高速増殖炉サイクル技術開発やITER計画等を始めた重要なプロジェクトにこの処分の費用がかさむことによって支障が出るようなことがあつてはならないと思います。

そこで、まず質問いたしますが、研究施設等廃棄物の処分事業の中で原子力機構が負担すべき処分費用はどの程度と見込んでいるのでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(藤田明博君) お答え申し上げます。

今回の法改正によりまして原子力機構が行うこととなります処分事業については、まずこれまで発生している廃棄物、それから今後四十年間、平成六十年までに発生が見込まれる廃棄物を対象とするというのが当面の第一期の計画でございますが、その物量は、埋設処分が可能な廃棄体に換算をいたしまして二百リットルドラム缶で約五十三万本というふうに試算をしているところでございます。これらの廃棄体の処分を行うために必要な総事業費につきましては、処分場の建設でございますとか操業、それから閉鎖後の放射能が安全上問題のないレベルになるまでの段階管理など、処分事業の実施に必要なすべての経費を合わせまして約二千億円と試算をいたしているところでございます。

廃棄物の処分につきまして、先ほど来申し上げております発生者責任の原則に基づきまして、自らの廃棄物の処分に係る経費をその物量に応じて各々の事業者が負担をするということを基本にしまして計算をいたしますと、原子力機構につきましては約千七百億円の負担をするというふうなことになるという試算結果でございます。

○義家弘介君 お答えいただいたように、原子力機構が負担することになる処分費用が千七百億円ということですが、このような多額の費用を一独立行政法人にすぎない原子力機構が負担するのは現実には厳しいのではないかと考えます。近年、ずっと右肩下がりの傾向が続いている

原子力機構の予算にあつてはなさだと思ひますが、そこでもう一度お尋ねしますが、このように厳しい予算状況の中で原子力機構が負担する処分費用をどのようにして確保していくことを考えているのか、改めてお聞かせください。

○政府参考人(藤田明博君) 今申し上げましたように、原子力機構は今回の廃棄物処分場の事業を進めるに当たりまして約千七百億円の経費を負担をするというふうなことになるわけでございまして、その処分費用を確実に措置をするともに、ほかの研究開発活動への影響を極力少なくするために平成二十年年度から毎年度計画的に積立てを行うというふうなことでございまして、平成二十年年度におきましては約四十三億円の積立てを行うこととしたしておりますが、これは原子力機構の全予算の約二・三％というところでございまして、何とか他の研究開発活動に大きな影響を与えることなく事業を実施することが可能なのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、廃棄物処分の事業も重要でございますし、また高速増殖炉「もんじゅ」などの研究開発活動も重要でございます。選択と集中を図りながら、必要なプロジェクト、必要な事業に予算をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

○義家弘介君 ありがとうございます。研究開発と、それからそこから発生する廃棄物の処分は言わば両輪であります。どちらも重要ですので、しっかりとバランスを取って進めていただくように要望しておきます。

この仕組みの前提にある総事業費はあくまでも現時点の廃棄物の物流調査に基づくものになっていくと思ひます。このため、今後状況が変われば、実際に処分を行う際に必要な費用も大きく変わってくる可能性があるのではないかと考えています。過去の経験からすると、そのような場合金額が増える方向に変わるのが通例です。今回、実施主体となる原子力機構のほかのプロジェクトについても大幅に総事業費が増えた例が

ございます。廃棄物処理事業についても万一同じような事態が発生し総事業費が大幅に膨らんでしまふということになると、原子力機構の負担が増える結果的に税金を追加投入することになってしまうのではないかと懸念されるところですが、この点について改めてお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府参考人(藤田明博君) 低レベルの放射性廃棄物の浅地中処分につきましては、先ほど来御説明を申し上げておりますように、日本原燃株式会社が青森県の六ヶ所村でもう既に事業を行つておられるという実績もございまして、そして、国内だけでなく海外におきましても似たような施設の建設、運用の実績もございまして、そういう意味で、新たな技術開発要素はほとんどないというふうに言つてもいいプロジェクトでございまして、そういう観点から、将来総事業費が大幅に増える可能性は極めて低いのではないかとこのように現時点では考えているところでございまして。

ただ、処分事業は非常に長期にわたる事業でございまして、そういうことから、例えば物価変動などで事業費が変わるといふ可能性もございまして、そういった要因を考慮に入れますと、必要に応じて処分実施計画を見直すということなどをいたしまして、合理的な費用見積りを行うことといたしたいと考えております。そういったことによつて、物価上昇などによりまして総事業費が増加する場合には、その時点で原子力機構を含む全事業者に対して廃棄物の量それから種類に応じた料金改定を行ひまして応分の費用負担を求めるといふことなどによりまして、国庫でもつて過度の処分費を負担することにならないように措置をしていきたいというふうなところでございまして。

○義家弘介君 国の財政状況も今後ますます厳しいものになっていくでしょうから、効率的な事業の実施に努めていただくよう強く要望しておきます。続きまして、処分場の立地に向けた取組への質

問をさせていただきます。

本法案によつて原子力機構を実施主体とした処分体制が整備されていくこと、それと実際に処分が適切に行われるかというところはまた別の問題だと思ひます。実際に処分が適切に行われるためには、私が最も重要だと考えているのがやはり処分場の立地の問題に關してです。処分場の立地の選定に当たつては地元自治体や地元住民の理解が不可欠であるとともに、処分場の立地がその地域にとつてメリットのあるものにならなければならぬ、それが重要だといふことは改めて言うまでもありません。しかしながら、実際にこれら立地活動を行うのは現実には容易ではありません。これは高レベル放射性廃棄物の例を見ても明らかです。

そこで、処分場の立地活動は原子力機構に行わせるのではなく、国が積極的に先頭に立つて行うべきだと考えていますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 立地問題につきましては、これは午前中にもお答えをしたところでございまして、大変様々な意味から困難があると考へております。そして、その中でやっぱり国が果たす役割、これは国が一体となつて行わなければいけない、一義的には発生責任からしましても実施主体となるこの原研が行うわけでございまして、実際上は一体となつて国が行ふ必要があると考へておりますし、その意味でも積極的に国がその役割を果たしていきたい、責任を果たしていきたいというふうなところでございまして。

○義家弘介君 おっしゃるとおり、一義的には処分実施主体である原子力機構が考えるべきなのはそれのとおりですが、やはりこういう重要な局面の中では国が前面に立たないと地元の理解を得られない、それはまさにそのとおりだと思ひます。是非、大臣も先頭に立つて立地活動に精力的に取り組んでいただきたいとお願ひいたします。

研究施設等廃棄物の処分体制の整備は、廃棄物の累積、保管状況を考えればこれ以上は先送りできない喫緊の課題であります。本法案により原子力機構を処分実施主体とする体制が構築されるのは大きな前進ですが、今後とも処分事業の推進に向けた動きを止めることなく、その具体化に全力を尽くす必要があります。

そこで、研究施設等廃棄物の処分事業に取り組む大臣の決意を改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(渡海三朗君) 委員が御指摘になりましたように時間が余りないわけでございまして、実施計画ができてから大体こう、基本計画策定からですかね、十年ぐらいというふうに午前中もお答えをしたと思います。そのことを考えて、これは遅滞なく我々は進めていかなければいけないと考えておるわけでございます。

これは研究開発という観点からも御議論をいただいたわけでありますけれども、そのことがスムーズに行われるためにもこのことは必要であるわけでありまして、我々としては、この法案を通じたければ、早急に様々な基本計画の策定、また実施計画を策定していただく作業を進めまして、立地という動きに遅滞なく我々も積極的に行動してまいりたいというふうに考えております。また、委員各位の御協力もよろしくお願いしたいというふうに考えております。

○義家弘介君 力強い決意のお言葉、ありがとうございます。

研究施設等廃棄物を適切に処分することは、原子力分野の研究開発、そのため、ひいては人類の福祉や国民生活の質の向上にも大きく寄与するものだと思います。私もこの問題には注目しておりますので、引き続き大臣のリーダーシップの下、しっかりと取り組んでいただくことを要望して、私からの質問は終わらせていただきます。

○山下栄一君 公明党の山下でございます。今日午前中からの質疑とダブる部分もあると思いますけど、この法案については私が最後の質問

者ということになっておりますので、まとめていろいろお聞きしたいと思います。

この法案につきましては公明党といたしましても大変強い関心を持ち、繰り返し問題点につきまして担当部局の方と意見交換し、そして、一生懸命その対応にも取り組んでいただいていたところでございます。感謝を申し上げたいと思います。そのときにもいろいろ提案させていただいた問題提起したことを、改めて確認も含めて質問させていただきたいというふうに思います。

まず初めに、放射性廃棄物、放射性廃棄物という同じ廃棄物でも、放射性廃棄物というのは環境省の所管ではなくて経産省並びに文科省の所管になっている。全部同じところの一元的にしたらどうかというふうなことも思うことがあるんですけども、いろんなノウハウのごみですからね、廃棄物に対する意識ということについて、本当にこれ今も不安を持ったままでございます。特に放射性廃棄物。

特別管理廃棄物も含めまして、日本全国に不法投棄がおびただしくありまして、考えられない不法投棄が景勝豊かな国立公園の中にあつたりとかいうようなこともございます。廃棄物を直視するということが怠りがちだというふうに、一番最後の部分です。直視することが私は非常に大事な観点から関心を持ってきたんですけれどもね。

まずR1法、R1法という法律は文科省だけの所管だと理解しておりますが、この法律は昭和三十一年にできました。そのときに廃棄物の観点、最終処分だけじゃないのか分かりますけれども、こういう観点は、昭和三十一年にできたときに、いずれこれ途中で減容したり減量したり、焼却というふうなことは余りないのか分かりますけれども、どこかに埋めないかぬというふうなことは初めから分かっていたんじゃないかなと思ふんですけれども、そういうことを想定した規定ぶりだったのかなど。四条とか七条とか、いろいろ廃棄に関する条文がありますが、途中で改正さ

れたりしていますのでよく分かっておりません。そういう意味で、廃棄にかかわる観点というのは今までどんなふうに法律上処理されてきたのか。平成十六年は途中でやったのか、それとも元々そういう発想があつて規定されておつたのか、この点確認させていただきたいと思ひます。

○政府参考人(森口泰孝君) いわゆる放射線障害防止法、R1法でございますけれども、この規制におきまして、その法律が制定された当時から廃棄という概念はございました。その具体的な廃棄の方法についてはいろいろ考え方として変更ございましたが、基本的には法律制定時から放射性廃棄物を廃棄するということは規定をされております。

○山下栄一君 ちょっと今の答弁に関連して、この第四条の二の七号ですか、途中、時間の関係で省きますけれども、「最終的な処分(以下「廃棄物埋設」という。)を行う場合にあつては、次に掲げる事項」ということで、こういう事項を記載した申請書を廃棄業者は、廃棄業者ということですからけれども、特に最終処分廃棄業者というのか、その規定がこれに書いてある。これは初めから書いていたんでしょいか、途中で申したんですか、これ。ちょっと通告してなくて申し訳ない。

○政府参考人(森口泰孝君) 廃棄業者につきましては、法案の策定当初からございますが、埋設については、先ほどのその後のいろいろな処分の仕方の変遷という中で新たに設けられた規定になってございます。

○山下栄一君 ということは、途中の保管とか貯蔵じゃなくて、一番最後は最終処分、埋めるんだということは作つたときは想定してなかつたんでしょいかね。要するに、廃棄業者の許可ですとか、一般、民間の人がやるという前提ですよ、これ。ちょっとそれ、済みません。

○政府参考人(森口泰孝君) 今先生おっしゃられましたように、いわゆるいろいろの変遷があつたんですが、R1廃棄物については、当初はいわゆる海洋処分、海洋投棄ということ念頭に置いてお

りましたので、そういう中で事実上国際条約等でもその海洋処分が禁止になって、そういう中でいわゆる埋設ということの概念が出てきたということでございます。

○山下栄一君 ちょっとはつきりしませんけど、次に行きます。

経産省来ていただいておりますが、今日の議論にもありましたけど、商業用の電力、発電ですとかエネルギー関係、これは経産省の所管だと。そちらの方の最終処分に係る事業は、これはいまだまだ処分地決まっていなくて。特に、地層処分のところについては平成十二年から法律準備して体制をつくつたわけですけど、これは結局どんなふうに理解したらよろしいんですかね。これは税金でやるという形じゃないですかね。これは、貯蔵施設も含めて全部基本的には税金じゃない形で最終処分施設を造るということになっていると思うんですね。

先ほど話あつたように、浅地中処分については、これは全く民でやっていると、六ヶ所村でもう既に最終処分は何年前からかやっていると。地層処分のところは、まだ場所は決まっていけど法の仕組みはできた。その実施主体は独法でもなくて特別の認可法人だと、NUMOという言い方されてますよね。

いずれにしても、この負担は税金ではやらないということが前提だと思ふんですけど、経産省の方は大体そういう感じで考えられていると思う。ちょっとその辺説明していただけますか。

○政府参考人(西山英彦君) 今先生がおおむねおっしゃつたとおりでございます。高レベル放射性廃棄物の地層処分にしましては、国がその法律を作り、今おっしゃつた特別認可法人でありますNUMOと言われている原子力発電環境整備機構、ここが担当するということになっておりまして、その費用につきましては、電力会社が、発生責任者であります電力会社が資金をNUMOの関連の法人に蓄積しているという状況でございます。

○山下栄一君 今回は事業主体が独立行政法人だと。この独立行政法人にちよつと私また別の関心がございまして、これはちよつと難しいやり方だなというふうに今もまだ思い続けているんですけど、それも質問させていただきますが、まず、独立行政法人原子力研究開発機構に別勘定を設けてそこにお金を入れて、いつまで続くであろうか分からないうようなそういう事業に税金も、結果的に税金投入するということになっていくので、これはきちつとした透明性のある公平な負担割合、先ほどから話ありましたが、発行者責任の原則を貫いて、そしてきちつとやらないかぬ、そうしないと国民は納得できないと、こういうことだと思ひます。

そういう意味で、まず、じゃ一体、長年の懸案です、ね、これ。最後のごみだけがちよつと決着付かぬままにずつと、放置されてきたわけじゃないんでしょけど、問題意識持ちつとも決着が付かなかつた。やつと今年この法案が提出できたという、そういう意味では非常に大前進だと思ひんですけれども、まず、これ既に議論済みなんです、確認させていただきます。

一体、たくさんの方々が事業所があると、放射線を使った科学技術の発達によって私たちの生活、大変な恩恵を被っている。がん治療もそうかも知れません。様々な意味でこの放射線にかかわるものは大活躍しているわけです。しかし、その最終のところ、医療廃棄物も含めて、何かすつきりせぬという形になっている。

全事業者が、民間もあれば独立行政法人も原研、この機構だけじゃないと思うんですけど、発生するところは様々な研究施設もある。それが一体どれだけ現在この低レベル放射性廃棄物あるんだということがあるじゃないか、ということに対しては、簡潔にお願いしたいと思います。

○政府参考人(藤田明博君) 御指摘のとおり、午前中もお答えをさせていただきましたけれども、研究施設等廃棄物を発生をさせます事業所数は総

計で約二千四百事業所でございます。これにつきまして、早急にその現在量を把握せよというふうな公明党からの御指示等もございまして、この二月から三月にかけて私ども調査を実施をいたしました。この二千四百の事業所に対して調査票をお送りをして回答を得るというやり方で調査をいたしまして、昨年の十二月末現在で、二百リットルドラム缶換算で合計五十五万本が各事業所において保管をされているというふうなことでございます。

○山下栄一君 私そういうことを聞いたんじゃなくて、最終処分場を造るわけですから、ではどれだけの量を埋めないかぬのかと。これからどんどん出てくるけれども、今現在どれだけの量があるのかということは、これはきちつと把握をしないといいかぬのに、きちつと把握をしないかぬといふことだつたと思ひんです。それをする仕組みをつくつていただいた。これはもう当然やるべきことができていなかった。アンケート調査というふうなやり方でやつていた。

これはそれぞれの事業所が保管しているはずだけれども、それをこつそり一般廃棄物で流してないかとか、そういう心配にならなかつたのかと思ひつてこの問題きちつと申し上げてきたわけなんです。それではいかぬといふことで、アンケート調査レベルではできない。それでない、この施設の規模すら、どんなふうにして積算してその一千七百億とか二千億と計算したんですかと、現在処分量も把握してないか、つたんですかといふことで申し上げたわけ、それについて仕組みをつくつていただいたと思ひん、そのことを私申し上げていくわけです。

○政府参考人(森口泰孝君) 今先生おっしゃられた点につきましては、文部科学省におきまして、放射性廃棄物の埋設処分の実施に向けた体制整備といふことの検討をしている段階で先生といふいろいろお話をさせていただいて、やはり法令に基づいてしっかりとしたそういう情報が集まる仕組みをつくるべきであると、そういうこともございま

て、まず放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に關しましてはその施行規則で、それから核燃料物質の使用等に関する規則のこの一部を改正をいたしまして、それを平成二十年、本年の三月三十一日に施行したところでござい

ます。具体的に申し上げますと、放射性同位元素の許可届出使用者、それから許可廃棄事業者に対しては、放射線障害防止法施行規則を改正いたしました。毎年度、放射性廃棄物の種類、数量、保管本数の報告を求めるとしてあります。これにつきましては三か月以内といふことですので、今、逐次集まるところでございます。

それから、核燃料物質使用者につきましては、保安検査が義務付けられていないために、法令に基づきまして、現在、放射性廃棄物の量を把握できない一定量未満の核燃料物質使用者に対して、核燃料物質使用規則を改正いたしました。毎年度、放射性廃棄物の種類、数量、保管本数の報告を求めたところでございます。これにつきま

しては一月以内といふことで、既にデータが集まっております、今整理をしているところでござい

ます。

○山下栄一君 放射性廃棄物が、各事業所というのは民間もあるわけで、それがどれだけ出しているのかに保管しているかといふことの監視がきちつとできていないところが、この廃棄物行政のどうしてもそこを直視しないといふことからきていると思ひん。今、四国でこの放射性廃棄物の問題、また不安を上げておりますけれども、そういう仕組みがなかつたといふことの問題点を、私は、何といふのか、きちつと思ひつ切りこれはそういうことができてなかつた、この法律作る段階でもできてなかつた。

PCBの保管が、これは各電力会社、自然に減つてしまつたりなくなつたりしているといふうなことが大きな問題になりましたけれども、放射性廃棄物なんて国民にとっては物すごい関心事なのに、病院がちゃんとそれを、民間病院は経営

ほとんど難しくなっていますけれども、こういうのはきちつとして、運搬から保管から厳重体制でやらないかぬわけで、えらい金が掛かつてやらないと、だから一般のごみと一緒に捨ててしまつておるのではないかと一層になつて捨てて安があつたわけでございます、そんなことちゃんとやっているはずだといふふうな、そんな行政がされていたといふことは驚くべきことだといふことから、もうきちつと対応していただい

て、二つの法律の規則改正をして、きちつと報告する義務を課して、毎年どれだけ出しているのかといふことの仕組みをつくつていただいた。しかし、それは遅過ぎたんだといふことの自覚がないと、これからこの大変な最終処分するときの意識改革、そんなに簡単にできませんのでしつこく申し上げておるわけでございます。

この積算ですけれども、先ほどちよつと言いま

した発行者責任の原則、これが本当に公平に各事

業者が本来少量であろうとちゃんと負担して、そ

してお金出し合つてつくるべきものだといふふう

に思ひんす。それがちよつと心配だといふこと

で、これも問題点として取り上げさせていただきます

しました。嫌な質問ですけども、もう確認の

意味で、済みません。

もう乗り越えて、私も気持ちは乗り越えており

ますけれども、この費用負担については外部積立

方式でやるべきだと。今回の法案はそうなつてな

いと。外部積立方式を提案したのは、この審議会

の作業部会、研究所等廃棄物作業部会が、これも

二年前になりますか、十八年七月二十一日に提

案したのは、それは排出業者が金出し合つて、そ

れで外部に積立てをして、そして負担割合を明確

にしてやるべきだといふ形を取るべきだと提案し

たけれども、それはいろんな都合で難しいので、

内部積立方式といふんです、原子力機構の中にそ

ういう勘定を設けて、その代わり公平な負担とい

ふことで出してもらつてはいるはずなんですけれ

ども、それがちよつと本当に公平なのかといふこと

を分るように説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(藤田明博君) 研究施設等廃棄物の

処分費用の確保策につきましては、委員今御指摘ございましたとおり、科学技術・学術審議会の原子力の研究開発に関する委員会の報告書、作業部会が作り出したものをこの委員会が承認をしたものでございますが、におきまして、長期にわたる資金の積立て及び支出が適切かつ確実に行われるとともに、資金管理の中立性、透明性を確保できる制度を構築することが望ましいとの考え方に基つき、拠出金方式又は外部積立方式を中心に検討することが適切というふうにされたところでございます。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますとおり、大半の廃棄物の発生者であります原子力機構におきましては、総事業費の約八五%を負担しなければいけないということで、二十年度から毎年度処分費用を計画的に積み立てることとしておりますこと、それから、第二の廃棄物保有者となります社団法人の日本アイソトープ協会におきましては、R1廃棄物の集荷に当たりまして処分費用まで含めて料金の徴収を行いまして、既に資金の積立てを行っていているということ、そして、それ以外の事業者につきましては、処分費用を積み立てておかなければならないほどの量の廃棄物が必ずしもあるわけではないということから、各事業者の実情に応じた支払方法とすることが合理的ではないかと考えられるということから、拠出金方式や外部積立方式のように一律に強制的な積立て義務を課さなくても、発生者責任の原則に基づいて円滑に処分事業が実施できるのではないかとこのように判断をいたしましたものでございます。

またさらに、原子力機構の中に独立した勘定を設けて対応をいたしたとしても、法律によります明確な区分経理、それから実施計画についての国の認可、監査法人や会計検査院等による財務諸表のチェックなどによりまして資金管理の中立性、透明性を十分確保できるものと判断をいたしたところでございます。

以上を踏まえまして、報告書の趣旨を可能な限り実現しつつ、最も実効性の高い方策として現行の案という形にさせていただいたものでございます。

なお、この考え方につきましては、今年の三月十日、原子力分野の研究開発に関する委員会にも報告をし、廃棄物発生事業者の実情を踏まえる適切なものであるというふうな見解をいただいているところでございます。

○山下栄一君 次にいきます。

これも質問あったかも分かりませんが、原子力研究開発機構、独立行政法人の法令遵守意識、これが心配だと。去年の六月に発覚した事故、事故を起こしたのはけれども去年じゃないんだけれども、内部告発で発覚した。この事故処理、事故処理というのか、何でもこんなことが放置されておつたのかと、特殊法人時代に。というふうな驚くべき、私にとつては驚くべきことで、そういうことは職員間でそんな意識はなかったのかと。それは下請業者の人が内部告発したと。民間の人です。

この事故は、現在の理事長は関係ない。昔のことの話だけれども、区域外で核燃料廃棄物の汚染、汚染水、水でしたか、あれ、跡が見付かって、何十年も前のことでしょうけれども、そういうようなことが。この処理の仕方が私にはちよつと分からないんですけれども、この事故についてどんな責任の取り方をしたのかというこの説明をお願いします。

○政府参考人(森口泰孝君) まず、安全規制という観点から申し上げますと、これはいわゆる原子炉等規制法あるいは放射線障害防止法によって規制を受けているわけでございますけれども、両法律に基づきまして、規制を所管しております文部科学省といたしまして、その理事長に對しましていわゆる行政指導としての嚴重注意を行っております。

あと、具体的な違反の中身といたしましては、

一つは法律上のいわゆる許可手続に不備があったということで、高速炉臨界実験装置それから定常臨界実験装置、過度臨界実験装置について、原子炉等規制法三十六条一項の規定に基づき正措置を講じること、それから正措置が講じられるまでの間、当該施設の使用を停止すること、という命令を下しております。

また、若干汚染が確認されているわけでございますけれども、これにつきましても法令報告を求めまして、その中で原因、再発防止策、当該汚染の計画的除去等に関する措置について報告を受けおるところでございます。これは規制上の措置でございます。

○政府参考人(藤田明博君) 原子力機構におきましては、本件の汚染にかかりまして規制当局の方には何回かにわたりまして、なぜ起こったのか、原因の究明、それから再発防止策等について報告をしてまいりましたところでございますが、最終的な報告を今年の二月ないし三月に提出をさせていただきます。また、本件汚染については多くが昭和三十年代から四十年代に発生をした事実ということでございまして、汚染を引き起こした者は既に対象者全員退職をしているということから雇用関係を前提とした人事処分の対象とはできないというふうなことではございましたけれども、汚染の発覚、昨年発覚をしたときの当時の原子力科学研究所の管理責任者ということで所長及び副所長に對して嚴重注意処分を行つておるといふふうに承知をいたしております。

○山下栄一君 それで、大臣にちよつと確認させていただきます。この原子力研究開発機構の事業の中で、規制を受ける法律は原子炉等規制法とR1法、この二つの法律だと思ふんですけれども、この法律の規制対象が独立行政法人だと。独立行政法人に何かいろいろな事故起きたり、問題点があった場合に、法律上の行政処分なり罰則なり、これは法律の規制対象なんだから、それは独法であろうとどこで

あると、当然処分したり罰則できると思ふんですね、そういうふうになっているわけですから、独法というものは、大臣の関与というのは極めて限定されている。この辺がちよつと難しいなというふうに私は思います。ちよつと分かりにくい質問かも知れませんが。

放射性廃棄物を扱うところというのは、国民は物すごく関心持っていると。今は「もんじゅ」の方も全部この独法が管理しているけれども、監督責任は大臣にはないわけですね。これは独法の性質上そうなっていると思うんです。だから、限られた関与しかできない。何か起こしたからといって指導するいうても、まあ求めることはできないでしょうけれども、直接処分なんか、それは解任とかはできるということ、伝家の宝刀はありますけれども、この辺がちよつと私は分かりにくいというのか、正直にそう思っているんです。これ、大臣はどのように理解されるかなんですけれどもね。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 法律上の解釈はちよつと政策局長に任せたいと思いますが、私の理解をしている限り、この原子炉等規制法とか放射線障害防止法、これは独立行政法人であるとかないとか、民間企業、大学、国の機関、こういうものすべて規制対象でございますから、この規制対象である法人に對して行政的な指導やら注意を行うということはしなければいけないし、またできることであろうというふうに考えております。この法律の対象という意味ではそういうことになろうかと思ひます。

独法と従来の様々な形態、研究所等との違いというものを考えた場合に、今委員が御指摘のような疑問があるということでありまして、少なくとも、原子炉等規制法とか放射線障害防止法というものにおいては、しっかりと行政指導をしていくべき対象であるというふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(森口泰孝君) 若干補足させていただきますと、山下先生おっしゃっているのは、い

わゆる独立行政法人通則法がございまして、この六十五条で、主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員が行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反して、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとなっている点であらうかと思ひます。

これを、この法人の前身でありますいわゆる特殊法人時代にはいわゆる監督上必要な命令をすることができるとなっているもので、この違いをおっしゃっていると思うんですけれども、ここで言うところは、いわゆる通則法において「主務大臣は、」となっておりまして、その主務大臣としての、通則法の体系下においては今申し上げたような「必要な措置を講ずることを求めることができる。」という範囲だと思ひますけれども、これは、いわゆる別の規制、原子炉等規制法に基づく場合には、これは当然これとは別の問題としてでるんじゃないかと。

だから、具体的に分かりやすく申し上げますと、例えばこの主務大臣、ある別のA省の独立行政法人でこういう何らかの問題が起きたときに、規制法を所管している文部科学大臣は当然ながら行政指導をすることができるとございまして。そのA省の主務大臣はこの通則法に縛られると思ひますけれども、というふうに考えると、それがたまたま一致しているんで分かりにくくなっておりますけれども、いわゆる規制法上の行政処分、厳重注意と、そういったことはできるのではないかなというふうに思っております。

○山下栄一君 これは原子力研究開発機構じゃないんですけれども、ちょっと関連して、ちょっとそれですけれども。

放射性廃棄物に対する管理のこの感覚が私は本当に弱いと思ひます。これはR1法に限定しますけれども、R1は昭和三十一年から今まで、この五十数年の間にどんな事故があったんですかということ報告していただきました。

これはもう言い放しでいきますからね。紛失している、放射性廃棄物が紛失してどこに行っただか分からぬと。こういうことは一つ、二つじゃありません、これ。それで、それどうなったんですかと、分からぬままです。一般ごみとして処理した、これも名立たる研究所とか大学附属病院とかいうところがやっている。そういう報告がされているんです。私は、この廃棄物、もちろん、それは高レベルやつたらこんなことはあり得ない、そういうことはひた隠しに隠すかも知れませんが、そういう報告が平然とされていると。

一般ごみで一緒になって混ぜて捨てられていたと。これ大変なことじゃないかな。大したことではない量ですとかというふうなことになるんで、紛失してもどこ行っただか分からないというふうなことで報告されている。職員の人が被曝したとか、そういう例も、数多くと言うたら怒られますけれども、何件か報告されている。労働安全衛生法上どんな処理をしたんですかと聞いてもすぐ返ってこない。私は、この放射性廃棄物の扱いが非常に直視されてないなということが大変感じました。

それで去年の事故、ここにけれども最終処分の事業主体としてゆだねるという、金額も、先ほどの話にありましたように、平成六十年までで二千億近い。それも増えるかも知れぬし、平成六十年でストップしませんが、もうずっと続く話です。それは途中で、だからもう、この原研、原子力研究法でその事業にするのをやめましょうかという話出てくる可能性も、こんなこと今から言うのは不謹慎です。それぐらい私は危機管理とか法令遵守の、事故が起こるたびに職員の教育しますというふうなことでやっている、再発防止は。職員の教育で、そんなのやって当然でしょうと、起きてから一生懸命やっている。そんなふうにして今日まで来ている。それは、ただ過去の研究所なり事業団の引きずっている今の組織があつて、平成十七年でしたか独法化されている

わけで。独法というのは、何遍も言ひますけど、これは直接行政の権限が行かないところだ。日常業務についての、独立ですから、そこが移管になつていって、この辺が私は物すごく不安になつていく背景なんですから。

だから、去年の六月にこういうことが報告されたときには、もうこの機構で最終処分の事業をするということは検討されて結論も出ていた。それでもこんなことが、まあそれは過去のことかも知れませんが、こうやって報告されて、理事長が呼ばれて厳重注意を受けている。その厳重注意を受けた法律の根拠はと言つて聞いても、それは文科省設置法とかそういうことがあつたのかも分かります。こうなつてくると、私はスタートの時点に当たつてよほど覚悟してやっていたかなと、この放射性廃棄物行政に対する不安というのはなかなかないのではないかと今感じています。じゃ、だれが最終責任を取るんだと、今回の事業もそうです。先ほど義家さんも質問されていましたけど、選定、どこを選ばんですかということ、国が先頭に立つてやれというたかて、そんな仕組みになつていない。それはまあ法律上ないわけですが、そんな規定、何にもない。基本的には独立行政法人がやらなきゃいかぬわけ、というふうなことを感じております。

何か、大臣、あります。

○国務大臣(渡海三朗君) 委員の御指摘の懸念がまずはなくならない、十年間あるわけですからしっかりと体質を変えていかなきゃいけない。今までも、これは動燃の時代、それから核燃料サイクル事業団の時代から様々なことが指摘をされておりました。その多くが、分析をしますと、やっぱりある意味、体質に由来をするという分析もされていたわけがございまして、そのことが原研と一緒にどう変わつたのかと、こういうこともしっかりと検証しながら体制を立て直していかなければいけないという思いを持つて今話を聞かせていただいたところでござい

す。我々もそういうつもりでやっています。それから、立地の問題は朝から何度もお答えを実はしてあげてございまして、今までのケースからしましても、例えば動燃がやっていた人形峠の問題等につきましても、結局は、最後やっぱり国が出ていかないと解決しない。例えば、今の「もんじゅ」の問題がございまして。これは国の研究開発でございまして一義的には原子力開発機構だけの責任ではないわけでありまして、実際、これを動かす、また様々な地域との調整ということになりまして、どちらかというと、むしろ国が主体でやっていることが非常に多いわけがございまして、そういった役割というのは、今後ともこの事業に關しても国がこの原子力研究開発機構と一緒にやっていくべきものと考えておるところでござい

○山下栄一君 基本方針、基本計画については審議会、また国民へのパブコメをやるということ、法律には書いてございませぬけれども、それはこの委員会でも確約をされておるわけがござい

す。お金の投入の事を確認させていただきますけれども、さつき四十三億円のお話がございました。今回の法案は予算関連法案じゃございませぬ。どれだけ掛かるかということも、これはどこかに書かれるんですか、これ。五年間でこれだけとか十年間でこれだけとかというふうなことは文部省令かどこかに書くんでしょうか、これ。お金の話です。

○政府参考人(藤田明博君) 処分費用を何年間でどのぐらいを原子力機構として積立て、そしてどういう事業に使っていくのか、そういったことについては、機構から基本方針を受けまして提出されます実施計画の中に具体的に明記をしていくというふうな形で今考えているところでござい

す。

○山下栄一君 計画ということとは、機構が策定し、文部……

○政府参考人(藤田明博君) 認可をします。

○山下栄一君 大臣やっつけたな、あれ。大臣が認可する。そこで閣議決定しはりますから、何やらと。

道路の計画は十年、五年ごとにチェックしましょうかということになっておりますけれども、これは、要するに、中期目標、中期計画のところでチェックできるという考え方でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) 御指摘のとおりでございます。基本方針及び実施計画についてはより長期の実施計画を策定するわけでございまして、それは中期計画、中期目標の中にも記述をされていくこととなりますので、中期計画、中期目標、評価を行う際にきちつとこれについても評価がなされるというふうなことでございします。

○山下栄一君 これは国会は関与しませんので、ここは関与しないけれども、投入されるお金は税金が大変な金額なっていくと。先ほど千七百億円、ちよつとこれ確認です、これは全額税金でしようか。

○政府参考人(藤田明博君) お答え申し上げます。千七百億円につきましては、先ほど来申し上げておりますように、計画的に積み立てるというところでやっておりますが、国費を積み立てるというふうなことでございます。

○山下栄一君 全額税金ということなので、やっぱりこれは、何度も言ういけませんけど、もう大臣認可で国会の審議はかららないと。その根拠はどこから来ているんですか言われても、それ、そこそこしゃべったり示すことはできるんでしょうけど、いずれにしても、基本計画、基本方針出す段階でこの件についてこの委員会なりどこかでやるしかないかも分かりませんけど、法律の仕組みがないので、これはちよつと不安だなということしか、意見を申し上げたいと思います。

あと二問だけ質問させていただきます。
一つは余裕深度処分の件ですけれども、いわゆる

る浅地中処分の次にレベルの高い放射性廃棄物についてはどうするんですかということは今後検討していくということの審議会の報告になっておりますが、この部分についても、機構が事業主体でこの仕組みを使ってお金の面も処置していくという、そういうことなんでしょうか。

○政府参考人(藤田明博君) お答え申し上げます。今回の法改正によりまして原子力機構が行うこととなります業務は、先ほど来申し上げてございします特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づいて、NUMO、原子力発電環境整備機構が実施することとされております地層処分など、非常に放射能レベルの高い放射性廃棄物を除きまして研究施設等廃棄物の埋設処分業務でございします。したがって、研究施設などから発生をいたします余裕深度処分対象の放射性物質もこの機構が行う処分の業務の中に含まれるということでございます。

したがって、現時点では第一期計画ということで浅地中処分の計画でございしますけれども、今後、例えば原子炉や再処理施設等が解体されるというふうな時期になりました計画が具体化されていく中で、余裕深度処分についても事業計画の中に追加をしていくというふうなことで考えているところでございます。

○山下栄一君 どのぐらいお金掛かるかというふうなことは答えられませんか。

○政府参考人(藤田明博君) 現時点におきましては積算の数字はまだございしません。

○山下栄一君 どれだけの量になるのかとか、推測こうだとか、これぐらいお金掛かりますとかいうことは専門家の審議等を経て決まってくるんだらうと思いますが、そういうことも追加でまた税金投入することになるということだけは指摘しておきたいと思ひます。

最後に、候補地選定の件ですけれども、これも繰り返して質問されておりますけれども、私よく分かっていないんですけれども、こういう、低レベ

ルだからうちの自治体でどうぞというふうな立候補を考えておられる自治体もあるかも知れませんが、これも質問あつたことでございしますけれども、公平な立地選定をせないかぬと。ということとは、事前に全部情報公開して、具体的、どんなふうにして選ぶんですか、どんな手順で選ぶんですか、どこが決まるんですかということを明確にして、国民が分かるようにして、そしてこんなふうにして決まりましたということを明確にすることを約束願ひたいと思ひます。いかがでしようか。

○国務大臣(渡海紀三朗君) 今日午前中の質問で、こういう場所ということをお諮りした。読み上げていただきまして、そういう点をきちつとお示しをして、実施計画の中において、今委員がおっしゃったような選定手順といひますか、選定基準といひますか、そういうこともしつかりと決めていきたい。また、これは、実施計画は機構が作るわけでございしますから、求めていきたいというふうな思ひでございます。

○山下栄一君 放射性廃棄物の最終処分地は、現在、レベル関係なしに、決まっておるのは浅地中の経産省関連の発電関係だけだといふふうに思うんです。あとは一切決まっていなくて、そんな中で、非常にみんなが心配しながらなかなか進まないといふ、そういうことを文科省として機構が担うといふこと、大変な御苦労があると思ひます。

○委員(関口昌一君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

○委員(関口昌一君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

○委員長(関口昌一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国の移管制度の創設に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務大臣官房審議官御園慎一郎君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(関口昌一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関口昌一君) 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国の移管制度の創設に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○西田昌司君 自民党の西田昌司でございます。まず、この法案を審議する前に、先日来、本当にお隣の中国の四川省で大きな地震が出たわけですが、非常に大きな被害が出ています。我が国におきましては、地震国でありますから、常にこの耐震化ということは我が党だけじゃなくてそれぞれの党から、これ党派を超えて耐震化ということが喫緊の課題として言われてきたわけでございしますけれども、この地震、本当に身近なところで、目の前で起こったわけで、対岸の火事といふんじやなくて、まさに他山の石としてしっかりと治めていかなければならないと思ひます。ありますけれども、この地震を受けて文部省の方ではどのようにこの耐震化推進を考えておられるのか、まず冒頭、このことだけお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(吉津一良君) お答えいたします。学校施設の耐震化は、子供たちにとっても地域住民にとっても大変重要な課題でございます。現在、公立小中学校施設の全国平均の耐震化率は、昨年春の段階でございしますけれども、十九年の四月一日現在で五八・六％でございます。

このようなことを踏まえまして、昨年十二月に政府として生活安心プロジェクトなどにおきまし

て、大規模地震により倒壊等の危険性が高い公立小中学校施設、これ現在一万棟あるということが判明しておるわけでありますが、これを今後五年を目途に耐震化を図るという方針を示しているところでございます。

文部科学省では、耐震化を速やかに進めるために、耐震診断の実施及び公表につきまして地方公共団体に対し数次にわたり指導を行っておるところでございます。また、財政支援ということでは、地震補強事業に係ります補助率につきましては、一般の改修に比べて三分の一から二分の一のかさ上げを行っておるところでございます。また、予算につきましても所要の額を計上しておるわけでございます。またさらに、地方財政措置につきましても、従来一部地域に限られておりました地財措置につきまして平成十九年度から全国に拡大しているところでございます。

今後は、危険性の高い建物につきましてもできるだけ早期に耐震化を図る必要があるということから、いろいろな対策を講じようというふうに現在考えておるところでございますけれども、なかなか地方公共団体の財政状況が厳しいということも踏まえまして、現在、補助率の話題がいろいろ出ているわけでございますけれども、そういうようなことも踏まえまして、文部科学省としても耐震化の一層の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○西田昌司君 この耐震化は本当に今日出席の委員どなたも推進を言っているわけで、党派の対立というのは何もないんですね。そして同時に、先ほど言いましたように、やはり日本自身が地震列島ですから、いつどこで起きるか分からないと。たまたまこの前の阪神・淡路大震災のときは学校が開いている時間じゃない時間でしたから直接的な子供たちの被害というのはなかったんですけれども、中国の場合にはまともにそれが起こってしまったと。

だから、これは本当にいつ起こるか分からないので、とにかく一〇〇%すぐ早急にできるよう

に、これやっぱりそういう大きな、向かいの国でありますけれども、ああいう災害が起きたことを真剣にやっぱり自分のことだとフィードバックして、是非ともこれは早急な対策を要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、民主党が提案されましたこの法案について質問させていただきますが、まず総論的なことからお聞かせいただきたいと思うんです。

この法律、財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律ということでありまして、そもそもこの法律を出された経緯、趣旨をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○水岡俊一君 発議者の水岡俊一でございます。まずは私からお答えをいたします。

二〇〇七年の三月に財政再建団体となりました夕張市は、今後厳しい財政再建に取り組むことになりました。予算編成は困難を極めており、とりわけ教育に係る歳出額は、二〇〇八年度予算において再建団体への移行前と比べますと約五五％の大幅な削減となっております。そして、市内の公立小学校及び中学校を今後それぞれ一校ずつに統合することが計画をされています。

また、全国には財政が悪化し財政再生団体の指定要件を満たしそうな市町村がまだ幾つか存在をしており、今後も第二の夕張が出現する可能性も考えられます。

地方公共団体の財政再生は一刻の猶予を待たない喫緊の課題であります。義務教育にかかわる国の責任は、財政が破綻状態にある市町村の児童生徒に対しても当然果たしていかなきゃならないわけでありまして。

このような状況に思いをはせ、民主党は、発議者である西岡武夫議員、また鈴木議員らが二度にわたり夕張を視察をいたしまして、夕張の子供たちの学習権を保障するためにこの法案の土台づくりをしました。そして、子供たちが安心して学べるようにと文部科学部門が中心になり議論をして

本法案を作り上げ、国会に提出をしたところでありまして。一回目は百六十六回通常国会、二〇〇七年六月十三日でありましたが、参議院へ法案提出を行いました。誠に残念ながら与党に無視をされまして審議未了、廃案となりました。二回目は今次百六十九回通常国会、二〇〇八年四月九日、参議院へ法案提出をしたところでありまして。

財政が破綻状態になった地方公共団体では、民主的手続によつて義務教育に係る適切な教育環境を確保することが困難であると考えられます。市町村にこのまま任せておくとナショナルミニマムが満たされないおそれがあることから、本法案は、新たに義務教育関係事務の緊急移管制度を創設することにより、財政が破綻状態にある市町村の義務教育を国の責任において確実に保障していくことを考えております。

児童生徒一人一人が義務教育を受ける機会というのは、該当年齢を過ぎてしましますと取り戻せるものではありません。そういった事態を見て見ぬふりはできないというふうに考えました。最終的な教育の責任を持つ国としては、何人たりとも見捨てることはできないと考えております。本法律案は、憲法第二十六条の教育を受ける権利の重要性にかんがみ、緊急避難的な措置として一時的に市町村から国へ義務教育に係る事務を移管するものであります。

以上です。

○西田昌司君 今おっしゃったんですが、具体的にはこれ夕張を想定している、こういうことでございます。それであと二、三、しかもそういうところがあると。これ具体的にどの辺のことを思っておられるのか、お答えできるのなら。しかし、お答えしていただくと、そのところがそんなことはないと言われるかもしれません。もし想定なさっているのならどこを思っておられるのか、それを是非お聞かせいただきたいのと、それと、この中には第二条に一定期間国に移管するというふう書いてありますが、この一定期間とい

のか。それと、これは国の責任です。だと、教育権の保障をするんだということをおっしゃいますけれども、これどれぐらいの予算を、特に夕張なんかの場合、具体的に夕張とおっしゃっているんですから、想定されているんでしょう、予算。またそれから、これが国立化して、その人員も国家公務員となるんだと、義務教育に係る教職員は、そういう形言っておられますけれども、具体的にその場合どれぐらいの人数を思っておられるのか。まず総論として、そこまですずお聞かせいただきたいと思っております。

○水岡俊一君 幾つか御質問がありました。まず、どこかは想定をしているのかというお話であります。軽々な考えをここで申し述べると大きな問題となりますので、基本的には私たちがそれを答える立場にないというふうに思っております。

ただ、様々な情報から考えますと、今、実質赤字比率というマーカーだけじゃなくて、連結実質赤字比率というマーカーを使つて二〇〇九年度には測るというような理解をしておりますので、そういう面から行くと、既に九自治体ほど挙がっているのではないかとという情報もあるということ。私たちが聞いております。そのことについては以上には聞いております。

それから、どれぐらいの期間かということですが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいている期間でございます。これは、総務大臣の同意を得た財政再生計画を定めている市町村について、総務大臣それから文部科学大臣が指定する期間適用されるというふうに考えております。それは大臣が指定するということとあります。それから、財政再建の期間と同じか分かります。短くなるかもしれません。そういったふうにご覧いただいております。

以上、取りあえず私からは二つ。

○西田昌司君 予算と人員はどれぐらいと思っておられますか。

○水岡俊一君 基本的にこの法案は直接的に予算

二〇〇五年度、北海道における公立小学校、それから中学校一校当たりの教育費を算出してみました。それによりますと、公立小学校が約二億二千二百万円、それから公立中学校が二億五千六百万円になります。これは北海道の小学校及び中学校の学校教育費総額、人件費も含めた総額、その中から寄附金を引いた額を学校数で割り算出したものであります。これが一応一つの指標として考えているというところであります。

それで、現段階でも公立の場合は、小学校の場合は国庫が四千七百十五万円入っています。それで、大体県費はその倍ぐらいいだというふうに思っていた方がいいと思いますので、純然、この市町村、夕張市が負担をしていうかすべきというか、今もうしていないのでこういう法律を出しているわけですが、標準形で申し上げますと、市町村が負担している額というのは七、八千万円と、こういうことになるわけですね。

それで、夕張の場合は、これはつておきますと七校ある小学校が一校に、そして四校ある中学校が一校にと、こういうことになってしまいます。もちろん、こういう事情で財政再建が必要な団体になったわけでありますので、七校そのままとすることは考えてございませんが、私も地元に行っているいろいろのお話を伺ったり、あるいは地域的

な、何というんですか、地形とか道路状況とかを見ますと、やはり三校ずつ、要するに七校を一枚じゃなくて、七校を三校、あるいは四校を三校というのが大望ましいところございまして、したがって、今申し上げました一校、小学校については七、八千万、あるいは中学校については一校一億円分ぐらい、これを小学校でありますと、国がやれば、今申し上げた三校分ずつぐらいの、ネットで申し上げるとすね、ということになる

これはもうお分かりだと思いますが、県費負担の部分はこれ今度国立になりますから、それは全部国が持つわけでありますけれども、一方で義務教育国庫補助金の分の北海道に行く分は減らしますで、ネットで申し上げますと大体そういうイメージでお考えをいただければというふうに思います。

○西田昌司君　それで、今お話しただいたんですけれども、今のお話伺っていますと、要するに、夕張で破綻して義務教育の負担がそのまま市町村では教育権が保障できないと、だからそれをやていこうと、こういう趣旨ですよね、大体。ただ、そのおっしゃる趣旨は分かるんですけれども、私は、現状の教育制度、また夕張が破綻になつた経緯も含め随分我々と認識が違ふところがありまして、その辺を含めてこの法案の矛盾点を指摘したいと思うんです。

今、夕張が財政再建団体になったわけですから、私もこれ聞いていますと、夕張の財政再建団体というのは普通の財政再建団体になった経緯と随分経緯が違うんですよ。いわゆる一時借入金

はもう極端な金額ですよ、三百億円を超えるという、そういう借入れがなぜ可能になったのかと。普通ですと、逆に言いますと、これはそんなに大きな金額になる前にむしろ財政再建団体になり、もつと言え、もつと早い段階で手当てでできていますからこんな大騒ぎにならなかったはずなんです。

ですから、その経緯をまずお聞かせいただきたいのと、そして今財政再建の計画が出されているはずなんですけれども、どういう形で今夕張自身がされようとしているのか、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人「御園慎一郎君」 御質問いただきました夕張市の現状と、それから今どういうことをしているかということをお答えしたいと思います。

て、炭鉱が閉山になりました。これに伴って人が御承知のように、夕張は炭鉱町でございました。減る、人が減ることによつて税収が減ると、こういう状況、まあこういうことはどこでも炭鉱町であれば、日本中というか炭鉱の地域ではあったこととでございますけれども、それに対応して行政サービスの水準等を見直すとか、それから組織のスリム化を行うとか、いわゆる行革努力というのをやっぱりこれは遅れていたと言わざるを得ないと思います。ちなみに申し上げれば、職員数でいっても標準的な団体の大体倍ぐらいあって、それが結果として人件費が非常に重たい負担とならる。

○西田昌司君　ちよつとそういう質問じゃなくて、私がまず指摘しておきたいのは、要は、財政で、再建団体に指定されましたけれども、それが一時借入金、この問題が一番大きいんじゃないのかということです。それは、まさに言えば、これ会社でいえば粉飾決算ですよ。とんでもない話なんですよ。そこが一番大きな問題で、実はこの問題なんについて、普通、粉飾決算会社であればとんでもない話で、これは、その責任者、経営者は当然逮捕なり刑事責任、当然、これ訴追されます。そして

て、その中で財政再建やっていうこうと、こういう話ですよ。ところが、夕張はそういう話になっているんですかね。そこをお聞かせいただきたいです。

○政府参考人(御園慎一郎君) 大変失礼いたしました。

前提としてそういうことがありますが、赤字が

三百五十三億と多額になったのは、まさに委員御指摘のように、観光事業等のいろんな事業に手を出した、それが思ったとおりいかない、思ったとおりいなくて赤字が出たときに、まさに御指摘のように、会計間で年度をまたがる貸付け、償還というような不当な会計処理を、不適切な会計処理をしたことによって、その赤字が見えないまま、まさにもっと早い段階で手を打てば三百五十三年なかにならなかったのが、見えないままここに来てしまったということがあったということが原因で、したがって、こういう団体はそんなに、ほかのところはもっと早めに手を打っているわけですからこんなことにはなっていないということが現状でございます。

今どのような再建をしているかという点、御質問にあったことで申し上げますと、十八年度から三十六年までの十八年間という非常に厳しい期間の中で、市を挙げて償還計画を立てて、歳入歳出の徹底した見直しを行っていくということをしているところでございます。

具体的に言わせていただきますと、歳入でも税率、市民税でいっても制限税率いっぱい取る、いただくように市民にも負担をお願いするとか、それからごみ処理みたいなものは手数料なものが多かったようでございますが、そこでそんなのも運ばに失いましたが、これもやるようにした。それから、行革もいろんな努力をして、事務事業の抜本的な見直しだとか、それから観光事業は指定管理者に渡す、あるいは病院も診療所に落として公営民営にするとか、様々な努力をしているところがあります。大変厳しい状況の中で努力をしています。ただいっているというふうに認識しております。

○西田昌司君 それと、もう一つだけちょっとお聞きしますが、これ財政再建今しているのは平成十八年から平成三十六年ですか、期間。間違いないですね。この十八年間にわたってやると、やっているということですね。そうすると、今この夕張の話前提とされているんですしたら、大臣の指定ということですから、そうなったというわけじゃないんですけれども、十八年間にわたって、十八年間にわたってこの義務教育の小中学校を国が国営でということ自体果たしていかげんものかなとは思いますが。それはまた後で指摘しますが、まずそういう問題があります。

それから、文科省にこれはお聞きしますが、先ほどからこの夕張の話で、要は義務教育が立ち行かなくなっているんだと、こういう御指摘があるんですけれども、私は、そうじゃなくて、そもそも、提案者からも話ありましたけれども、要するに、義務教育の経費については、これは基本的に道と国がその大半を持っているわけなんです。ですから、本来こういう財政再建団体になっても義務教育だけはちゃんと担保できるように、元々そういう制度の仕組みになっていると思うんですよ。

ですから、そういう意味でいいますと、夕張が今財政再建団体になったということでありまして、けれども、それがために直接的な影響は出ないはずになっていると思うんですけれども、文科省の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○政府参考人(金森越哉君) お答えを申し上げます。

義務教育につきましては、憲法の要請に基づき、全国すべての地域におきまして一定水準の教育を確保し、教育の機会均等を図ることが重要でございます。このため、市町村の財政力によって教育の格差が生じることをないよう、現行制度におきましては、義務教育費の大半を占める教職員給与費につきましては国と都道府県の負担でその全額を保障いたしておりますとともに、授業料の無償や教科書の無償給与などにより憲法第二十六

条に定める教育の機会均等を担保しているところでございます。

市町村の財政が破綻したからといって、義務教育の根幹に直ちに重大な支障が生じる仕組みとはなっていないところでございます。

○西田昌司君 今局長の方から答弁あったとおりだと思うんですね。

ですから、これは夕張を支援したいというお気持ちは私も分かるんですよ。分かるんですけれども、そもそもこの法律を作ることの意味が果たしてあるのかということをもっと御指摘させていただきたいと思えます。

そして、その上で、これ個別にちよつといろんな条文の質問をしますが、逆にこの法律がもし通つてしまつたとんでもない様々な問題が出てきますので、そこを私指摘したいと思うんです。

まず、これは第七条になるんですか、第七条で、国に移管された義務教育関係事務の処理は、適用市町村が財政再建団体となる前の小学校及び中学校に係る教育環境を確保することを基本とし

つと、こう書いてあるわけですね。ということ

は、今ちよつとお話しになりましたけれども、元々これは小学校が七つ、中学校が四つでした

け、ありまして、今統廃合の話がされていますよ

ね。しかし、今提案者はちよつとそれが三つというような形でおつちやつたような気がしますけれども、そもそも移管される前のその教育環境を確保しつとということでしたら、そのまま前の七

つ、四つの体制を守るということを意味しているのかなと私は思ったんですけれども、それと違う

ことをおつちやいましたね。だから、ここに書いてある意味は一体どういうことなんでしょう。

その今おつちやつた話によりまして、市の財政再建の方では、これはそれぞれ一つにするんですよ。一つにするのが市の方針なんです。それを

を国立化することによって前の環境にするという、前のまま担保するというんでしたら、そのま

ま前の七つ、四つの体制を担保するんだと答えられるのならそれはそれで私分かるんですけれど

も、そうじゃない答えされましたね、今。それじゃ、その三つに決めるというの、今民主党の方が言われているけれども、住民の方がおつちやっているんですが、大体、その基準は一体どこから出てきたんでしょう。そもそもそれがおかしいんじゃないかと。

つまり、本来、この今やっている、財政を立て直しているまさに現場の夕張市では、一つ一つでいいと言っているわけですが、やっていくと。それを無視してそういうような提案ができるものものかなと。このところ、いかがお考えなん

しょう。統合についてどう考えておられるのか。

○水岡俊一君 お答えします。

第七条に書いてございますのは、二行目に「適用市町村の住民の意向に配慮し、」ということであ

りまして、西田委員も今その点はとらまえておつちやっていたいただいたものというふう

に思っております。

住民の意向というのは一体どういうことかとい

うことからひとつお答えをいたしますと、例えば

小学校、中学校の統合の件に言えは、住民の中

にいろんなお考えがあるわけですよ。統合とい

うことについて反対だということにおつちや

る。例えばそれは、少人数の学校でもいいから

くの学校に通わせたいという保護者の方々もある

かもしれない。しかし、少人数では社会性が育

たないからこれはやっぱり統合して大きな学校に

してほしいという意向もあるかもしれない。そ

ういったことをつづさに住民の意向を聴いてい

ながら最大公約数的なところを探していくという

が本当の姿だろうというふう

に思っております。

その中で、じゃ、小学校は住民は

一校でいいと言っているじゃないかというお話が今ござい

ました。これは実は破綻に陥る前に、財政再生団

体に陥る前に実は市の方の考え方は三校であつたとい

うふうにお聞きをしております。その辺りは鈴木

の方からまたフォロー、カバーをしていただきた

いと思えますが、そういった中で、実際には財政

再建団体になったときに、財政再生計画の中では

もう一校にして極力予算を縮めていくんだということがそこに盛り込まれた。ですから、いや応なしに一校にされたんではないかというふう

に私はまた考えるところであります。

○西田昌司君 いや、これ、夕張の再建の話がさ

れていまして、要するに今現状が七つ、四つのを

三つにという話されましたけれどもね。要は、そ

れは夕張自身が、夕張市の住民自身が、今再建し

ていこうと思うとこれは前のときの体制ではでき

ない。国がこうせいか、ああせいかというより

も、また民主党がどうせいかというんじやなくて、

自主的にこれ決めてこられているわけですよ。

再建団体になる前までは三つだといふふう

におつちやっているけれども、実は今一番大事な

は、この財政再建していきまして、三つになると

いふふうにおつちやっているけれども、その後、

これ十八年例えはたつて平成三十六年になつた

ときに、じゃ本来、今財政再建で一校にしてい

こうと思つたのに三校体制にしましたら、その分

の負担は非常に大きなものになってくるんです

ね。つまり、今民主党の方は一挙に減らすよりも

三校でいいような話をおつちやっていますけれども、これは財政再建し終つた後が大変な負担出

てくるわけですよ。

ですから、それはそもそもそういうことも含めて住民が、自分たちの町自身がどうやってやっていくのかということ、これ一校という話にしているんですからね。それを、今のをそのまま持つていくというならまだ分かるんですけど、何か我々にとっては根拠のない数字で、民主党案という形で三校だといふふうには私は理解してありますけれども、これはどうか、いかがなものかなというふう

に思えます。

それとも一つ、六条に国立化ということ、要するに文部科学大臣がこの事務処理をする、つまり国立化ということをおつちやられるんですけれどもね。先ほど言いましたけれども、そもそも、今現在の財源的に言いますと、義務教育に関

しては国と道がこれ大半持っているわけでございますから、そもそも国立化にする意味が果たしてどこにあるのかということなんです。

そして、国立化していくときに様々な問題で、例えば「義務教育関係事務の」ということでありますから、教職員だけじゃなしに、その義務教育の関係を市町村の職員も当然その義務教育関係の対象になりますよね。そうしますと、学校の先生だけじゃなくて、教育委員会の中のある特定の担当者も今度これ国立になってきますと国の公務員だという形に当然なるわけですね。そうなるわけですか。国から要するに市の教育委員会のうち小中学校担当の委員として派遣するの

か、それとも、たまたま今までできていたその担当を今日から指定団体になったので、財政再建の間は、今度は国家公務員としてやりなさいと、こういうことになるのか、これちょっと意味が分からないんですよ。それは、そういうことはどういうふうに考えておられるんですか。

○水岡俊一君 先ほどから幾つかございますので、順に答えたいと思います。

一つは、一校が住民の意思ではないかというお話でございました。それで、先ほど御説明をいたしましたように、民主党の方で現地に参りましてヒアリングをいたしました。そのときに出てきた一つの意向として三校という数字があったので、そういったものを一つ私たちは考えているというふうにお答えをしたわけでありまして。ただ、この法律を成立の暁にはどういったふうに進めるかというの、これは改めて住民の意向をききつつ酌み取らなきゃいけないというふうに思っておりますし、そのときに一校というのが本場に住民の意向であるならば、それはそうすることになろうかというふうに思っております。

ただ、私は学校現場にいた人間として思いますのは、七校あったものを一校に統合するというところであれば、大規模改修をするというふうなお話でございましたし、そういったことではいろんな経

費的な面で三校、例えば三校であるとか四校に統合することと一校に統合することがどちらが経費が安いのかという問題はよくつぶさに検討しないといけないというふうに思っております。

それから、スパンが長いわけでありまして、そういったスパンの中で新たな統合計画も出てくるかもしれません。それはなぜならば、子供の数を年次的に見ていく中でどういった統合計画が妥当なのかということとはやはり検討をきちとしていかなきゃいけないと、こういうふうには思っております。

それから、国と都道府県が大半を持っているのでこの国立化にする意味があるのかというお話でありました。

実際には人件費の部分でいえばそうですね、その点についてはそれとおりだというふうに思っております。ただ、子供たち、児童生徒にとつてみれば学校という施設にかかわる部分というのは非常に多うございまして、そういった学校施設といふのは設置者の責任によつて建設をし運営をされていくということから見ると、市町村の影響が非常に大きいというふうに思っております。だから、この部分で国が関与をしていかなければ実際に建物を健全な状態に保っていくというのは難しい部分が出てくるのじゃないか。これは西田委員が先ほど御指摘になった耐震構造にしていこうということが求められていたとしても厳しい財政計画の市町村の財政の中ではそれは無理だと、あるいは順位が、プライオリティーが後に回っていくというふうなことになるならば子供の安全を確保することはできないというところになりますので、国が関与をするという意味は非常に大きいというふうに思っております。

○委員以外の議員(鈴木寛君) ちよつと幾つか補足で情報を御提供申し上げた方がいかなと思ひますのでお話を申し上げたいと思ひます。

先ほど、夕張以外にどういふところがあるのかというところで、提案者水岡委員からの御発言がちよつと途中になっておりましたが、もう一つ、

実質公債費比率という手法もありまして……
○西田昌司君 その話は、私の質問したことに先答えてください、それはいいですから。

○委員以外の議員(鈴木寛君) いや、ですけれど、そもそもこれは夕張だけなのかという誤解があるもので、これは夕張だけではございませんというのをきちつと御理解をいただきたいので御説明を申し上げていきます。

○西田昌司君 質問時間は私に与えられているんですから、私が言った質問に答えてくれればいいんです、今言っていることは。

○委員長(関口昌一君) 委員長長の指示を受けて答弁また質問をしてください。

○委員以外の議員(鈴木寛君) であれば、子供に罪はないということだけ御理解いただきたいというところでお答えをさせていただきます。

○西田昌司君 まず私が聞いたのは、総論で聞きます、その中で今各論で夕張の話をしていますから、夕張の話を答えてください。それで、その上で私が今言っているのは、国立化のときに今言いましたように国家公務員になるんですね、そのときに教育委員会の中で義務教育担当の職員も当然国家公務員となるということですね。そのときに、じゃそれは、その人はどういう方が具体的になるんでしょうかと。例えば今いる人がそのまま国家公務員となるのか、それは今の教職員も多分そうだし、そうなんだろうと思ひますね。そうなのか、それとも国が直接派遣することを思ひつておられるのか、まずこのことをお聞きします。

○水岡俊一君 教育委員会、いわゆる教育委員会というのは広義的な意味でいえば教育委員会事務局を含んでおりますので、今、西田委員のおっしゃっているのは、教育委員会事務局のスタッフが、つまり学校、義務教育にかかわっているスタッフを国家公務員とするのではないかとこのお話を思ひます。

それも一つの方法だというふうに思ひつておりますが、この法案ではまだそこまで決めておりませ

ん。実際には、国立としたとしても現地にその対応できる部署をつくらなきゃいけませんから、そういったときに市町村から職員を出向させていただくとかいうようなことは検討する課題だというふうに思ひつております。

○西田昌司君 それと、今、だから具体的なことは決めてない、分らないと、こういうことですよ。だから、具体的なことを是非考えた前提の上でこれを提案していただきたいと思うんですよ。

私が言いたいの、なぜこういうことを言うたかということ、もし今言いましたようにスタッフとして国が派遣するんであるならば、文字どおり国立化しますが、しかし、果たしてその人が現場のことを、今ですとそその地元にあつた人間じゃなくて国がやつてきて、果たしてそれが全うできるのかというのは非常に疑問に感じます。

逆にです、逆にそのまの人間がそのまま国立の職員だといふ、何の形式も変わらないわけなんですよ。つまり、国が負担しているだけの話なんですよ、それは、財政的な話でいうと。そうなる、今と何と変わらないわけですよ。すかと、私が言いたいの、つまり、地元で混乱を起こすだけで何も変わらないわけですよ。

そして、もつと問題なのは、皆さん方、人件費は確かにそうだけれども、学校施設費とかそれは市がやっていると、まあこういう話でおっしゃるんですけれど、確かにそうかもしれないけれども、しかし夕張は一体、実際どうなんですか。独自財源あるんですか。そもそも非常に財源的に厳しくて交付税でこれやらなきゃならないんですよ。ということは、その分、これ国の国立化になってしまひますと、反対に要は地方交付税が減るだけなんです。だから、プラスマイナスしたとき、本場に夕張の役に立ちますかと。

皆さん方の具体的な提案をこれ見ても、結局は具体的なこと聞くとそこまでは考えていませんというところになるし、しかし大枠の仕組みで、今現行の制度がある中でそのことと損得関係を考へて

みましても非常に無理があるんですよ。つまり、意図されていることは、私も困っておられるのから助けてあげようと、これは分かりますよ。政治家として当然ですよ。しかし、実際問題はこの法律を通したところでプラスにならない、むしろマイナスになるんです。何がマイナスかという点、現場が非常に混乱してしまうわけですよ。

もっと一番大きな問題は、例えばこれ人事異動
どうするんですか。今でしたら、これ県の教育委
員会の人事異動で全部回っていただけるんですよ。
ところが、国立化しました、文部大臣が全部処理し
ますということをやってしまったら、この職員は
十八年間ずっとここにいますか。そんなばか
なことしてできますか、これ。それはかなりむ
ちゃくちゃで、多分これ、これもお尋ねします
が、恐らくそこまでは考えていませんとか、そう
いう話じゃないんですかね。

だから、そこは、私は言いたいんだけれども、要は現実問題、今やっている制度で何が一体不備があるのかというと、ほとんど不備がないですよ。むしろやらないきやならないのは、ほかのこれは措置なんですよ。つまり、一般的な財源として夕張を支援する方法はないのかと。本来議論するのはそちらの方なんです。義務教育に關しては、元々今の制度でちゃんと手当てされているわけですよ。だから、本来、皆さん方のその意向を私が酌んでもし提案するとするなら、一般的な財政支援ができる仕組みにすべきなんです。ね。

ところが、ところが問題は、この財政再建団体に何でなつたかというのが一番大きい問題なんですよ。つまり、この財政再建団体になつた理由とというのが、先ほど私言いましたように、一般のこの財政再建団体の理由と違うんですよ。当時の市長さんが非常に無理な行政をしてきたと。本来でしたら予算を組めないんですよ。予算を組めずに、新たな事業ができずに、財政再建団体にとつた昔になつていらっしゃるんですよ。ですからこういう事態は起らない。

先ほど、あと幾つかこの財政再生団体、今度新

しい制度としてこれを連結決算するとそういうことも出てくるかもしれないとおっしゃっているけれども、しかし、そういうところは恐らく、もし財政再生になったとしても、この夕張のような巨額な一時金が基になって借金になると、つまりその赤字がこれだけ膨らむということは普通考えられませんか、これはね。考えられないし、もつと言えば、そういうところがもし仮になつても、今言いましたように国の制度で、今制度上義務教育は国が持っているんですから、道と国がね。施設の方についても、結局交付税措置されてきているんですから、大きな被害を受けない、これは。だから、議論している方向が私、随分違うと思うんですね。だから、そのところはやっぱりこれは指摘させていただきたいんですよ。

そのとを私は指摘すると同時に、今回のこの提案の中で、やっぱりかなり無理がある、非常な無理があると。無理があつて、私自身は、このままやっていきますと、結局は現場で混乱するということになってしまうと思うんですね。ですから、提案者に一つだけお聞きするのは、人事異動をどういうふうにするつもりでいるのか、それだけ教えてくださいよ、じゃ。

○委員以外の議員（鈴木寛君） 幾つか全然前提の御理解が違うんですよね。それをだけど答えようとするときまた阻まれますからね。そういう指摘だけするのは良くないということを申し上げますが。

人事異動は、これも御存じだと思いますけど、霞が関に、あるいは国立の研究機関とかにどれだけ県の職員とか市町村の職員が一時的に来て、国家公務員の身分になって、そして戻っていつていますか。それと全く同じことをやればいいんじゃないですか。私も国家公務員でした、それで地方公務員でした、また国家公務員に戻りました。そのことをやるということです。

そのときの考え方は、極力現場に混乱を、支障を来さず、人事的にもですよ、それから財政的にも工夫をして、なるべく国庫の支出を抑えなが

ら、ただ、先ほど申し上げましたけれども、私も西岡先生と一緒に現場へ行きましたが、財政再建計画ができている段階では、これは住民の意向は無視されて一校になっているんです。

ですよ、一校になるところを三校にできるという
 か、三校残せるということ、三校以上残せるとい
 うことです。そのことに伴う経費はもちろん節約
 しますけれども、その間に、先ほど結局一番最初
 の過剰な財政負担のお話ありましたけれども、長
 野県の、先ほど申し上げました公債費比率が高い
 三つの中、長野県、一つあります。かなり夕張

と似てます。これはスキー場の過剰設備です。ですから、この長野県のある件についても、もうすでに基準であります三五％を上回っておりますので、こういったことはケースとして想定し得るといふことで今回の法律を出しているわけでありますので、そのところは御理解をいただきたいと思ひます。

（西田昌告）そもそも財政再建をするというところがどういことかということがお分りになっていないと思うんですね。つまり、財政再建すると……

○委員以外の議員（鈴木寛君） 財政再生計画の作り方、分かっていないんですよ。

○委員長（関口昌一君）委員長の指名を受けてから発言をお願いします。

○西田昌司君 あなた、今は私の質問時間なんですから。財政再建するということは、これから借

金を返していくということですよ。

○委員以外の議員（鈴木寛君） だったら、ちゃん

と答えさせてくたさいよ

○西田昌司君　だから、あのね、私が質問してい

○委員長(関口昌一君) 質疑者、發議者に申し上げます。委員長の指名を受けてから發言するよう

に。

○西田昌司君　ちゃんとルール守りなさいよ、あ

なた。

あのね、問題は、ちよつと次、文科省と総務省にお聞きしますが、今こういう形でおしやつたんだけれども、例えば三校の話を非常にこだわつておられるんですけれども、一校じゃなくて三校だ。それは民主党さんの御意見で、そう言われるのはそれはそれとして、仮に三校になったときに、これ財政再建するのが平成三十六年までの間これ掛かっているわけですよ、今から十八年、二十年近く後になります。そのときに、夕張、そもそも今の人口が幾らで、これから先の財政再建上今想定している人口幾らになっているのか、ちよつとお答えいただきたいと思ひます。

〔政府参考人 笹園慎一郎君〕 今すぐに数字が出なくて恐縮でございますが、少なくともこの財政再建計画がスタートしてから的一年間で見ても、人口の減少率というのは予定したよりも速いスピードで進んでいるという状況でございますので、いずれにしても今の人口よりも少ない中で、減っていく中で、減少していく中で再建の作業をしていくということになるというふうに思っております。

○西田昌司君 私も今資料がちよつとあれなんです、今審議官おつしやいましたように、要するに今人口が一人ちよつとですよね、一万何千人。それがその半分以上になつてくるはずですよ、提案者も御存じのようにね。そうしたときに、今で七校あるやつが一校にしていこうという形でこれやつているわけですけども、三校体制にしてしまつて、果たして次の財政再建が終わつ

たときに、国立化して取りあえず三校にしましたと、例えば、終わればもう一度やってくださいと。そのときに、これは負担が、後に回ってくる負担が大きくなるだけなんです。結局再建の先送りになるだけで、実際の話はこれは助からないと思うんです。

だから、だから要するに、そういうことも踏まえて、大事なものは財政再建団体になっているということと、そしてそのことを財政再建団体にな

る前までは例えば三校でいっていたんだとおつ

しゃつているけれども、財政再建団体になって地元の方があらゆる事業を削つてやつてゐるわけですね。それで一校ということを選択してきてゐるわけですよ。やつぱりそのことをしっかりと尊重しなければならぬし、それを無責任に三校でいいんだということを言つたら、それは今はね、今おられる方は三校の方がいいと思はれるかもしれませんが、ところが、その後一校だけが責任持てるんですか。それは大変な話になってくるんですよ。だから、私は、こういう形で提案するということ自体非常に無責任なんですよ。そこはやつぱりこれ納得することはできないし、そういう形での提案で、(発言する者あり) 黙らない。

それと、もう一つ大事なことは、是非これは聞いておいていただきたい、御存じだと思いますけれどもね。今、夕張市の職員は給料を三割ほどカットされてゐるんじゃないですか。ところが、教職員の方々はカットなしですよ、そういう。私は何もカットしろと言つてゐるんじゃないんですよ。同じ夕張市の職員でありながら、ほかの事務をやつてゐる人間はみんな三割カットですよ。再建のために汗流してゐるんですよ。ところが、教職員は今のこの制度のおかげで給料もそのままだですよ。これは同じ職員としてどうなんですか、再生していくときに。納得できる話じゃないんですよ、本来ね。ところが、これは、それだけやつぱり義務教育というのは大事だから、私もそれで何も三割下げろなんて言つてゐるんじゃないんですよ。じゃないんだけれども、事実として現場の職員の方はそうなんですと。

そういうことも含め考えると、皆さん方の提案というのは、一見すると、これなるほど心優しいような、そういうふうに見えるんだけど、実際には現場で非常に混乱するだけじゃない、この財政再建ということ自体ができなくなつてしまふし、そして現場でもっと苦勞されてゐる方たくさんゐるわけですよ。

また、もつと言へば、この一番大きな問題は、このそもそも責任つづいたのはだれなのか。私

はやつぱりそこは、この委員会が議論する場じゃないけれども、やつぱりそこはしっかりとしないかなければならぬし、そして最後に、私自身、もうこれで質問終わりますが、要するに、夕張の支援というのは義務教育のこういう支援の仕方じゃなくて、先ほど言いましたように、もうちょっと違う仕方があると思うんですよ、それは。本当に夕張含めこれからもしそういうことが出てくるというんなら、違う仕組み取らないと、義務教育自体は初めから財政担保されてゐるんですよ。そのことだけはこれ御理解いただかなければならないし、その上で本当にもし支援する方法があるんなら違う方法を考へていかないと、私はこれは決してプラスにならぬと思ひますよ。

先ほど言いましたように、プラスマイナスで言えば、なるほど国立にすることによって幾らかの人件費も浮いてきますと、施設費も浮いてくるかもしれないませんが、マイナスとして、当然、お金だけの話言つても、地方交付税減りますから、大してプラス出てこないはずなんですよ、これは実際。今の制度の仕組みでは、そういうふうにはプラスマイナスでいうと、今のこの民主党の提案では実際にはプラスになつてくれるのは非常に少ないと、財政的に、思うんですけれども、総務省の方、これいかがお考へでしょうか。

○委員以外の議員(鈴木寛君) 委員長、ありがとうございます。

委員は間違つた法律解釈に基づいて御発言されてゐるので、そこだけ御理解をいただきたいと思ひます。

我々の方で出している法律は、平成三十六年度まで三校体制を維持するといふことはどこを読んでも出てきません。これは住民の方々が、まずは七校を三校ですけれども、その後いろんな議論があつて、人口減少があつて、それを更にいろんな手当てをして、例えば五年後とか十年後の動態で一校にするといふことがあれば、それはそういうふうになります。

それから、平成十八年から三十六年までの間の

期間で総務大臣と文部大臣が決めた期間を指定するわけでありまして、例えば平成二十五年ぐらいでいろいろな状況が改善をしてくればそれは指定解除をするといふことでありますから、そこは前提の御認識が違ふといふこと。

それから、この委員会でも長年議論をしてきましたけれども、義務教育国庫負担制度というものがどんだんと毎年三位一体の改革の中で削減をされてきて、そういう状況の中でこの法律が出てゐるということ、そして子供にはみじんの何ら瑕疵はないといふことを是非御理解をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(御園慎一郎君) この法律の費用負担関係が最終的に私ども十分理解していない部分もございますので、今委員の御質問の最終的にプラスになるかマイナスになるかといふことは、私ども、今の段階では計算できません。

ただ、先ほどから御議論がありましたように、御指摘もございましたように、地方交付税の件に關して申し上げますと、交付税は市町村の行政に對して、行政需要に對して交付するものですから、これが国立になればこれは交付ができなくなりますので、ちなみに十九年度で申し上げますと、小中学校費で二億二千百万入されてゐますが、これがなくなるといふことは言えると思ひます。

○西田昌司君 今おつしやいましたように、かなりの影響を受けるわけなんです。

大事なことは、要するに、私は民主党さんがこういうことを提案された背景といふか、心根と申しましようか、それはもう理解してゐるんですよ。だから、それは分かると言つてゐるんですよ。ただ、ただですね、ただ言つてゐるのは、それは支援してゐるというその気持ちは分かるんだけれども、この法律ではそれができないんじゃないかと。今言いましたように、現状の制度の中でできることでやる方が、むしろ住民そのものところを決めたことをそのまま支援していくんですし、それについてはほとんどが国の費用、道の

費用でこれは賄われてゐるわけですから、何もそこで国立化するんじゃないに、やるんなら違う制度ですよ、むしろ。そういうことをやるべきなんです。(発言する者あり)

ところが、今外部から対案出せとおつしやつたけれども、そのことについて答へる必要はないんだけれども、まあ答えさせていただと、つまり、そうやつていこうと思うと、大事なものは、要は、じゃそのために様々なこれは例えば借金棒引きといふことも含めいろいろあるかもしれない、やり方が。そうすると、それはだれが負担するかといふと、当然ほかの、国の要するに税金で負担するわけですよ。そうしたときに、この財政再建団体になつたのが、普通の制度上であれば私は分かりますよ。ところが、これ粉飾決算してゐるわけですよ、これ、早い話が。そういう粉飾決算したところにそれはどうなのか。やつぱりそれやる前提としてそのところの処置をしないと、これはやつぱり国民の納得できるものじゃないと、そのことを指摘しまして、時間ちよつと余つていすけれども、私の質問は終わらせていただきますと思ひます。答弁は私要求していませんから、結構です。

○浮島とも子君 公明党の浮島とも子です。

本日は、財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に關する法律案について御質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本法律案は、財政が破綻状態にある市町村において小学校及び中学校に係る適切な教育環境を確保することが困難であることから、義務教育関係事務の緊急移管制度を創設するために定めるものであるとの御説明がございました。

ここでは、財政が破綻状態になると市町村が適切な教育環境を確保することが困難になるとされておられます。適切な教育環境とは様々な文脈で用いられますけれども、本法律案においてこの適切な教育環境とは具体的にどのような事柄を想定してゐるのか、まずお伺ひをさせていただきます。

と思います。

○水岡俊一君 お答えします。

教育環境と一言で言うとは大変広い分野がございますので、具体性がないので、例えばの例でお答えをしたいと思います。先ほどから問題となっておりまして、これは非常に教育環境として大きなものだと思っております。

実際七校ありました小学校が例えば一校になるということになりますれば、中心地に置いたとしても、この夕張市は南北に三十五キロ、東西に二十五キロの広い地域の中から子供が通うことになります。そうしますと、一つの学校に通う中で非常に遠くから時間を掛けて通う子供が出てくるということとはもう否めないというふうに思います。

そういった通学環境というものについて大きな障害が出てくるのではないかと、そういった面から教育環境を守っていくべきという、そういう趣旨があるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○浮島とも子君 今学校の校数の話がございましたけれども、この財政再建団体にある夕張市におきましては、先ほどもちよつと御答弁があったと思いますが、平成十九年度の予算では一般会計の教育予算が約五四％減って、今度の平成二十年年度予算では、先ほどもありました、約五五％削減がされると聞いております。しかし、この市町村の行っている教育関係の事務は義務教育のみではないと私は考えております。

したがって、一般会計の大きな項目であります、先ほど来からございました、何％削減があったとありますが、この教育予算のみを見て教育環境が悪化したと言ふのは少し私には違うのではないかと考えております。この教育予算の中で義務教育にかかわる部分、そして全国的に見て標準を確保しなくてはならない部分の内容を見て個別に判断していくことが必要、重要であると考えます。

この削減された予算額は三億七千四百万という

ことでございますが、そのうちの四分の三は社会教育など義務教育に関係しないものでございまして。残りの四分の一が義務教育関係費の小中学校費でございますけれども、ここで削減されているのは主に、市単独事業で行っていた学校事務員の配置をまずやめたこと、そして学校給食を合理化して人件費を削減したことなど、学校の管理費を中心にして合理化を行ったという範囲で削減を行っております。このような合理化というのは、私は、現在の地方財政をめぐる厳しい環境から、財政再建団体ではない団体でも行っているものと思っております。

そうした意味で、この教育予算が五四％削減されたとか、あるいはまた五五％削減された、だから教育環境が悪化したという論理は少なくとも私は正確でないと考えます。教育予算全体の削減額をもつて教育事務費がこれだけ削減されてしまったという何かすく削減されてしまったかのような表現をすることは、正確でない表現であり、また人に誤解を与えてしまうということも否めないと思っております。また、今申し上げた意味で、法案に書かれているような適切な教育環境を確保することが困難であるという認識は、この事実の裏付けがなく、論理的な正確性も足りないと思はれますが、御見解をお伺いいたします。

○委員以外の議員(鈴木寛君) 私も夕張に行きました。そのとき、ちよつと雪が大変積もっておりまして、事務費を削るということの意味については是非御理解をいただきたいんですけど、やっぱり雪かきをちゃんとしないと子供たちは毎日学校に通えないんですね。それから、いろいろなところが壊れたり、そういう人員にこの事務費あるいは事務員さんというのはいっぱい充てられていると。そのことが、例えば雪かきの回数が半分に減ってしまったとか三分の一に減ってしまったとかというように、そして、もちろん公道まではそれは別の予算でやるんですけど、学校の校内の大きな、大きなというか、それは事務員さんがやっているような部分もあるということは是非御理解をいただきたいと思っております。

それから、確かに社会教育費など別な予算も入っています。先ほど総務省の方から御答弁いただいたんで逆に分かりやすくなったと思いますが、おっしゃる通りに、地方交付税は二億円減るんですよ。先ほど私申し上げましたように、小学校で約七千万、中学校で一億、それ掛ける三校です。それから約五億円ぐらい増える。そうすると、プラスマイナスで三億円ぐらい夕張の学校現場に、何といいますが、行くお金が増えているって、そういうものは今申し上げたような体制の整備に使われていくということで御理解をいただきたいと思っております。

○浮島とも子君 用務員と事務員がちよつと私も違ふんではないかというふうに今ちよつと感じたんでございますけれども、(発言する者あり)事務費。

言うまでもなく、この義務教育におけるナショナルミニマムの保障を図るために幾つかの制度が設けられております。この義務教育を現場で実施する教職員の給与は、三分の一が国庫補助と三分の二の都道府県の県費負担制度があります。また、図書費などを含め、交付税措置もされているところでございます。

現在の制度の中では、これらによりナショナルミニマムを担保していくという形になっておりますが、それ以外の部分については都道府県、市町村の裁量により決定をすることができるようになっているのは、義務教育が市町村事務であり、市町村が行うことが適切であるという制度上の思想があるからだと私は考えております。制度的にナショナルミニマムが保障されている中で、本法律案のような特別法を制定し例外を設ける必要はないのではないかと考えます。

次に、総務省にお伺いをさせていただきたいと思いますが、この趣旨説明の中でもございまして、また先ほどの御答弁の中でも、たしか九自治体でしたか、とございましたけれども、今後財政破綻をするところが予想されるという趣旨の御発

言があったんですけれども、実際にはどのような見通しなのか、今後財政再生団体になる見込みの団体ほどの程度あるのか、お伺いをさせていただきます。

○政府参考人(御園慎一郎君) 地方公共団体財政健全化法上の財政再生団体というのは、平成二十年年度決算に基づいて、二十一年度計算された数字でやるということになっております。今年も、二十年年度も十九年度決算に基づいた数字は計算していただきますが、今全国の地方団体やっています、やっています、それは公表するだけで、本当にこれで、じゃ、レッドカードです、イエローカードですということは来年からになりますので、今の段階で見込みを言うことは困難でございます。もちろん、地方団体いろいろ心配しておりますから自らの計算をしておりますし、マスコミの皆さんも計算しておりますからいろいろ、何団体ぐらいなんという情報は出ておりますけれども、今の段階で言える状態ではないというふうに私も思っております。

ただ、私どもとして申し上げられるのは、十八年度の決算数値を使つてどういう状況かということを実質赤字比率と実質公債費比率で申し上げることができようかと思ひまして申し上げますと、実質赤字比率では財政再生基準以上となるのは夕張市一団体、それから実質公債費比率という公債費の方で財政再建基準以上となる団体は夕張市を含んで三団体でございます。

ただ、夕張市以外の実質公債費比率が財政再生基準以上となる団体、一団体でございますけれども、これらもやはり再生計画を作つて再生に取り組むということよりも、その前にその数値を下げるというこの努力をしておりますから、私どもが今聞いている限りで申し上げますと、十八年度以降の公債費の繰上償還というふうな財政上の措置をとることによって数値を下げていく努力をしておりますので、今彼らから聞いているのは、彼らの希望的なところもあると思ひますが、二十年年度決算においては再生基準を下回る、あるいは下

回るべく努力しているというふう聞いていますところでございます。

○浮島とも子君 今回のこの法案は、義務教育制度について、本市町村の教育委員会の事務である義務教育事務を国が行うという現在の教育制度の例外を創設するものでございます。このような教育制度の改正に当たっては、多様な意見を踏まえ多角的に検討すべきと考えておりますけれども、この本法律案について専門家や関係者の意見を聴くなどの取組をされたのか、お伺いをさせていただきますか。

○委員以外の議員(鈴木寛君) もちろんこの法律の、我々、最初に提出をさせていただいた年は、日本国教育基本法案とパッケージで出させていたでいるんですね。

それで、まず二つ申し上げさせていただきたいのは、この日本国教育基本法案を作る過程で、当然様々な教育現場、専門家の方々を踏まえて我々は日本国教育基本法案を国会にお出ししており、今日お諮りしております国への移管制度創設に関する法律も出させていただいているということでございます。

申し上げたいことは、要するにもう従来の、あるいは自民党、公明党、与党の皆さんと民主党とで教育についての基本的な考え方が違うということだと思えます。今までの考え方と当然違うことが入っているんです。なぜならば、我々、日本国教育基本法では、国は教育の最終的責任を負うというのを重要な考え方の方針に盛り込んでおりますので、その考え方に基づくという法律になるということでございますから、そこは、御指摘はおっしゃると思うので、それは、基本的な考え方の違いということでございます。

それから、もう一つ申し上げますと、確かに義務教育国庫負担制度と、そして地方交付税制度で理論的には、数十年前に制度設計がなされたときには理論的には我が国の義務教育というのはそれによって十分な財源が確保されるという精神で作られました。しかしながら、この三位一体の議論

を始め、世界的に見ましても義務教育に占める公財政支出が極めて低い我が国の財政状況の中で、先ほども申し上げましたけれども、例えば小学校などであれば、事実上、七千万円から八千万円の不足分が出ていて、そういうふうな事態に陥っているということで、理念は理念として、この財源確保の厳しい中で、特に教育予算が長期自民党政権下で削られ続けてきた結果として、事実上、そこにそうした破綻が生じているという現状をも踏まえこのような制度設計を御提案をしているということと御理解をいただきたいと思えます。

○浮島とも子君 おっしゃるとおり認識に違いがあるようなので、次の質問に移らせていただきますか、お答えしていただきたいと思えます。

この制度の実施期間をどの程度見込んでいるのか、お答えしていただきたいと思えます。

○水岡俊一君 先ほどもお答えをいたしました。指定を受けている期間内で大臣が指定をします。それはケースによって変わってくるものというふうには思っております。

浮島委員、一つ、先ほど教育環境を確保するのは困難であるという私たちの指摘は当たらないということをおっしゃった部分があるので、一つ答えていいですか。

実は、義務教育費を国がきっちり担保しているという制度があるんだというふうにおっしゃった、それはもちろんそのとおりだということに思っております。ただ、今教員の給与費は三分の一になったということは、若干厳しくなっているということはもう浮島委員も御存じのとおり。

そこで、もう一つ申し上げたいのは、かつて学校の教材費と言われる部分、あるいは図書費と言われる部分、これは義務教育費国庫負担制度の中で負担をされてきたものであります。つまり、縛りのあったお金だったんですね。これが実は今一般財源化、ほとんど一般財源化をされてしまったという中で、これは西田委員もおっしゃったように、市町に入ってお金として、色の付いてないお金として入ってくる、だから市町としては使いが

すいんだというお話はもう指摘のとおりであります。ということは、言い換えてみると、市町にとって使いやすいお金であって子供には回らないお金かもしれないという点が問題なんですね。ですから……(発言する者あり)いや、それは要するに、そういう市町の一般財源化の中で考えているわけですから、それは市町の責任になるわけですから、そういう意味からすると、財政が非常に厳しい団体の中ではこれは学校に回らない可能性が非常に大きいということで私たちは心配をしていると、こういうことです。

○浮島とも子君 ちょっと質問を戻させていただきますけれども、実施期間、今そのときで変わると言われましたけれども、夕張においてはどのくらいを想定されているのか、お伺いさせていただきますか。

○水岡俊一君 財政再建団体として、財政再生計画が総合的に十八年だったということに思いますので、十八年以内ということと考えていきたいというふうには思っております。

○浮島とも子君 今十八年以内とおっしゃいましたけれども、十八年を想定されているということは、私はこれは非常に長い期間だと思えます。この間に社会情勢も変わり、学校も時代に合った形に変わっていかねばならないと考えています。

そもそも、市町村の事務をこれほどの長期間国が行うことに、逆に市町村に国に対する依存を生んでしまうのではないかとことも思われますけれども、その点どうお考えでしょうか。

○水岡俊一君 先ほどからお答え申し上げているのは、十八年以内ということでありまして、これは財政再生状態によって短くなる可能性もあるわけでありまして、基本的には、おっしゃるとおり、地方自治体の責任で義務教育をやっていくという、本来の姿に戻していくことが前提だというふうには思っておりますので、それを前提に協力をしながら、子供たちに義務教育を守つ

ていく制度としてこの法案を考えたというふうには御理解をいただきたいと思います。

○浮島とも子君 次の質問に移らせていただきます。浮島委員、次の質問に移らせていただきます。市町村の学校を移管するというところで、市町村の教育委員会の担当している義務教育に関するすべての事務を国が行うという理解でよろしいのでしょうか。

○水岡俊一君 教育委員会事務局の行っている業務の中には社会教育も含め様々なものがありますが、その中の義務教育に関する部分の事務はすべて移管するというふうには考えていただきたいと思います。

○浮島とも子君 この本法律案によりまして、移管期間中は文部科学大臣が事務処理をするということとされておりますけれども、今お話ございましたように、この教育委員会の職員のうち小中学校の関係の事務を処理している職員、これを国家公務員、先ほども西田委員の方からちょっとお話ございましたけれども、国家公務員とすることによってよろしいのか、そうでなければ、文科省の職員を派遣をして、そして夕張市で事務に従事するというところでよろしいのか、また市町村が行う義務教育に関する事務は、例えば就学年齢に達した子供たちに対して、どの小学校に入るか、就学するかという指定する事務など個別具体の事務が多数あると思えます。

これらの事務を国が処理するということになりましたと、地域の実情に合わせた教育行政がなかなか難しい、できなくなるのではないかと懸念も私は考えているところでございますけれども、その三点、併せてお伺いをさせていただきますか。

○水岡俊一君 第七条に「適用市町村の住民の意向に配慮し」という言葉を入れておまして、あらゆる時点、あらゆる場所において住民の意向を酌み入れるということはもう絶対やっていかないとはいえないことだろうというふうには思っております。

ですから、実際には十八年間すべて同じ計画のままで進むというわけではありませんし、常に変化をしていく可能性は高いわけでありまして、それから教育委員会事務局のスタッフをどのように国家公務員に移行するのかということについては、先ほどお答えしたとおり、それも一つの方法だということに思いますし、文科省から派遣をするという方法もあるのかというふうに思います。それはこれから考えていかなきゃいけない問題だということに思っております、しかしながら、例えばどの学校に進むのかというような地域に密着した情報というのは、これは文科省から直接派遣された人間には分かりにくいことでありますから、市町の元々いらつしやる教育委員会事務局の方々の力を絶対いいただかなきゃいけないというふうに思っております、そこは相互に協力関係をつくっていかなくちゃいけないというふうに考えております。

○浮島とも子君 ありがとうございます。いろいろ様々お伺いさせていただきましたけれども、本当に認識の違いがたくさんありまして、私も、今回のような、この本法律案のような特別法を制定する必要はないんじゃないかということを申し上げさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(関口昌一君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(関口昌一君) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局いたしておりますので、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口昌一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、林君から発言を求められておりますので、これを許します。林久美子君。

○林久美子君 私は、ただいま可決されました独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、原子力の研究、開発及び利用に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の最終処分に関し、その必要性、安全性について国民の理解と協力が得られるよう積極的な情報公開に努めること。

二、政府が定める埋設処分業務の実施に関する基本的な方針及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が作成する埋設処分業務の実施に関する計画について、国民の理解が得られるよう情報提供を行うとともに、放射性廃棄物に係る研究開発の進展、社会経済状況の変化等を勘案し、定期的に検証すること。

また、埋設処分業務の実施に関する基本的な方針の策定に当たっては、科学技術・学術審議会において審議を行い、パブリックコメントを行うなど広く国民の意見を聴き、その反映に努めること。

三、放射性廃棄物の埋設処分地の選定に当たっては、地域住民の不安を解消し、理解と協力が得られるよう努めること。

その際、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、立地計画を策定し、公平な立地選定

をするよう努めること。

四、政府は、放射性廃棄物処分のための埋設施設の安全審査に当たっては、安全審査体制を整備し、審査の過程に万全を期すること。

また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、施設を管理する者として、放射性廃棄物埋設処分施設の安全を確保するとともに、十分な説明責任を果たすこと。

五、放射性廃棄物の処分業務が安全かつ確実に実施されるよう、放射性廃棄物の輸送、処理等に関し、発生者の経済的負担や引き渡される放射性廃棄物の性状等を考慮し、国、独立行政法人日本原子力研究開発機構、関係者の間で密接な連携協力を図ること。

六、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、放射性廃棄物の埋設処分業務をその他の業務と独立した勘定として区分し、厳正に経理を行うとともに、安全性に留意した上で効率的な事業の実施に努めること。

また、政府は、放射性廃棄物の埋設処分が確実に行われるよう独立行政法人日本原子力研究開発機構の予算及び人員の確保に万全を期すること。

七、政府は、放射性廃棄物の処分について責任を持つて安全かつ確実に行われるよう措置すること。

八、研究機関や医療機関等から発生する放射性廃棄物のうち、余裕深度処分が必要となる放射能レベルが高いものについて、その処分方策の検討を進めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(関口昌一君) ただいま林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口昌一君) 全会一致と認めます。よって、林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡海文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡海文部科学大臣。

○国務大臣(渡海三朗君) ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいります。

○委員長(関口昌一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(関口昌一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関口昌一君) 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局いたしておりますので、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口昌一君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(関口昌一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国による三十人学級実現と私学助成大幅拡充に関する請願(第二五〇一号)

一、著作権保護期間の延長反対に関する請願(第二五二九号)

一、すべての障害児へ行き届いた教育の保障に関する請願(第二五四四号)

第二五〇一号 平成二十年五月十三日受理

国による三十人学級実現と私学助成大幅拡充に関する請願

請願者 北九州市小倉南区石田町一三ノ一

二ノ一〇三 平原桂次 外一万六

千九百九十九名

紹介議員 自見庄三郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二五二九号 平成二十年五月十四日受理

著作権保護期間の延長反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市笹沖二二八ノ一 岡

本淳一 外五十二名

紹介議員 藤谷 光信君

この請願の趣旨は、第二二九一号と同じである。

第二五四四号 平成二十年五月十五日受理

すべての障害児へ行き届いた教育の保障に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金一、七〇九ノ二

〇五 田代智子 外一万二千六百

八十一名

紹介議員 小池 晃君

障害のある子供たちとその家族をめぐっては、社会保障・社会福祉制度の見直しとともに、教育制度の大幅な変更によって、様々な困難が押し付けられている。取り分け、二〇〇七年から始まった特別支援教育においては、必要な環境や教員配

置などの条件整備が不十分であり、教育の後退さえ危惧されている。また、全国一斉学力テストの実施など、競争・格差づくりの教育の推進が、通常学級から排除される障害児を増やすとともに、子供たちの健やかな成長・発達を一層難しくしている。

ついでには、すべての障害児に行き届いた教育が保障されるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、通常学級に在籍する障害児の学ぶ条件を整えること。

1 三〇人以下学級を国の責任で実現すること。

2 エレベーターや障害者トイレの設置など、障害児が安心して学べる環境整備を国が計画的に進めること。

3 通級指導教室をすべての小中学校に設置し、教員を配置すること。

4 特別支援教育コーディネーターなど、特別支援教育を進めるために必要な教職員を、すべての小中学校に別枠で配置すること。

5 障害児が一時的に通学困難になった場合に、学習の空白が生じないよう、その病児の状態に応じて、通常学級に籍を置いたまま院内学級、訪問教育が受けられるような柔軟な対応ができるようにすること。

6 病気や障害があっても後期中等教育(高等学校進学と教育)が受けられるよう保障すること。

二、障害児学級(固定式)を大幅に増設・充実すること。

三、障害児学校の教育を充実すること。

1 長時間通学、教室不足、マンモス学校などの実態を解消するために、障害児学校の適正な通学時間、学校規模及び適正配置について国の指針を明らかにすること。

2 障害種別を超えた学校において、障害に見合った専門的な教育や、集団保障ができるよう、障害別教育部門の設置と教職員配置を制

度化すること。

3 障害児学校のセンター的機能を果たすために必要な教員を配置すること。

4 子供たちの通学保障とともに、自立に大きな教育的役割を果たしている寄宿舎の役割を認め、すべての必要な障害児に保障できるように一層充実すること。

平成二十年六月五日印刷

平成二十年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C